

2026年度

大学院学則

法務研究科含む

慶應義塾大学

大学院学則 目次

第1節	総 則	1
第2節	課程及び組織	1
第3節	教育課程	3
第1	文学研究科	3
第2	経済学研究科	13
第3	法学研究科	16
第4	社会学研究科	21
第5	商学研究科	27
第6	医学研究科	32
第7	理工学研究科	44
第8	経営管理研究科	52
第9	政策・メディア研究科	58
第10	健康マネジメント研究科	63
第11	システムデザイン・マネジメント研究科	68
第12	メディアデザイン研究科	71
第13	薬学研究科	74
第4節	課程修了の認定および成績評価	77
第5節	学位及びその授与	78
第6節	入学、留学、休学、退学および再入学	78
第7節	入学検定料、授業料その他	80
第8節	教員組織	81
第8節の2	事務組織	81
第9節	運営組織	81
第10節	収容定員	83
第11節	研究指導施設	84
第12節	科目等履修生、特別聴講生、特別短期留学生、研究生および委託研究生	84
第13節	学年、学期および休校日	85
第14節	厚生保健施設及び寄宿舎	85
第15節	賞 罰	86
第16節	奨学制度	86
第17節	改廃手続	86
附 則		86
別 表		87

大学院法務研究科学則 目次

第1章	総 則	104
第2章	課程および組織	104
第3章	教育課程	104
第4章	成績評価ならびに進級および課程修了の認定	113
第5章	学位およびその授与	115
第6章	入学、留学、休学、退学および再入学	115
第7章	入学検定料、入学金、授業料その他	117
第8章	教員組織	117
第9章	事務組織	117
第10章	運営組織	117
第11章	収容定員	119
第12章	教育施設	119
第13章	科目等履修生、特別聴講生、特別短期留學生、 研修生、法曹リカレント教育研修生および委託研修生	119
第14章	学年、学期および休校日	120
第15章	厚生保健施設および寄宿舎	121
第16章	賞 罰	121
第17章	奨学制度	121
第18章	改廃手続	121
附 則		121
別 表		122

大 学 院 学 則

第1節 総 則

第1条 本大学大学院は、本塾建学の精神に則り、学理及びその応用を教授研究し、学術の深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第1条の2① 本大学大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。

② 前項については、別に定める。

第2節 課程及び組織

第2条 本大学大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置き、その課程を次の各号に区分する。

- 1 次号から第5号までに掲げるものを除き、博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期博士課程（2年）及び後期博士課程（3年）に区分し、前者を修士課程として取り扱うものとする（以下「修士課程」という。）。
- 2 医学に関する博士課程および薬学に関する博士課程のうち薬学専攻の標準修業年限は、4年とし、前期および後期の区分は設けないものとする。
- 3 経営管理、政策・メディア、健康マネジメント、システムデザイン・マネジメント及びメディアデザインに関する修士課程の標準修業年限は、2年とし、後期博士課程の標準修業年限は、3年とする。
- 4 医学に関する修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 5 法学に関する専門職学位課程のうち法曹養成専攻の標準修業年限は、3年とし、グローバル法務専攻の標準修業年限は、1年とする。

第3条① 本大学大学院は、次の研究科、専攻及び課程を置く。

研 究 科 名	専 攻 名	課 程	区 分
文 学 研 究 科	哲学・倫理学、美学美術史学、史学、国文学、中国文学、英米文学、独文学、仏文学、図書館・情報学	博 士 課 程	第2条第1号
経 済 学 研 究 科	経済学	博 士 課 程	第2条第1号
法 学 研 究 科	民事法学、公法学、政治学	博 士 課 程	第2条第1号
社 会 学 研 究 科	社会学、心理学、教育学	博 士 課 程	第2条第1号

商学研究科	商学	博士課程	第2条第1号
医学研究科	医科学	修士課程	第2条第4号
	医学研究系, 医療科学系	博士課程	第2条第2号
理工学研究科	先端数物科学, 化学・生命情報科学, 総合デザイン工学, 人間・社会システム情報科学	博士課程	第2条第1号
経営管理研究科	経営管理	修士課程	第2条第3号
	経営管理	後期博士課程	
政策・メディア研究科	政策・メディア	修士課程	第2条第3号
	政策・メディア	後期博士課程	
法務研究科	法曹養成(法科大学院)	専門職学位課程	第2条第5号
	グローバル法務		
健康マネジメント研究科	看護学, 公衆衛生・スポーツ健康科学	修士課程	第2条第3号
	看護学, 公衆衛生・スポーツ健康科学	後期博士課程	
システムデザイン・マネジメント研究科	システムデザイン・マネジメント	修士課程	第2条第3号
	システムデザイン・マネジメント	後期博士課程	
メディアデザイン研究科	メディアデザイン	修士課程	第2条第3号
	メディアデザイン	後期博士課程	
薬学研究科	薬科学	博士課程	第2条第1号
	薬学	博士課程	第2条第2号

② 法務研究科については、別に定める。

③ 各研究科および各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表7のとおりとする。

第4条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

第5条 後期博士課程ならびに医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第6条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第7条～第9条 削除

第10条 授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

- 1 講義及び演習については、毎週1時間から2時間、15週の授業をもって1単位とする。
- 2 実験及び実習については、各研究科において別に定める。

第3節 教育課程

第1 文学研究科

修士課程

第11条① 文学研究科に設置する修士課程の授業科目及びその配当単位数は、次の通りとする。

哲学・倫理学専攻

哲学特殊講義 I (2)
哲学特殊講義 II (2)
哲学特殊講義 III (2)
哲学特殊講義 IV (2)
哲学特殊講義 V (2)
哲学特殊講義 VI (2)
哲学特殊講義 VII (2)
哲学特殊講義 VIII (2)
哲学特殊講義 IX (2)
哲学特殊講義 X (2)
哲学特殊講義 XI (2)
哲学特殊講義 XII (2)
哲学特殊講義 XIII (2)
哲学特殊講義 XIV (2)
哲学特殊講義 XV (2)
哲学特殊講義 XVI (2)
哲学特殊講義演習 I (2)
哲学特殊講義演習 II (2)
哲学特殊講義演習 III (2)
哲学特殊講義演習 IV (2)
哲学特殊講義演習 V (2)

哲学特殊講義演習 VI (2)
哲学原典研究 I (2)
哲学原典研究 II (2)
哲学原典研究 III (2)
哲学原典研究 IV (2)
哲学原典研究 V (2)
哲学原典研究 VI (2)
倫理学特殊講義 I (2)
倫理学特殊講義 II (2)
倫理学特殊講義 III (2)
倫理学特殊講義 IV (2)
倫理学特殊講義演習 I (2)
倫理学特殊講義演習 II (2)
倫理学特殊講義演習 III (2)
倫理学特殊講義演習 IV (2)
倫理学原典研究 I (2)
倫理学原典研究 II (2)
倫理学原典研究 III (2)
倫理学原典研究 IV (2)
プロジェクト I (2)
プロジェクト II (2)

美学美術史学専攻

美学芸術学特殊講義 I (2)
美学芸術学特殊講義 II (2)
美学芸術学特殊講義演習 I (2)
美学芸術学特殊講義演習 II (2)
美術史特殊講義 I (2)
美術史特殊講義 II (2)
美術史特殊講義 III (2)
美術史特殊講義 IV (2)
美術史特殊講義 V (2)

美術史特殊講義 VI (2)
美術史特殊講義演習 I (2)
美術史特殊講義演習 II (2)
美術史特殊講義演習 III (2)
美術史特殊講義演習 IV (2)
音楽学特殊講義 I (2)
音楽学特殊講義 II (2)
音楽学特殊講義演習 I (2)
音楽学特殊講義演習 II (2)

美学芸術学研究Ⅰ(2)
美学芸術学研究Ⅱ(2)
美学芸術学研究Ⅲ(2)
美学芸術学研究Ⅳ(2)
美学芸術学研究Ⅴ(2)
美学芸術学研究Ⅵ(2)
アート・マネジメント特殊講義Ⅰ(2)
アート・マネジメント特殊講義Ⅱ(2)
アート・マネジメント特殊講義Ⅲ(2)
アート・マネジメント特殊講義Ⅳ(2)
アート・マネジメント特殊講義Ⅴ(2)
アート・マネジメント特殊講義演習Ⅰ(2)
アート・マネジメント特殊講義演習Ⅱ(2)
アート・マネジメント特殊講義演習Ⅲ(2)
アート・マネジメント特殊講義演習Ⅳ(2)

史学専攻

日本史特殊講義Ⅰ(2)
日本史特殊講義Ⅱ(2)
日本史特殊講義Ⅲ(2)
日本史特殊講義Ⅳ(2)
日本史特殊講義演習Ⅰ(2)
日本史特殊講義演習Ⅱ(2)
日本史特殊講義演習Ⅲ(2)
日本史特殊講義演習Ⅳ(2)
東洋史特殊講義Ⅰ(2)
東洋史特殊講義Ⅱ(2)
東洋史特殊講義Ⅲ(2)
東洋史特殊講義Ⅳ(2)
東洋史特殊講義演習Ⅰ(2)
東洋史特殊講義演習Ⅱ(2)
東洋史特殊講義演習Ⅲ(2)
東洋史特殊講義演習Ⅳ(2)
西洋史特殊講義演習Ⅰ(2)
西洋史特殊講義演習Ⅱ(2)
西洋史特殊講義演習Ⅲ(2)

アート・マネジメント特殊講義演習Ⅴ(2)
アート・マーケティング特殊講義Ⅰ(2)
アート・マーケティング特殊講義Ⅱ(2)
アート・マーケティング特殊講義演習Ⅰ(2)
アート・マーケティング特殊講義演習Ⅱ(2)
芸術関係法規演習Ⅰ(2)
芸術関係法規演習Ⅱ(2)
文化資源研究演習Ⅰ(2)
文化資源研究演習Ⅱ(2)
文化資源研究演習Ⅲ(2)
文化資源研究演習Ⅳ(2)
アート・プロジェクト総合演習Ⅰ(2)
アート・プロジェクト総合演習Ⅱ(2)
アート・プロジェクト総合演習Ⅲ(2)
アート・プロジェクト総合演習Ⅳ(2)

西洋史特殊講義演習Ⅳ(2)
西洋史特殊講義Ⅰ(2)
西洋史特殊講義Ⅱ(2)
西洋史特殊講義Ⅲ(2)
西洋史特殊講義Ⅳ(2)
民族学考古学特殊講義Ⅰ(2)
民族学考古学特殊講義Ⅱ(2)
民族学考古学特殊講義Ⅲ(2)
民族学考古学特殊講義Ⅳ(2)
民族学考古学特殊講義演習Ⅰ(2)
民族学考古学特殊講義演習Ⅱ(2)
民族学考古学特殊講義演習Ⅲ(2)
民族学考古学特殊講義演習Ⅳ(2)
史学特殊講義Ⅰ(2)
史学特殊講義Ⅱ(2)
史学特殊講義Ⅲ(2)
史学特殊講義Ⅳ(2)
古文書学特殊講義Ⅰ(2)
古文書学特殊講義Ⅱ(2)

国文学専攻

国文学研究	I	(2)
国文学研究	II	(2)
国文学研究	III	(2)
国文学研究	IV	(2)
国文学研究	V	(2)
国文学研究	VI	(2)
国文学研究	VII	(2)
国文学研究	VIII	(2)
国文学研究	IX	(2)
国文学研究	X	(2)
国文学研究	XI	(2)
国文学研究	XII	(2)
国文学研究	XIII	(2)
国文学研究	XIV	(2)
国文学研究	XV	(2)
国文学研究	XVI	(2)
国文学研究	XVII	(2)
国文学研究	XVIII	(2)
国文学研究	XIX	(2)
国文学研究	XX	(2)
国文学研究	XXI	(2)
国文学研究	XXII	(2)
国語学研究	I	(2)
国語学研究	II	(2)
芸能史	I	(2)

中国文学専攻

中国文学研究	I	(2)
中国文学研究	II	(2)
中国文学研究	III	(2)
中国文学研究	IV	(2)
中国文学研究	V	(2)
中国文学研究	VI	(2)
中国文学研究	VII	(2)
中国文学研究	VIII	(2)
中国文学研究	IX	(2)

芸能史	II	(2)
斯道文庫書誌学講座	I	(2)
斯道文庫書誌学講座	II	(2)
斯道文庫書誌学講座	III	(2)
斯道文庫書誌学講座	IV	(2)
斯道文庫書誌学講座	V	(2)
斯道文庫書誌学講座	VI	(2)
日本漢文学	I	(2)
日本漢文学	II	(2)
日本語学特殊講義	I	(2)
日本語学特殊講義	II	(2)
日本語学特殊講義	III	(2)
日本語学特殊講義	IV	(2)
日本語学特殊講義	V	(2)
日本語学特殊講義	VI	(2)
日本語学特殊講義	VII	(2)
日本語学特殊講義	VIII	(2)
日本語教育学特殊講義	I	(2)
日本語教育学特殊講義	II	(2)
日本語教育学特殊講義	III	(2)
日本語教育学特殊講義	IV	(2)
日本語教育学特殊講義	V	(2)
日本語教育学特殊講義	VI	(2)
日本語教育学特殊講義演習	I	(2)
日本語教育学特殊講義演習	II	(2)

中国文学研究	X	(2)
中国文学研究	XI	(2)
中国文学研究	XII	(2)
中国文学研究	XIII	(2)
中国文学研究	XIV	(2)
中国語学研究	I	(2)
中国語学研究	II	(2)
中国語学研究	III	(2)
中国語学研究	IV	(2)

中日比較文学研究Ⅰ(2)

英米文学専攻

- 中世英語英文学特殊講義Ⅰ(2)
- 中世英語英文学特殊講義Ⅱ(2)
- 中世英語英文学特殊講義演習Ⅰ(2)
- 中世英語英文学特殊講義演習Ⅱ(2)
- 近代英米文学特殊講義Ⅰ(2)
- 近代英米文学特殊講義Ⅱ(2)
- 近代英米文学特殊講義演習Ⅰ(2)
- 近代英米文学特殊講義演習Ⅱ(2)
- 現代英米文学特殊講義Ⅰ(2)
- 現代英米文学特殊講義Ⅱ(2)
- 現代英米文学特殊講義演習Ⅰ(2)
- 現代英米文学特殊講義演習Ⅱ(2)
- 英語学特殊講義Ⅰ(2)
- 英語学特殊講義Ⅱ(2)
- 英語学特殊講義演習Ⅰ(2)

独文学専攻

- ドイツ文学研究Ⅰ(2)
- ドイツ文学研究Ⅱ(2)
- ドイツ文学研究Ⅲ(2)
- ドイツ文学研究Ⅳ(2)
- ドイツ文学研究Ⅴ(2)
- ドイツ文学研究Ⅵ(2)
- ドイツ文学演習Ⅰ(2)
- ドイツ文学演習Ⅱ(2)
- ドイツ文学演習Ⅲ(2)
- ドイツ文学演習Ⅳ(2)
- ドイツ文学演習Ⅴ(2)
- ドイツ文学演習Ⅵ(2)
- ドイツ語学研究Ⅰ(2)
- ドイツ語学研究Ⅱ(2)

仏文学専攻

- 中世仏語仏文学特殊講義Ⅰ(2)
- 中世仏語仏文学特殊講義Ⅱ(2)
- 中世仏語仏文学特殊講義演習Ⅰ(2)
- 中世仏語仏文学特殊講義演習Ⅱ(2)

中日比較文学研究Ⅱ(2)

- 英語学特殊講義演習Ⅱ(2)
- 英語史特殊講義演習Ⅰ(2)
- 英語史特殊講義演習Ⅱ(2)
- 米文学特殊講義Ⅰ(2)
- 米文学特殊講義Ⅱ(2)
- 米文学特殊講義演習Ⅰ(2)
- 米文学特殊講義演習Ⅱ(2)
- 比較文学Ⅰ(2)
- 比較文学Ⅱ(2)
- 古典文学Ⅰ(2)
- 古典文学Ⅱ(2)
- 文芸批評史Ⅰ(2)
- 文芸批評史Ⅱ(2)
- 言語学特殊講義Ⅰ(2)
- 言語学特殊講義Ⅱ(2)

- ドイツ語学研究Ⅲ(2)
- ドイツ語学研究Ⅳ(2)
- ドイツ語学演習Ⅰ(2)
- ドイツ語学演習Ⅱ(2)
- 比較文学Ⅰ(2)
- 比較文学Ⅱ(2)
- 古典文学Ⅰ(2)
- 古典文学Ⅱ(2)
- 文芸批評史Ⅰ(2)
- 文芸批評史Ⅱ(2)
- 言語学特殊講義Ⅰ(2)
- 言語学特殊講義Ⅱ(2)
- 演劇史Ⅰ(2)
- 演劇史Ⅱ(2)

- 近代仏語仏文学特殊講義Ⅰ(2)
- 近代仏語仏文学特殊講義Ⅱ(2)
- 近代仏語仏文学特殊講義演習Ⅰ(2)
- 近代仏語仏文学特殊講義演習Ⅱ(2)

現代仏文学特殊講義Ⅰ(2)
現代仏文学特殊講義Ⅱ(2)
現代仏文学特殊講義演習Ⅰ(2)
現代仏文学特殊講義演習Ⅱ(2)
仏語仏文学特殊講義演習Ⅰ(2)
仏語仏文学特殊講義演習Ⅱ(2)
仏語仏文学特殊講義演習Ⅲ(2)

図書館・情報学専攻

情報学特殊講義Ⅰ(2)
情報学特殊講義Ⅱ(2)
情報学特殊講義Ⅲ(2)
情報学特殊講義Ⅳ(2)
情報学特殊講義演習Ⅰ(2)
情報学特殊講義演習Ⅱ(2)
情報メディア特殊講義Ⅰ(2)
情報メディア特殊講義Ⅱ(2)
情報メディア特殊講義Ⅲ(2)
情報メディア特殊講義Ⅳ(2)
情報メディア特殊講義演習Ⅰ(2)
情報メディア特殊講義演習Ⅱ(2)
情報検索特殊講義Ⅰ(2)
情報検索特殊講義Ⅱ(2)
情報検索特殊講義Ⅲ(2)
情報検索特殊講義Ⅳ(2)
情報検索特殊講義演習Ⅰ(2)
情報検索特殊講義演習Ⅱ(2)
情報システム特殊講義Ⅰ(2)
情報システム特殊講義Ⅱ(2)
情報システム特殊講義Ⅲ(2)
情報システム特殊講義Ⅳ(2)
情報システム特殊講義演習Ⅰ(2)
情報システム特殊講義演習Ⅱ(2)
調査研究法Ⅰ(2)
調査研究法Ⅱ(2)
情報分析論Ⅰ(2)

全専攻共通

人文学研究の方法論Ⅰ(2)

仏語仏文学特殊講義演習Ⅳ(2)
仏語仏文学特殊講義演習Ⅴ(2)
仏語仏文学特殊講義演習Ⅵ(2)
古典文学Ⅰ(2)
古典文学Ⅱ(2)
言語学特殊講義Ⅰ(2)
言語学特殊講義Ⅱ(2)

情報分析論Ⅱ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅰ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅱ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅲ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅳ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅴ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅵ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅶ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅷ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅸ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅹ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅺ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅻ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅼ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅽ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅾ(2)
情報資源管理特殊講義Ⅿ(2)
情報資源管理特殊講義ⅰ(2)
情報資源管理特殊講義ⅱ(2)
情報資源管理特殊講義ⅲ(2)
情報資源管理特殊講義ⅳ(2)
情報資源管理特殊講義ⅴ(2)
情報資源管理特殊講義ⅵ(2)
情報資源管理特殊講義ⅶ(2)
情報資源管理特殊講義ⅷ(2)
情報資源管理特殊講義ⅸ(2)
情報資源管理特殊講義ⅹ(2)
情報資源管理特殊講義ⅺ(2)
情報資源管理特殊講義ⅻ(2)
情報資源管理特殊講義演習Ⅰ(2)
情報資源管理特殊講義演習Ⅱ(2)
情報資源管理特殊講義演習Ⅲ(2)
情報資源管理特殊講義演習Ⅳ(2)

人文学研究の方法論Ⅱ(2)

② 文学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適当と認める授業科目を、文学研究科の定める授業科目として認定又は設置することができる。この単位数は、文学研究科委員会が定める。

第12条 削除

第13条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第14条 指導教授が必要と認めるときは、本大学、本大学付設の研究所等、又は文学研究科委員会の認める他大学大学院における授業科目を履修することができる。

第15条① 修士課程の修了要件は、32単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

② 文学研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で自由科目として修得した文学研究科設置科目の単位を、入学後、12単位まで本条第一項に定める単位数に含めることができる。

③ 文学研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で修得した単位を、入学後、10単位まで本条第一項に定める単位数に含めることができる。

第16条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて文学研究科委員会に提出しなければならない。

② 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第17条 文学研究科で取得できる教員免許状及び免許教科の種類は、次の通りとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻	免許教科の種類	
文学研究科	哲学・倫理学専攻	社 会
	美学美術史学専攻	社 会
	史 学 専 攻	社 会
	国 文 学 専 攻	国 語
	中国文学専攻	国 語
	英米文学専攻	英 語
	独 文 学 専 攻	ド イ ツ 語
	仏 文 学 専 攻	フ ラ ン ス 語
図書館・情報学専攻	社 会	

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
文学研究科	哲学・倫理学専攻	公 民
	美学美術史学専攻	公 民
	史学専攻	地 理 歴 史
	国文学専攻	国 語
	中国文学専攻	国 語
	英米文学専攻	英 語
	独文学専攻	ド イ ツ 語
	仏文学専攻	フ ラ ン ス 語
図書館・情報学専攻	公 民	

後期博士課程

第18条① 文学研究科に設置する後期博士課程の授業科目及びその配当単位数は、次の通りとする。

哲学・倫理学専攻

哲学特殊研究Ⅰ(2)	倫理学特殊研究Ⅰ(2)
哲学特殊研究Ⅱ(2)	倫理学特殊研究Ⅱ(2)
哲学特殊研究Ⅲ(2)	倫理学特殊研究Ⅲ(2)
哲学特殊研究Ⅳ(2)	倫理学特殊研究Ⅳ(2)
哲学特殊研究演習Ⅰ(2)	倫理学特殊研究演習Ⅰ(2)
哲学特殊研究演習Ⅱ(2)	倫理学特殊研究演習Ⅱ(2)
哲学特殊研究演習Ⅲ(2)	プロジェクトⅠ(2)
哲学特殊研究演習Ⅳ(2)	プロジェクトⅡ(2)

美学美術史学専攻

美学芸術学特殊研究Ⅰ(2)	美術史特殊研究演習Ⅲ(2)
美学芸術学特殊研究Ⅱ(2)	美術史特殊研究演習Ⅳ(2)
美学芸術学特殊研究演習Ⅰ(2)	美術史特殊研究演習Ⅴ(2)
美学芸術学特殊研究演習Ⅱ(2)	美術史特殊研究演習Ⅵ(2)
美術史特殊研究Ⅰ(2)	音楽学特殊研究Ⅰ(2)
美術史特殊研究Ⅱ(2)	音楽学特殊研究Ⅱ(2)
美術史特殊研究演習Ⅰ(2)	音楽学特殊研究演習Ⅰ(2)
美術史特殊研究演習Ⅱ(2)	音楽学特殊研究演習Ⅱ(2)

史学専攻

日本史特殊研究Ⅰ(2)	日本史特殊研究Ⅲ(2)
日本史特殊研究Ⅱ(2)	日本史特殊研究Ⅳ(2)

日本史特殊研究演習Ⅰ(2)
日本史特殊研究演習Ⅱ(2)
日本史特殊研究演習Ⅲ(2)
日本史特殊研究演習Ⅳ(2)
東洋史特殊研究Ⅰ(2)
東洋史特殊研究Ⅱ(2)
東洋史特殊研究演習Ⅰ(2)
東洋史特殊研究演習Ⅱ(2)

国文学専攻

国文学特殊研究Ⅰ(2)
国文学特殊研究Ⅱ(2)
国文学特殊研究Ⅲ(2)
国文学特殊研究Ⅳ(2)
国文学特殊研究Ⅴ(2)
国文学特殊研究Ⅵ(2)
国文学特殊研究Ⅶ(2)

中国文学専攻

中国文学特殊研究Ⅰ(2)
中国文学特殊研究Ⅱ(2)
中国文学特殊研究Ⅲ(2)
中国文学特殊研究Ⅳ(2)
中国文学特殊研究Ⅴ(2)
中国文学特殊研究Ⅵ(2)

英米文学専攻

中世英文学特殊研究Ⅰ(2)
中世英文学特殊研究Ⅱ(2)
中世英文学特殊研究演習Ⅰ(2)
中世英文学特殊研究演習Ⅱ(2)
近代英米文学特殊研究Ⅰ(2)
近代英米文学特殊研究Ⅱ(2)
近代英米文学特殊研究演習Ⅰ(2)
近代英米文学特殊研究演習Ⅱ(2)
現代英米文学特殊研究Ⅰ(2)
現代英米文学特殊研究Ⅱ(2)

独文学専攻

ドイツ文学特殊研究Ⅰ(2)
ドイツ文学特殊研究Ⅱ(2)

西洋史特殊研究演習Ⅰ(2)
西洋史特殊研究演習Ⅱ(2)
西洋史特殊研究演習Ⅲ(2)
西洋史特殊研究演習Ⅳ(2)
民族学考古学特殊研究Ⅰ(2)
民族学考古学特殊研究Ⅱ(2)
民族学考古学特殊研究演習Ⅰ(2)
民族学考古学特殊研究演習Ⅱ(2)

国文学特殊研究Ⅷ(2)
国文学特殊研究Ⅸ(2)
国文学特殊研究Ⅹ(2)
国語学特殊研究Ⅰ(2)
国語学特殊研究Ⅱ(2)
中日比較文学特殊研究Ⅰ(2)
中日比較文学特殊研究Ⅱ(2)

中国文学特殊研究Ⅶ(2)
中国文学特殊研究Ⅷ(2)
中国語学特殊研究Ⅰ(2)
中国語学特殊研究Ⅱ(2)
中日比較文学特殊研究Ⅰ(2)
中日比較文学特殊研究Ⅱ(2)

現代英米文学特殊研究演習Ⅰ(2)
現代英米文学特殊研究演習Ⅱ(2)
米文学特殊研究Ⅰ(2)
米文学特殊研究Ⅱ(2)
米文学特殊研究演習Ⅰ(2)
米文学特殊研究演習Ⅱ(2)
英語学特殊研究Ⅰ(2)
英語学特殊研究Ⅱ(2)
英語学特殊研究演習Ⅰ(2)
英語学特殊研究演習Ⅱ(2)

ドイツ文学特殊研究Ⅲ(2)
ドイツ文学特殊研究Ⅳ(2)

ドイツ文学特殊研究Ⅴ (2)
ドイツ文学特殊研究Ⅵ (2)
ドイツ文学特殊演習Ⅰ (2)
ドイツ文学特殊演習Ⅱ (2)
ドイツ文学特殊演習Ⅲ (2)

仏文学専攻

中世仏文学特殊研究Ⅰ (2)
中世仏文学特殊研究Ⅱ (2)
近代仏文学特殊研究Ⅰ (2)
近代仏文学特殊研究Ⅱ (2)
近代仏文学特殊研究演習Ⅰ (2)
近代仏文学特殊研究演習Ⅱ (2)

図書館・情報学専攻

情報学特殊研究Ⅰ (2)
情報学特殊研究Ⅱ (2)
情報学特殊研究Ⅲ (2)
情報学特殊研究Ⅳ (2)
情報学特殊研究Ⅴ (2)
情報学特殊研究Ⅵ (2)
情報学特殊研究Ⅶ (2)
情報学特殊研究Ⅷ (2)
情報メディア特殊研究Ⅰ (2)
情報メディア特殊研究Ⅱ (2)
情報メディア特殊研究Ⅲ (2)
情報メディア特殊研究Ⅳ (2)
情報メディア特殊研究Ⅴ (2)

全専攻共通

人文学研究の方法論Ⅰ (2)

ドイツ文学特殊演習Ⅳ (2)
ドイツ文学特殊演習Ⅴ (2)
ドイツ文学特殊演習Ⅵ (2)
ドイツ語学特殊研究Ⅰ (2)
ドイツ語学特殊研究Ⅱ (2)

現代仏文学特殊研究Ⅰ (2)
現代仏文学特殊研究Ⅱ (2)
現代仏文学特殊研究演習Ⅰ (2)
現代仏文学特殊研究演習Ⅱ (2)
仏語学特殊研究Ⅰ (2)
仏語学特殊研究Ⅱ (2)

情報メディア特殊研究Ⅵ (2)
情報検索特殊研究Ⅰ (2)
情報検索特殊研究Ⅱ (2)
情報検索特殊研究Ⅲ (2)
情報検索特殊研究Ⅳ (2)
情報検索特殊研究Ⅴ (2)
情報検索特殊研究Ⅵ (2)
情報システム特殊研究Ⅰ (2)
情報システム特殊研究Ⅱ (2)
情報システム特殊研究Ⅲ (2)
情報システム特殊研究Ⅳ (2)
情報システム特殊研究Ⅴ (2)
情報システム特殊研究Ⅵ (2)

人文学研究の方法論Ⅱ (2)

② 文学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、各専攻において相当と認める授業科目を、文学研究科の定める授業科目として認定又は設置することができる。この単位数は、文学研究科委員会が定める。

第19条 原則として各年度2科目4単位以上を3年にわたり履修し、指導教授の担当する2科目を含め、合計6科目12単位以上の授業科目を修得しなければならない。

第20条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第21条 指導教授が必要と認めたときは、他の研究科、学部、大学付設の研究所等の授業科目を履修することができる。

第22条 博士課程の修了要件は、第19条及び第109条に定める要件をみたすこととする。

第23条① 学位論文は，3部作成し，指導教授を通じて文学研究科委員会に提出し，その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は，論文受理後1年以内に行う。

第24条 最終試験は，学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第2 経済学研究科

修士課程

第25条① 経済学研究科に設置する修士課程の授業科目およびその学期毎の配当単位数は、次の通りとする。

1 基礎科目

ミクロ経済学 (2)

マクロ経済学 (2)

計量経済学 中級 (2)

数理統計学 (2)

欧米経済史・日本経済史 (2)

経済学説・経済思想 (2)

2 専攻科目

ミクロ経済学 上級 (2)

マクロ経済学 上級 (2)

数理経済学 (2)

経済数学 (2)

計量経済学 上級 (2)

経済学 史 (2)

社会 思想 (2)

欧米 経済 史 (2)

日本 経済 史 (2)

産業 組織 論 (2)

労働 経済 論 (2)

社会 政策 論 (2)

工業 経済 論 (2)

農業 経済 論 (2)

経済 政策 論 (2)

金融 論 (2)

財 政 論 (2)

公 共 経 済 学 (2)

現代 日本 経済 論 (2)

現代 資本 主義 論 (2)

世界 経済 論 (2)

国際 貿易 論 (2)

開発 経済 論 (2)

経済 地理 学 (2)

都市 経済 論 (2)

環境 経済 論 (2)

社 会 史 (2)

3 演習科目

ミクロ経済学 演習 (2)

マクロ経済学 演習 (2)

数理経済学 演習 (2)

経済数学 演習 (2)

計量経済学 演習 (2)

経済学 史 演習 (2)

社会 思想 演習 (2)

経済 史 演習 (2)

産業 論 演習 (2)

産業 組織 論 演習 (2)

労働 経済 論 演習 (2)

社会 政策 論 演習 (2)

経済 政策 論 演習 (2)

金融 論 演習 (2)

財 政 論 演習 (2)

日本 経済 論 演習 (2)

国際 経済 論 演習 (2)

環境 経済 論 演習 (2)

社 会 史 演習 (2)

4 プロジェクト科目

プロジェクト (2)

② 経済学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、経済学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、経済学研究科委員会が定める。

第26条① 入学した者は、指導教授の指示により授業科目を選択履修し、研究指導を受けなければならない。

② 指導教授が必要と認めた場合には、他の研究科、学部、研究所等塾内諸機関に設置された授業科目、又は経済学研究科委員会の認める他大学大学院における授業科目を指定して履修させることがある。

第27条 授業科目は、30単位以上履修しなければならない。ただし、専攻科目から10単位以上、演習科目から8単位以上履修しなければならない。

第28条① 他研究科設置科目、又は経済学研究科委員会の認める他大学大学院における授業科目の履修は、4単位までを前条に定める単位数に含めることができる。

② 経済学研究科委員会があらかじめ指定した学部を卒業、または指定した研究科、他大学大学院を修了した者の内、経済学研究科設置科目について、指定した方法で入学前に修得した場合、入学後、14単位までを前条に定める単位数に含めることができる。

③ 経済学研究科委員会があらかじめ指定した研究科、他大学大学院に入学した後に、指定された方法で経済学研究科に入学した者については、当該研究科で修得した単位を、入学後、10単位まで前条に定める単位数に含めることができる。

④ 本学において修得した単位以外のものについて、前3項により前条に定める単位数に含めることができるのは合わせて10単位を超えないものとする。

第29条 修士課程の修了要件は、第26条に定める研究指導を受け、第27条および前条に定める授業科目30単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第30条① 学位論文は、3部作成し、経済学研究科委員会に提出する。提出の時期、その審査および最終試験の日程は、経済学研究科委員会が定める。

② 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

③ 第109条第2項にかかわらず、修士学位の審査に関しては、経済学研究科委員会が認めた時は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第31条 経済学研究科で取得できる教員免許状及び免許教科の種類は、次の通りとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
経済学研究科	経済学専攻	社会

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
経済学研究科	経済学専攻	地理歴史・公民

後期博士課程

第32条① 経済学研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

1 特論科目

ミクロ経済学特論 (2)	経済史特論 (2)
マクロ経済学特論 (2)	制度・政策論特論 (2)
数理経済学特論 (2)	国際経済論特論 (2)
計量経済学特論 (2)	社会・環境論特論 (2)
経済学史・思想史特論 (2)	

2 演習科目

ミクロ経済学演習 (2)	経済史演習 (2)
マクロ経済学演習 (2)	制度・政策論演習 (2)
数理経済学演習 (2)	国際経済論演習 (2)
計量経済学演習 (2)	社会・環境論演習 (2)
経済学史・思想史演習 (2)	

3 プロジェクト科目

プロジェクト (2)

② 経済学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、経済学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、経済学研究科委員会が定める。

第33条 入学又は進学した者は、指導教授の指示により授業科目を選択履修し、研究指導を受けなければならない。

第34条 指導教授が必要と認めた場合には、他の研究科、研究所等塾内諸機関に設置された授業科目、又は経済学研究科委員会の認める他大学大学院における授業科目を指定して履修させることがある。

第35条 授業科目は、12単位以上を履修しなければならない。

第36条 博士課程の修了要件は、第33条に定める研究指導を受け、前条に定める授業科目12単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第37条① 学位論文は、3部作成し、経済学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第38条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第3 法学研究科

修士課程

第39条① 法学研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

民事法学専攻

合同演習 I (2)

合同演習 II (2)

外国法特殊講義 I (2)

外国法特殊講義 II (2)

法哲学特殊講義 I (2)

法哲学特殊講義 II (2)

法社会学特殊講義 I (2)

法社会学特殊講義 II (2)

民法特殊講義 I (2)

民法特殊講義 II (2)

商法特殊講義 I (2)

商法特殊講義 II (2)

民事訴訟法特殊講義 I (2)

民事訴訟法特殊講義 II (2)

公法学専攻

合同演習 I (2)

合同演習 II (2)

外国法特殊講義 I (2)

外国法特殊講義 II (2)

法哲学特殊講義 I (2)

法哲学特殊講義 II (2)

法社会学特殊講義 I (2)

法社会学特殊講義 II (2)

憲法特殊講義 I (2)

憲法特殊講義 II (2)

行政法特殊講義 I (2)

行政法特殊講義 II (2)

租税法特殊講義 I (2)

知的財産法特殊講義 I (2)

知的財産法特殊講義 II (2)

社会法特殊講義 I (2)

社会法特殊講義 II (2)

国際私法特殊講義 I (2)

国際私法特殊講義 II (2)

法制史特殊講義 I (2)

法制史特殊講義 II (2)

租税法特殊講義 I (2)

租税法特殊講義 II (2)

環境法特殊講義 I (2)

環境法特殊講義 II (2)

宇宙法特殊講義 I (2)

宇宙法特殊講義 II (2)

租税法特殊講義 II (2)

環境法特殊講義 I (2)

環境法特殊講義 II (2)

国際法特殊講義 I (2)

国際法特殊講義 II (2)

刑事法特殊講義 I (2)

刑事法特殊講義 II (2)

社会法特殊講義 I (2)

社会法特殊講義 II (2)

法制史特殊講義 I (2)

法制史特殊講義 II (2)

宇宙法特殊講義 I (2)

宇宙法特殊講義 II (2)

政治学専攻

政治思想論 (特殊研究・特殊演習・合同演習) (2)

政治・社会論 (特殊研究・特殊演習・合同演習) (2)

日本政治論 (特殊研究・特殊演習・合同演習) (2)

- 地域研究・比較政治論（特殊研究Ⅰ・特殊研究Ⅱ・特殊研究Ⅲ・特殊研究Ⅳ・
 特殊研究Ⅴ・特殊研究Ⅵ・特殊研究Ⅶ・特殊研究Ⅷ・特殊演習Ⅰ・
 特殊演習Ⅱ・特殊演習Ⅲ・特殊演習Ⅳ・特殊演習Ⅴ・合同演習）（2）
- 国際政治論（特殊研究・特殊演習・合同演習）（2）
- 憲法（特殊講義Ⅰ・特殊講義Ⅱ・合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ）（2）
- 行政法（特殊講義Ⅰ・特殊講義Ⅱ・合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ）（2）
- 国際法（特殊講義Ⅰ・特殊講義Ⅱ・合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ）（2）
- 法哲学（特殊講義Ⅰ・特殊講義Ⅱ）（2）
- 法社会学（特殊講義Ⅰ・特殊講義Ⅱ）（2）
- 基礎法学（合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ）（2）
- 法制史（特殊講義Ⅰ・特殊講義Ⅱ・合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ）（2）

- ② 前項に掲げる授業科目のうち、法学研究科委員会が特に定める授業科目については、その授業科目においてそれぞれ内容を異にする二以上の特殊講義，特殊演習，合同演習等が開講される。その単位数は、各2単位とする。
- ③ 法学研究科委員会は、二以上の授業科目または専攻を統合した総合合同演習を法学研究科の授業科目として設置することができる。その単位数は、各2単位とする。
- ④ 法学研究科委員会は、前3項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適当と認める授業科目を法学研究科の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、法学研究科委員会が定める。

- 第40条**① 民法法学を専攻する者は、同専攻に設置された授業科目のうちから24単位以上を含めて、法学研究科の定める授業科目のうちから32単位以上を履修しなければならない。この場合において、これらの単位のうちには、同専攻に設置された合同演習または総合合同演習の単位を各学年4単位以上、2年にわたり履修して、合計8単位以上含まなければならない。なお、第1学年においては、合計24単位以上を履修することを原則とする。
- ② 公法学を専攻する者は、同専攻に設置された授業科目のうちから24単位以上を含めて、法学研究科の定める授業科目のうちから32単位以上を履修しなければならない。この場合において、これらの単位のうちには、同専攻に設置された合同演習または総合合同演習の単位を各学年4単位以上、2年にわたり履修して、合計8単位以上含まなければならない。なお、第1学年においては、合計24単位以上を履修することを原則とする。
- ③ 政治学を専攻する者は、同専攻に設置された授業科目のうちから24単位以上を含めて、本大学大学院の定める授業科目のうちから30単位以上を履修しなければならない。
- ④ 各専攻に設置された授業科目以外の授業科目を履修するときは、あらかじめその授業科目の担当者の承認を得なければならない。
- ⑤ 各学年における授業科目の履修は、自由科目を除き40単位を超えることはできない。

第41条 授業科目の選択履修に当たっては、あらかじめ学習指導教員の指示を受けなければならない。

第42条① 学習指導教員が必要と認めた場合には、法学研究科委員会の承認を得て、第40条の規定と異なる履修方法を個別的に指示することができる。

- ② 学習指導教員が必要と認めた場合には、他の専攻もしくは研究科または学部等の授業科目を指定し、履修させることができる。なお、この指定を受けた者は、当該指定科目を修得しない限り、最終試験を受けることはできない。
- ③ 学習指導教員が学生の特別な修学上の理由により適当と認めるときは、本大学その他の研究教育機関の授業科目の履修を許可することができる。
- ④ 法学研究科委員会は、学生の教育上有益と認めるときは、本大学大学院法学研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の法学研究科における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。
- ⑤ 前2項の許可を受けた授業科目で、法学研究科委員会において法学研究科の定める授業科目と認定されたものについては、10単位を超えない範囲で修了に要する第40条の単位数に算入することができる。
- ⑥ 法学研究科委員会は、学生の教育上有益と認めるときは、本大学大学院法学研究科に入学する前に法学研究科に設置された授業科目について指定した方法で修得した単位を、入学した後の法学研究科における授業科目の履修により修得したものと認定し、12単位を超えない範囲で修了に要する第40条の単位数に算入することができる。

第43条① 修士課程の修了要件は、第40条に定めるところに従い、法学研究科に設置または認定されている授業科目中32単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたとすこととする。ただし、政治学専攻にあつては、授業科目の修得単位数は30単位以上とする。

② 修士論文を提出しようとする者は、当該学年において論文指導教員の指導を受けなければならない。

第44条① 学位論文は、3部作成し、論文指導教員を通じて法学研究科委員会が定める期間内に法学研究科委員会に提出しなければならない。

② 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第45条 法学研究科で取得できる教員免許状および免許教科の種類は、次のとおりとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
法学研究科	民事法学専攻	社 会
	公法学専攻	社 会
	政治学専攻	社 会

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
法学研究科	民事法学専攻	公 民
	公法学専攻	地理歴史・公民
	政治学専攻	地理歴史・公民

後期博士課程

第46条① 法学研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

民事法学専攻

合同演習 I (2)	社会法特殊研究 II (2)
合同演習 II (2)	外国法特殊研究 I (2)
民法特殊研究 I (2)	外国法特殊研究 II (2)
民法特殊研究 II (2)	法哲学特殊研究 I (2)
商法特殊研究 I (2)	法哲学特殊研究 II (2)
商法特殊研究 II (2)	法社会学特殊研究 I (2)
国際私法特殊研究 I (2)	法社会学特殊研究 II (2)
国際私法特殊研究 II (2)	法制史特殊研究 I (2)
民事訴訟法特殊研究 I (2)	法制史特殊研究 II (2)
民事訴訟法特殊研究 II (2)	環境法特殊研究 I (2)
知的財産法特殊研究 I (2)	環境法特殊研究 II (2)
知的財産法特殊研究 II (2)	租税法特殊研究 I (2)
社会法特殊研究 I (2)	租税法特殊研究 II (2)

公法学専攻

合同演習 I (2)	刑事法特殊研究 I (2)
合同演習 II (2)	刑事法特殊研究 II (2)
憲法特殊研究 I (2)	外国法特殊研究 I (2)
憲法特殊研究 II (2)	外国法特殊研究 II (2)
行政法特殊研究 I (2)	法哲学特殊研究 I (2)
行政法特殊研究 II (2)	法哲学特殊研究 II (2)
環境法特殊研究 I (2)	法社会学特殊研究 I (2)
環境法特殊研究 II (2)	法社会学特殊研究 II (2)
租税法特殊研究 I (2)	法制史特殊研究 I (2)
租税法特殊研究 II (2)	法制史特殊研究 II (2)
国際法特殊研究 I (2)	社会法特殊研究 I (2)
国際法特殊研究 II (2)	社会法特殊研究 II (2)

政治学専攻

政治思想論 (特殊研究・特殊演習・合同演習)	(2)
政治・社会論 (特殊研究・特殊演習・合同演習)	(2)
日本政治論 (特殊研究・特殊演習・合同演習)	(2)
地域研究・比較政治論 (特殊研究・特殊演習・合同演習)	(2)
国際政治論 (特殊研究・特殊演習・合同演習)	(2)
憲法 (特殊研究 I・特殊研究 II・合同演習 I・合同演習 II)	(2)
行政法 (特殊研究 I・特殊研究 II・合同演習 I・合同演習 II)	(2)
国際法 (特殊研究 I・特殊研究 II・合同演習 I・合同演習 II)	(2)

- 法 哲 学 (特殊研究Ⅰ・特殊研究Ⅱ) (2)
- 法 社 会 学 (特殊研究Ⅰ・特殊研究Ⅱ) (2)
- 基 礎 法 学 (合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ) (2)
- 法 制 史 (特殊研究Ⅰ・特殊研究Ⅱ・合同演習Ⅰ・合同演習Ⅱ) (2)

- ② 前項に掲げる授業科目のうち、法学研究科委員会が特に定める授業科目については、その授業科目においてそれぞれ内容を異にする二以上の特殊講義、特殊演習、合同演習等が開講される。その単位数は、各2単位とする。
- ③ 法学研究科委員会は、二以上の授業科目または専攻を統合した総合合同演習を法学研究科の授業科目として設置することができる。その単位数は、各2単位とする。
- ④ 法学研究科委員会は、前3項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適当と認める授業科目を、法学研究科の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、法学研究科委員会が定める。

第47条① 後期博士課程に在学する者は、各学年において前条に定める授業科目につき、各専攻に設置された合同演習または総合合同演習を含めて4単位以上を履修しなければならない。ただし、政治学専攻にあっては、論文指導を受けようとする教員の担当するまたは指示する授業科目4単位以上を履修すれば足りる。

② 各専攻に設置された授業科目以外の授業科目を履修するときは、あらかじめその授業科目の担当者の承認を受けなければならない。

第48条 授業科目の選択履修に当たっては、あらかじめ学習指導教員の指示を受けなければならない。

第49条① 学習指導教員が必要と認めた場合には、法学研究科委員会の承認を得て、第47条の規定と異なる履修方法を個別的に指示することができる。

② 学習指導教員が学生の特別な修学上の理由により適当と認めるときは、本大学その他の研究教育機関の授業科目の履修を許可することができる。

③ 前項の許可を受けた授業科目で、あらかじめ法学研究科委員会の承認を得たものは、第47条の単位数に算入することができる。

第50条 博士課程の修了要件は、各学年において第47条に定める単位を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第51条① 学位論文は、3部作成し、論文指導教員を通じて法学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第52条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第4 社会学研究科

修士課程

第53条① 社会学研究科に設置する修士課程の授業科目及びその配当単位数は、次の通りとする。

社会学専攻

科学方法論 I (2)	パーソナリティ実習 II (2)
科学方法論 II (2)	研究方法論 I (2)
社会調査特論 I (2)	研究方法論 II (2)
社会調査特論 II (2)	社会学史演習 I (2)
社会学史特論 I (2)	社会学史演習 II (2)
社会学史特論 II (2)	社会学理論演習 I (2)
社会学理論特論 I (2)	社会学理論演習 II (2)
社会学理論特論 II (2)	社会学演習 I (2)
社会学特論 I (2)	社会学演習 II (2)
社会学特論 II (2)	社会史演習 I (2)
社会学講義 (2)	社会史演習 II (2)
社会史特論 I (2)	文化人類学学説演習 I (2)
社会史特論 II (2)	文化人類学学説演習 II (2)
文化人類学学説特論 I (2)	文化人類学演習 I (2)
文化人類学学説特論 II (2)	文化人類学演習 II (2)
文化人類学特論 I (2)	民俗学演習 I (2)
文化人類学特論 II (2)	民俗学演習 II (2)
民俗学特論 I (2)	歴史民俗学演習 I (2)
民俗学特論 II (2)	歴史民俗学演習 II (2)
歴史民俗学特論 I (2)	コミュニケーション演習 I (2)
歴史民俗学特論 II (2)	コミュニケーション演習 II (2)
コミュニケーション特論 I (2)	マス・コミュニケーション演習 I (2)
コミュニケーション特論 II (2)	マス・コミュニケーション演習 II (2)
マス・コミュニケーション特論 I (2)	行動科学演習 I (2)
マス・コミュニケーション特論 II (2)	行動科学演習 II (2)
行動科学特論 I (2)	社会心理学演習 I (2)
行動科学特論 II (2)	社会心理学演習 II (2)
社会心理学特論 I (2)	パーソナリティ演習 I (2)
社会心理学特論 II (2)	パーソナリティ演習 II (2)
パーソナリティ特論 I (2)	プロジェクト I (2)
パーソナリティ特論 II (2)	プロジェクト II (2)
パーソナリティ実習 I (2)	

心理学専攻

心理学特論 I (2)
心理学特論 II (2)
心理学特論 III (2)
心理学特論 IV (2)
心理学特論 V (2)
心理学特論 VI (2)
心理学特論 VII (2)
心理学特論 VIII (2)
心理学特論 IX (2)
心理学特論 X (2)
生物学特論 I (2)
生物学特論 II (2)
神経科学特論 I (2)
神経科学特論 II (2)
神経科学特論 III (2)
神経科学特論 IV (2)
精神医学特論 I (2)
精神医学特論 II (2)
発達科学特論 I (2)
発達科学特論 II (2)
発達科学特論 III (2)
発達科学特論 IV (2)
応用心理学特論 I (2)
応用心理学特論 II (2)
心理学特殊実験 I (2)
心理学特殊実験 II (2)
心理学特殊実験 III (2)
心理学特殊実験 IV (2)
知覚心理学演習 I (2)
知覚心理学演習 II (2)
知覚心理学演習 III (2)

教育学専攻

現代教育問題研究 (2)
教育哲学演習 I (2)
教育哲学演習 II (2)

知覚心理学演習 IV (2)
発達心理学演習 I (2)
発達心理学演習 II (2)
発達心理学演習 III (2)
発達心理学演習 IV (2)
学習心理学演習 I (2)
学習心理学演習 II (2)
学習心理学演習 III (2)
学習心理学演習 IV (2)
認知心理学演習 I (2)
認知心理学演習 II (2)
認知心理学演習 III (2)
認知心理学演習 IV (2)
生理・神経心理学演習 I (2)
生理・神経心理学演習 II (2)
生理・神経心理学演習 III (2)
生理・神経心理学演習 IV (2)
臨床発達心理学演習 I (2)
臨床発達心理学演習 II (2)
臨床発達心理学演習 III (2)
臨床発達心理学演習 IV (2)
発達臨床基礎実習 I (2)
発達臨床基礎実習 II (2)
発達臨床基礎実習 III (2)
発達臨床基礎実習 IV (2)
発達臨床支援実習 I (2)
発達臨床支援実習 II (2)
発達臨床支援実習 III (2)
発達臨床支援実習 IV (2)
プロジェクト I (2)
プロジェクト II (2)

教育哲学研究法 (2)
教育哲学特論 (2)
教育史演習 I (2)

教育史演習Ⅱ(2)
教育史研究法(2)
教育史特論(2)
比較教育学演習Ⅰ(2)
比較教育学演習Ⅱ(2)
比較教育学研究法(2)
比較教育学特論(2)
教育心理学演習Ⅰ(2)
教育心理学演習Ⅱ(2)

教育心理学研究法(2)
教育心理学特論(2)
学校教育学演習Ⅰ(2)
学校教育学演習Ⅱ(2)
学校教育学研究法(2)
学校教育学特論(2)
教育学特講(2)
プロジェクトⅠ(2)
プロジェクトⅡ(2)

② 社会学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適当と認める授業科目を、社会学研究科の定める授業科目として認定又は設置することができる。この単位数は、社会学研究科委員会が定める。

第54条 演習は、前条に掲げた授業科目中演習のない講義についても設けることができる。

第55条 学生は、研究の趣旨をあらかじめ申し出て指導教授の指導を受けなければならない。

第56条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第57条 指導教授が必要と認めた場合には、他の研究科又は学部の授業科目の履修を指定することができる。

第58条① 他の研究科又は社会学研究科委員会の認める他大学大学院修士課程の授業科目は、指導教授が必要と認め社会学研究科委員会が承認した場合に限り、その指示に従いこれを選択履修することができる。

② 教育学専攻においては、社会学研究科委員会が認めた者に対し、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適切な方法により、教育を行うことができる。

第59条 修士課程の修了要件は、第53条に定める授業科目中第61条に定める方法で32単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第60条 次条に定める単位数は、初年度に修得することを原則とする。

第61条① 授業科目の選択履修については、各専攻とも32単位以上履修しなければならない。なお、その内少なくとも16単位は、その所属専攻の授業科目でなければならない。

② 社会学研究科委員会があらかじめ指定した社会学研究科の授業科目について、入学前に指定した方法で修得し、入学後、社会学研究科委員会が認めた場合、第58条に定める他大学大学院修士課程の授業科目と合わせて8単位までを前項に定める単位数に算入することができる。

第62条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて社会学研究科委員会に提出しなければならない。

② 提出の時期、その審査および最終試験の日程は、社会学研究科委員会が定める。

③ 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第63条 社会学研究科で取得できる教員免許状及び免許教科の種類は、次の通りとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
社会学研究科	社会学専攻 心理学専攻 教育学専攻	社会 国語・社会・英語 国語・社会・英語・ドイツ語・フランス語・ 中国語・数学・理科

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
社会学研究科	社会学専攻 心理学専攻 教育学専攻	地理歴史・公民 国語・地理歴史・公民・英語 国語・地理歴史・公民・英語・ドイツ語・ フランス語・中国語・数学・理科・情報・ 商業・工業

後期博士課程

第64条① 社会学研究科に設置する後期博士課程の授業科目とその配当単位数は、次の通りとする。

社会学専攻

社会学特殊研究Ⅰ (2)	行動科学特殊研究Ⅰ (2)
社会学特殊研究Ⅱ (2)	行動科学特殊研究Ⅱ (2)
社会学特殊講義 (2)	社会心理学特殊研究Ⅰ (2)
文化人類学特殊研究Ⅰ (2)	社会心理学特殊研究Ⅱ (2)
文化人類学特殊研究Ⅱ (2)	パーソナリティ特殊研究Ⅰ (2)
歴史民俗学特殊研究Ⅰ (2)	パーソナリティ特殊研究Ⅱ (2)
歴史民俗学特殊研究Ⅱ (2)	パーソナリティ特殊実習Ⅰ (2)
コミュニケーション特殊研究Ⅰ (2)	パーソナリティ特殊実習Ⅱ (2)
コミュニケーション特殊研究Ⅱ (2)	行動科学特殊演習Ⅰ (2)
社会学特殊演習Ⅰ (2)	行動科学特殊演習Ⅱ (2)
社会学特殊演習Ⅱ (2)	社会心理学特殊演習Ⅰ (2)
文化人類学特殊演習Ⅰ (2)	社会心理学特殊演習Ⅱ (2)
文化人類学特殊演習Ⅱ (2)	パーソナリティ特殊演習Ⅰ (2)
歴史民俗学特殊演習Ⅰ (2)	パーソナリティ特殊演習Ⅱ (2)
歴史民俗学特殊演習Ⅱ (2)	プロジェクトⅠ (2)
コミュニケーション特殊演習Ⅰ (2)	プロジェクトⅡ (2)
コミュニケーション特殊演習Ⅱ (2)	

心理学専攻

心理学特殊研究Ⅰ(2)
心理学特殊研究Ⅱ(2)
心理学特殊研究Ⅲ(2)
心理学特殊研究Ⅳ(2)
心理学特殊研究Ⅴ(2)
心理学特殊研究Ⅵ(2)
心理学特殊研究Ⅶ(2)
心理学特殊研究Ⅷ(2)
心理学特殊研究Ⅸ(2)
心理学特殊研究Ⅹ(2)
生物学特殊研究Ⅰ(2)
生物学特殊研究Ⅱ(2)
神経科学特殊研究Ⅰ(2)
神経科学特殊研究Ⅱ(2)
神経科学特殊研究Ⅲ(2)
神経科学特殊研究Ⅳ(2)
精神医学特殊研究Ⅰ(2)
精神医学特殊研究Ⅱ(2)
応用心理学特殊研究Ⅰ(2)
応用心理学特殊研究Ⅱ(2)
発達科学特殊研究Ⅰ(2)
発達科学特殊研究Ⅱ(2)
発達科学特殊研究Ⅲ(2)
発達科学特殊研究Ⅳ(2)
知覚心理学特殊演習Ⅰ(2)
知覚心理学特殊演習Ⅱ(2)
知覚心理学特殊演習Ⅲ(2)
知覚心理学特殊演習Ⅳ(2)
発達心理学特殊演習Ⅰ(2)

教育学専攻

現代教育問題研究特殊(2)
教育哲学演習特殊Ⅰ(2)
教育哲学演習特殊Ⅱ(2)
教育哲学研究法特殊(2)
教育哲学研究特殊(2)
教育史演習特殊Ⅰ(2)

発達心理学特殊演習Ⅱ(2)
発達心理学特殊演習Ⅲ(2)
発達心理学特殊演習Ⅳ(2)
学習心理学特殊演習Ⅰ(2)
学習心理学特殊演習Ⅱ(2)
学習心理学特殊演習Ⅲ(2)
学習心理学特殊演習Ⅳ(2)
認知心理学特殊演習Ⅰ(2)
認知心理学特殊演習Ⅱ(2)
認知心理学特殊演習Ⅲ(2)
認知心理学特殊演習Ⅳ(2)
生理・神経心理学特殊演習Ⅰ(2)
生理・神経心理学特殊演習Ⅱ(2)
生理・神経心理学特殊演習Ⅲ(2)
生理・神経心理学特殊演習Ⅳ(2)
臨床発達心理学特殊演習Ⅰ(2)
臨床発達心理学特殊演習Ⅱ(2)
臨床発達心理学特殊演習Ⅲ(2)
臨床発達心理学特殊演習Ⅳ(2)
発達臨床基礎特殊実習Ⅰ(2)
発達臨床基礎特殊実習Ⅱ(2)
発達臨床基礎特殊実習Ⅲ(2)
発達臨床基礎特殊実習Ⅳ(2)
発達臨床支援特殊実習Ⅰ(2)
発達臨床支援特殊実習Ⅱ(2)
発達臨床支援特殊実習Ⅲ(2)
発達臨床支援特殊実習Ⅳ(2)
プロジェクトⅠ(2)
プロジェクトⅡ(2)

教育史演習特殊Ⅱ(2)
教育史研究法特殊(2)
教育史研究特殊(2)
比較教育学演習特殊Ⅰ(2)
比較教育学演習特殊Ⅱ(2)
比較教育学研究法特殊(2)

比較教育学研究特殊 (2)
教育心理学演習特殊 I (2)
教育心理学演習特殊 II (2)
教育心理学研究法特殊 (2)
教育心理学研究特殊 (2)
学校教育学演習特殊 I (2)

学校教育学演習特殊 II (2)
学校教育学研究法特殊 (2)
学校教育学研究特殊 (2)
教育学講義特殊 (2)
プロジェクト I (2)
プロジェクト II (2)

② 社会学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、各専攻において適当と認める授業科目を、社会学研究科の定める授業科目として認定又は設置することができる。この単位数は、社会学研究科委員会が定める。

第65条 演習は、前条に掲げた授業科目中演習のない講義についても設けることができる。

第66条 学生は、研究の題目をあらかじめ申し出て指導教授の指導を受けなければならない。

第67条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第68条 他の研究科における博士課程の授業科目は、指導教授が必要と認め社会学研究科委員会が承認した場合に限り、その指示に従いこれを選択履修することができる。

第69条 博士課程の修了要件は、第64条に定める授業科目中次条に定める方法で20単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第70条 授業科目の選択履修については、各専攻とも20単位以上履修しなければならない。

なお、その内、少なくとも12単位は、その所属専攻の授業科目でなければならない。

第71条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて社会学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第72条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第5 商学研究科

修士課程

第73条① 商学研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

1 基礎科目

ビジネス・エコノミクスⅠ (2)	リスク・マネジメント論 (2)
ビジネス・エコノミクスⅡ (2)	交通・公共政策論 (2)
Business EconomicsⅠ (2)	産業組織論 (2)
Business EconomicsⅡ (2)	計量経済学 (2)
Basic Business History (2)	理論経済学 (2)
社会科学方法論 (2)	International Economy (2)
Japanese Economy (2)	国際経済学 (2)
統計学基礎理論 (2)	産業史・経営史 (2)
統計解析 (2)	現代日本経営論 (2)
Academic Writing (2)	経営学説 (2)
Business Communication (2)	Accounting (2)
経済数学基礎理論 (2)	労働経済学 (2)
Introduction to Econometrics (2)	産業関係論 (2)
マクロ・マーケティング論 (2)	会社法Ⅰ (2)
ミクロ・マーケティング論 (2)	会社法Ⅱ (2)
Domestic Tax Law (2)	ビジネス中国語Ⅰ (2)
International Tax Law (2)	ビジネス中国語Ⅱ (2)

2 専門科目

商業学分野

マクロ・マーケティング特論 (2)	ミクロ・マーケティング特論 (2)
-------------------	-------------------

金融・証券論分野

金融特論 (2)	税制・経済政策特論 (2)
証券特論 (2)	税務行政特論 (2)
財政特論 (2)	

保険論分野

リスク・マネジメント特論 (2)	保険経営特論 (2)
保険特論 (2)	

交通・公共政策・産業組織論分野

交通・公共政策特論 (2)	産業組織特論 (2)
---------------	------------

経済地理特論 (2)

計量経済学分野

計量経済学特論 (2)	産業連関特論 (2)
数理統計学特論 (2)	

国際経済学分野			
国際関係特論 (2)	⋮	国際経済特論 (2)	
国際金融特論 (2)	⋮		
産業史・経営史分野			
産業史特論 (2)	⋮	流通史特論 (2)	
経営史特論 (2)	⋮		
経営学分野			
現代企業経営特論 (2)	⋮	比較経営特論 (2)	
経営管理特論 (2)	⋮		
会計学分野			
財務会計特論 (2)	⋮	会計史特論 (2)	
管理会計特論 (2)	⋮		
産業関係論分野			
労働経済特論 (2)	⋮	産業社会特論 (2)	
産業関係特論 (2)	⋮	社会保障特論 (2)	
3 演習科目			
商業学分野			
商業学演習 (2)	⋮	商業学合同演習 (2)	
金融・証券論分野			
金融論演習 (2)	⋮	税制・経済政策演習 (2)	
金融論合同演習 (2)	⋮	税務行政演習 (2)	
財政論演習 (2)	⋮		
保険論分野			
リスク・保険論演習 (2)	⋮	リスク・保険論合同演習 (2)	
交通・公共政策・産業組織論分野			
交通・公共政策演習 (2)	⋮	公共政策・産業組織論合同演習 (2)	
産業組織論演習 (2)	⋮		
計量経済学分野			
計量経済学演習 (2)	⋮	計量経済学合同演習 (2)	
国際経済学分野			
国際経済学演習 (2)	⋮	国際経済政策演習 (2)	
国際経済学合同演習 (2)	⋮		
産業史・経営史分野			
産業史・経営史演習 (2)	⋮	産業史・経営史合同演習 (2)	
経営学分野			
経営学演習 (2)	⋮	経営学合同演習 (2)	

会計学分野

会計学演習(2) ； 会計学合同演習(2)
産業関係論分野

産業関係論演習(2) ； 産業関係論合同演習(2)

② 商学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、商学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、商学研究科委員会が定める。

第74条 授業科目の選択履修に当たっては、あらかじめ指導教授または学習指導の指示を受けなければならない。

第75条① 指導教授または学習指導が必要と認めた場合には、他の研究科修士課程または商学研究科委員会の認める他大学大学院等における授業科目を指定して履修させることがある。

② 商学研究科委員会は、学生が他の研究科修士課程または商学研究科委員会の認める他大学大学院等における授業科目の履修を希望する場合、指導教授または学習指導が適当と認めるときはこれを許可することができる。

③ 前2項によって修得した授業科目の単位は、次条の単位数に算入することができる。この場合において、単位数は、当該研究科の学則に従う。

第76条① 授業科目は、32単位以上選択履修しなければならない。

② 修士論文を作成する者は、前項の32単位に、演習科目を8単位以上含むものとする。

③ 商学研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で自由科目として修得した商学研究科設置の授業科目の単位を、入学後、12単位まで本条第1項に定める単位数に含めることができる。

④ 商学研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で修得した単位を、入学後、10単位まで本条第1項に定める単位数に含めることができる。

⑤ 商学研究科委員会があらかじめ指定した商学研究科設置の授業科目について、指定した方法で入学前に修得した場合、入学後、16単位まで本条第1項に定める単位数に含めることができる。

第77条 修士課程の修了要件は、前条に定める32単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第78条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて商学研究科委員会に提出しなければならない。

② 提出の時期は、商学研究科委員会が毎年これを定める。その審査および最終試験は提出後3か月以内に行う。

③ 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

④ 第109条第2項にかかわらず、修士学位の審査に関しては、商学研究科委員会が認めた時は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第79条 商学研究科で取得できる教員免許状及び免許教科の種類は、次の通りとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
商学研究科	商学専攻	社会

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
商学研究科	商学専攻	公民・商業

後期博士課程

第80条① 商学研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

商業学特殊研究 (2)	統計学特殊研究 (2)
商業学特殊演習 (2)	統計学特殊演習 (2)
商業学特殊合同演習 (2)	国際金融特殊研究 (2)
金融論特殊研究 (2)	国際経済学特殊研究 (2)
金融論特殊演習 (2)	国際経済学特殊演習 (2)
金融論特殊合同演習 (2)	国際経済学特殊合同演習 (2)
財政論特殊研究 (2)	産業史・経営史特殊研究 (2)
財政論特殊演習 (2)	産業史・経営史特殊演習 (2)
リスク・保険論特殊研究 (2)	産業史・経営史特殊合同演習 (2)
リスク・保険論特殊演習 (2)	経営学特殊研究 (2)
リスク・保険論特殊合同演習 (2)	経営学特殊演習 (2)
交通・公共政策特殊研究 (2)	経営学特殊合同演習 (2)
交通・公共政策特殊演習 (2)	会計学特殊研究 (2)
産業組織論特殊研究 (2)	会計学特殊演習 (2)
産業組織論特殊演習 (2)	会計学特殊合同演習 (2)
交通・公共政策・ 産業組織論特殊合同演習 (2)	産業関係論特殊研究 (2)
計量経済学特殊研究 (2)	産業関係論特殊演習 (2)
計量経済学特殊演習 (2)	産業関係論特殊合同演習 (2)
計量経済学特殊合同演習 (2)	

② 商学研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、商学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、商学研究科委員会が定める。

第81条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第82条① 指導教授が必要と認めた場合には、他の研究科後期博士課程または商学研究科委員会の認める他大学大学院等における授業科目を指定して履修させることがある。

② 商学研究科委員会は、学生が他の研究科後期博士課程または商学研究科委員会の認める他大学大学院等における授業科目の履修を希望する場合、指導教授が適当と認めるときはこれを許可することができる。

③ 前2項によって修得した後期博士課程の授業科目の単位は、第83条の単位数に算入することができる。この場合において、単位数は、当該研究科の学則に従う。

第83条 授業科目は、演習8単位以上を含む授業科目12単位以上を履修しなければならない。

第84条 博士課程の修了要件は、前条に定める12単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第85条① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて商学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第86条 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある授業科目について行う。

第6 医学研究科

修士課程

第86条の2① 医学研究科に設置する修士課程の授業科目及びその配当単位数は、次の通りとする。

1 選択必修科目

医学方法論	(2)
医学概論	(3)
医療倫理学	(2)

研究臨床体験プログラム	(1)
医科学特別研究	(18)

2 選択科目

解剖学	(2)
機能形態学	(2)
生理学	(2)
薬理学	(2)
医化学	(2)
分子生物学・遺伝子医学	(2)
衛生学公衆衛生学	(2)
生物統計学	(2)
病理学	(2)
微生物学・免疫学	(2)
法医学	(2)
医療政策・管理学	(2)
先端医科学	(2)
内科学	(2)
外科学	(2)
脳神経外科学	(2)
麻酔学	(2)
整形外科学	(2)
形成外科学	(2)
小児科学	(2)
産婦人科学	(2)
眼科学	(2)
皮膚科学	(2)
泌尿器科学	(2)

耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	(2)
精神医学	(2)
放射線医学	(2)
歯科・口腔外科学	(2)
リハビリテーション医学	(2)
薬物動態学	(2)
臨床検査医学	(2)
救急医学	(2)
感染症学	(2)
ゲノム医学	(2)
スポーツ医学	(2)
がんゲノム医学	(2)
行動科学	(2)
量子生物学	(2)
漢方医学	(2)
臨床試験方法論	(2)
医学統計学	(2)
基礎疫学	(2)
臨床疫学	(2)
がんのリハビリテーション学	(2)
化学	(2)
基礎生物統計学Ⅰ	(2)
基礎生物統計学Ⅱ	(2)

② 前項に掲げる授業科目のほか、医学研究科委員会が適当と認める授業科目を医学研究科修士課程の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、医学研究科委員会が定める。

第86条の3 初年度において12単位以上を修得することを原則とする。

第86条の4 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第86条の5 ① 指導教授が必要と認めた場合には、医学研究科委員会の審議を経て、他の研究科修士課程、学部もしくは研究所等塾内諸機関に設置された授業科目または医学研究科委員会の認める他大学大学院もしくは塾外研究機関における授業科目を指定して履修させ、評価の上適当な単位を与えることができる。

② 医学研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で自由科目として修得した医学研究科設置科目の単位を、入学後、12単位まで第86条の6に定める単位数に含めることができる。

③ 医学研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で修得した単位を、入学後、4単位まで第86条の6に定める選択科目の単位数に含めることができる。

第86条の6 修士課程の修了要件は、選択必修科目26単位、選択科目4単位以上、合わせて30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第86条の7 ① 学位論文は、4部作成し、医学研究科委員会に提出する。

なお提出の時期、その審査および最終試験の日程は、医学研究科委員会が定める。

② 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

博 士 課 程

第87条 ① 医学研究科に設置する博士課程の授業科目及びその配当単位数は、次の通りとする。

専攻	分野	主 科 目		副 科 目	
		授 業 科 目	単位	授 業 科 目	単位
医 学 研 究 系	解 剖 学	解剖学特論	4	解剖学実習	9
		解剖学演習	4	生理学実習	9
		解剖学実習	9	医化学実習	9
		生命倫理学	1	分子生物学実習	9
		医科学方法論	1	ゲノム医学実習	9
		医学特別講義	1	薬理学実習	9
				先端医科学実習	9
	単位計		20		
	生 理 学	生理学特論	4	構造生物学実習	9
		生理学演習	4	機能形態学実習	9
		生理学実習	9	病理学実習	9
		生命倫理学	1	感染症学実習	9
		医科学方法論	1	法医学実習	9
		医学特別講義	1	微生物学・免疫学実習	9
			衛生学公衆衛生学実習	9	
単位計		20			
				生物統計学実習	9
				医療政策・管理学実習	9

医 学 研 究 系	医 化 学	医学特論	4	医学教育学実習	9
		医学演習	4	内科学実習	9
		医学実習	9	腫瘍学実習	9
		生命倫理学	1	小児科学実習	9
		医学方法論	1	精神神経科学実習	9
		医学特別講義	1	皮膚科学実習	9
	単位計		20	放射線医学実習	9
	分 子 生 物 学	分子生物学特論	4	リハビリテーション医学実習	9
		分子生物学演習	4	臨床検査医学実習	9
		分子生物学実習	9	外科学実習	9
		生命倫理学	1	脳神経外科学実習	9
		医学方法論	1	整形外科実習	9
		医学特別講義	1	眼科学実習	9
	単位計		20	耳鼻咽喉科・頭頸部外科学実習	9
	ゲ ノ ム 医 学	ゲノム医学特論	4	泌尿器科学実習	9
		ゲノム医学演習	4	産婦人科学実習	9
		ゲノム医学実習	9	麻酔学実習	9
		生命倫理学	1	形成外科学実習	9
		医学方法論	1	救急医学実習	9
		医学特別講義	1	歯科・口腔外科学実習	9
単位計		20	スポーツ医学実習	9	
薬 理 学	薬理学特論	4	薬物動態学実習	9	
	薬理学演習	4	がんゲノム医学実習	9	
	薬理学実習	9	行動科学実習	9	
	生命倫理学	1	漢方医学実習	9	
	医学方法論	1	臨床研究学実習	9	
	医学特別講義	1	臨床腫瘍学実習	9	
単位計		20	医学特別講義	1	
先 端 医 科 学	先端医学特論	4	医学方法論	1	
	先端医学演習	4	分子細胞生物学	2	
	先端医学実習	9	幹細胞医学	2	
	生命倫理学	1	代謝システム生物学	2	
	医学方法論	1	医学統計学	2	
	医学特別講義	1	臨床研究方法論	1	
単位計		20	血管医学	1	
			感染症学	1	
			創薬科学	1	
			基礎腫瘍学	2	
			臨床腫瘍学	2	
			化学療法学	2	
			緩和医療学	2	

医	構造生物学	構造生物学特論	4	先端ゲノム医学	1		
		構造生物学演習	4		がんのリハビリテーション学	2	
		構造生物学実習	9		臨床疫学	2	
		生命倫理学	1		学外特別研修(インターンシップ)	2	
		医学方法論	1		連携施設教育プログラム	2	
		医学特別講義	1		MD-PhD 研究技法修得科目	5	
	単位計		20		基礎疫学	2	
	学	機能形態学	機能形態学特論		4	基礎生物統計学Ⅰ	2
			機能形態学演習		4	基礎生物統計学Ⅱ	2
			機能形態学実習		9	応用生物統計学	2
生命倫理学			1	疫学研究の統計的方法	2		
医学方法論			1	その他許可を得た科目	5		
医学特別講義			1				
単位計		20					
研	病理学	病理学特論	4				
		病理学演習	4				
		病理学実習	9				
		生命倫理学	1				
		医学方法論	1				
		医学特別講義	1				
	単位計		20				
	究	感染症学	感染症学特論	4			
			感染症学演習	4			
			感染症学実習	9			
生命倫理学			1				
医学方法論			1				
医学特別講義			1				
単位計			20				
系		法医学	法医学特論	4			
			法医学演習	4			
			法医学実習	9			
	生命倫理学		1				
	医学方法論		1				
	医学特別講義		1				
	単位計		20				

医 学 研 究 系	微生物学・免疫学	微生物学・免疫学特論	4
		微生物学・免疫学演習	4
		微生物学・免疫学実習	9
		生命倫理学	1
		医科学方法論	1
		医学特別講義	1
		単位計	20
	衛生学公衆衛生学	衛生学公衆衛生学特論	4
		衛生学公衆衛生学演習	4
		衛生学公衆衛生学実習	9
		生命倫理学	1
		医科学方法論	1
		医学特別講義	1
		単位計	20
	生物統計学	生物統計学特論	4
		生物統計学演習	4
		生物統計学実習	9
		生命倫理学	1
		医科学方法論	1
		医学特別講義	1
単位計		20	
医療政策・管理学	医療政策・管理学特論	4	
	医療政策・管理学演習	4	
	医療政策・管理学実習	9	
	生命倫理学	1	
	医科学方法論	1	
	医学特別講義	1	
	単位計	20	
医学教育学	医学教育学特論	4	
	医学教育学演習	4	
	医学教育学実習	9	
	生命倫理学	1	
	医科学方法論	1	
	医学特別講義	1	
	単位計	20	

医学	内科	内	科	学	特	論	4
		内	科	学	演	習	4
		内	科	学	実	習	9
		生	命	倫	理	学	1
		医	科	学	方	論	1
	医	学	特	別	講	義	1
	単位計						20
	腫瘍学	腫	瘍	学	特	論	4
		腫	瘍	学	演	習	4
		腫	瘍	学	実	習	9
生		命	倫	理	学	1	
医		科	学	方	論	1	
医	学	特	別	講	義	1	
単位計						20	
小児科学	小	児	科	特	論	4	
	小	児	科	演	習	4	
	小	児	科	実	習	9	
	生	命	倫	理	学	1	
	医	科	学	方	論	1	
医	学	特	別	講	義	1	
単位計						20	
精神神経科学	精	神	科	特	論	4	
	精	神	科	演	習	4	
	精	神	科	実	習	9	
	生	命	倫	理	学	1	
	医	科	学	方	論	1	
医	学	特	別	講	義	1	
単位計						20	
皮膚科学	皮	膚	科	特	論	4	
	皮	膚	科	演	習	4	
	皮	膚	科	実	習	9	
	生	命	倫	理	学	1	
	医	科	学	方	論	1	
医	学	特	別	講	義	1	
単位計						20	

医学	放射線医学	放射線医学特論	4	
		放射線医学演習	4	
		放射線医学実習	9	
		生命倫理学	1	
		医学方法論	1	
		医学特別講義	1	
	単位計		20	
	学	リハビリテーション医学	リハビリテーション医学特論	4
			リハビリテーション医学演習	4
			リハビリテーション医学実習	9
生命倫理学			1	
医学方法論			1	
医学特別講義			1	
単位計		20		
研	臨床検査医学	臨床検査医学特論	4	
		臨床検査医学演習	4	
		臨床検査医学実習	9	
		生命倫理学	1	
		医学方法論	1	
		医学特別講義	1	
単位計		20		
究	漢方医学	漢方医学特論	4	
		漢方医学演習	4	
		漢方医学実習	9	
		生命倫理学	1	
		医学方法論	1	
		医学特別講義	1	
単位計		20		
系	外科学	外科学特論	4	
		外科学演習	4	
		外科学実習	9	
		生命倫理学	1	
		医学方法論	1	
		医学特別講義	1	
単位計		20		

医 学 研 究 系	産婦人科学	産婦人科学特論	4
		産婦人科学演習	4
		産婦人科学実習	9
		生命倫理学	1
		医学方法論	1
		医学特別講義	1
	単位計		20
	麻酔学	麻酔学特論	4
		麻酔学演習	4
		麻酔学実習	9
		生命倫理学	1
		医学方法論	1
		医学特別講義	1
	単位計		20
	形成外科学	形成外科学特論	4
		形成外科学演習	4
		形成外科学実習	9
		生命倫理学	1
		医学方法論	1
		医学特別講義	1
単位計		20	
救急医学	救急医学特論	4	
	救急医学演習	4	
	救急医学実習	9	
	生命倫理学	1	
	医学方法論	1	
	医学特別講義	1	
単位計		20	
歯科・口腔外科学	歯科・口腔外科学特論	4	
	歯科・口腔外科学演習	4	
	歯科・口腔外科学実習	9	
	生命倫理学	1	
	医学方法論	1	
	医学特別講義	1	
単位計		20	

医	スポーツ医学	スポーツ医学特論	4		
		スポーツ医学演習	4		
スポーツ医学実習		9			
生命倫理学		1			
医学方法論		1			
医学特別講義		1			
単位計			20		
学	薬物動態学	薬物動態学特論	4		
		薬物動態学演習	4		
薬物動態学実習		9			
生命倫理学		1			
医学方法論		1			
医学特別講義		1			
単位計			20		
研	がんゲノム医学	がんゲノム医学特論	4		
		がんゲノム医学演習	4		
がんゲノム医学実習		9			
生命倫理学		1			
医学方法論		1			
医学特別講義		1			
単位計			20		
系	行動科学	行動科学特論	4		
		行動科学演習	4		
行動科学実習		9			
生命倫理学		1			
医学方法論		1			
医学特別講義		1			
単位計			20		
医療科学系	臨床研究学	臨床研究学特論	4		
		臨床研究学演習	4		
		臨床研究学実習	9		
		生命倫理学	1		
		基礎疫学	2		
		臨床疫学	2		
		医学統計学	2		
		基礎生物統計学 I	2		

	臨床研究学	基礎生物統計学Ⅱ	2		
		応用生物統計学	2		
		疫学研究の統計学的方法	2		
	単位計		32		
医		臨床腫瘍学特論	4		
		臨床腫瘍学演習	4		
療		臨床腫瘍学実習	9		
		外科腫瘍治療学特論	4		
科		外科腫瘍治療学演習	4		
		外科腫瘍治療学実習	9		
学	臨	放射線腫瘍学特論	4		
		放射線腫瘍学演習	4		
系	床	放射線腫瘍学実習	9		
		精神緩和医療学特論	4		
		精神緩和医療学演習	4		
		精神緩和医療学実習	9		
	腫	疼痛制御学特論	4		
		疼痛制御学演習	4		
	瘍	疼痛制御学実習	9		
		腫瘍リハビリテーション医学特論	4		
		腫瘍リハビリテーション医学演習	4		
		腫瘍リハビリテーション医学実習	9		
	学	放射線治療学特論	4		
		放射線治療学演習	4		
		放射線治療学実習	9		
	系	生命倫理学	1		
		基礎疫学	2		
		臨床疫学	2		
		医学統計学	2		
		基礎生物統計学Ⅰ	2		
		基礎生物統計学Ⅱ	2		
		応用生物統計学	2		
		疫学研究の統計学的方法	2		
	単位計		134	計	438

- ② 前項に掲げる授業科目のほか、医学研究科委員会が適当と認める授業科目を医学研究科博士課程の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、医学研究科委員会が定める。

第88条 博士課程の修了要件は、医学研究系においては、設置された授業科目中、主科目20単位以上、副科目10単位以上を組み合わせるとして30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみとすこととする。また、医療科学系においては、設置された授業科目中、主科目20単位以上、副科目10単位以上を組み合わせるとして、修得単位数を30単位以上とする（ただし、どちらの専攻であっても自己の所属する分野の主科目と同一の科目を除く。）。

第89条 授業科目の選択履修に当たっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第90条① 指導教授が必要と認めるときは、医学研究科における他の専攻の授業科目、他の研究科、学部、研究所等塾内諸機関に設置された授業科目または医学研究科委員会の認める他大学大学院もしくは塾外研究機関における授業科目を指定して履修させ、評価の上適当な単位を与えることができる。

② 医学研究科委員会があらかじめ指定した学部を卒業、または研究科を修了した後に、当該学部または研究科で自由科目として修得した、指定された医学研究科設置科目の単位を、入学後、第88条に定める単位数に含めることができる。

③ 医学研究科の修士課程を修了した翌年度に博士課程に入学した者については、修士課程で修得した科目のうち、医学研究科委員会があらかじめ指定した科目の単位を、第88条に定める科目の単位数に含めることができる。

第91条 第88条の要件をみとす見込みのある者で研究上必要な指導を受けた者は、学位論文を提出することができる。

第92条 学位論文は、博士課程に入学後、2部作成し、在学中に指導教授を通じ、医学研究科委員会に提出しなければならない。

第93条① 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとし、最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する授業科目の学識と研究指導能力について筆記又は口頭で行うものとする。

② 前項の論文審査および最終試験は、関係教授および医学研究科委員会において選出された委員で組織された学位審査委員会が行い、学位審査委員会は、その結果を医学研究科委員会に報告し、医学研究科委員会はその報告に基づいて合否を決定する。

第7 理工学研究科

修士課程

第94条① 理工学研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

1 総合科目

生命倫理	(2)
科学技術思想史	(2)
知的財産権特論	(2)
環境法	(2)
ベンチャー企業経営論	(2)
科学技術ジャーナリズム	(2)
サイエンス・ライター入門	(2)
テクニカル・コミュニケーションI	(2)
テクニカル・コミュニケーションII	(2)

科学技術文化特論	(2)
国際交流セミナー I	(2)
国際交流セミナー II	(2)
リーダーシップ論	(2)
実践知財管理 1	(2)
実践知財管理 2	(2)
MACROECONOMIC DEVELOPMENTS AND ECONOMIC POLICY IN JAPAN	(2)

2 専門科目

先端数物科学専攻

シミュレーション工学	(2)
表面界面科学	(2)
解析学特論	(2)
確率特論 A	(2)
確率特論 B	(2)
統計科学特論 A	(2)
統計科学特論 B	(2)
関数方程式特論	(2)
代数学特論 A	(2)
代数学特論 B	(2)
幾何学特論 A	(2)
幾何学特論 B	(2)
離散数学特論	(2)
計算数学特論	(2)
数理解析特別講義	(2)
数理構造特別講義	(2)
場の理論	(2)
計算物理学特論	(2)
磁性物理学	(2)
低温物理学	(2)
物性物理学特論 A	(2)
レーザー物理学	(2)
医用画像工学	(2)

応用量子物理学	(2)
センシング工学	(2)
数理情報科学特別講義	(2)
データサイエンス特別講義	(2)
放射光物理学	(2)
スピントロニクス	(2)
医用光工学	(2)
多体系の量子論	(2)
統計物理学 A	(2)
統計物理学 B	(2)
生体制御	(2)
凝縮系物理学特論	(2)
宇宙電波天文学	(2)
クォーク・ハドロン物理学	(2)
光物性物理学特論	(2)
量子エレクトロニクス	(2)
量子力学の数理工学	(2)
物理情報工学概論	(2)
高エネルギー物理学	(2)
スピン・ナノ物性物理学特論	(2)
応用プラズマ工学	(2)
スマートシステム設計論	(2)
生体分子システムの数理	(2)

学外特別研修(インターンシップ) (2)
 交換協定修士研究 1 A (2)
 交換協定修士研究 1 B (2)
 国 外 研 究 A (2)
 国 外 研 究 B (4)
 数理科学実践研究活動 A (2)
 数理科学実践研究活動 B (2)
 数理科学実践研究活動 C (2)
 数理科学実践研究活動 D (2)
 数理科学実践研究活動 E (2)
 数理科学実践研究活動 F (2)
 数理科学実践教育研究活動 (2)
 数 理 科 学 要 論 A (2)
 数 理 科 学 要 論 B (2)
 数 理 科 学 要 論 C (2)

化学・生命情報科学専攻

分子・生物化学輪講 1 (1)
 分子・生物化学輪講 2 (1)
 分子・生物化学実践研究活動 A (2)
 表 面 界 面 科 学 (2)
 表 面 化 学 特 論 (2)
 天然物合成化学特論 (2)
 生物無機化学特論 (2)
 反応有機化学特論 (2)
 分子化学特別講義 A (2)
 分子化学特別講義 B (2)
 有機合成化学特論 (2)
 有機反応機構特論 (2)
 有機金属化学特論第 1 (2)
 有機金属化学特論第 2 (2)
 有機光化学特論 (2)
 メゾスコピック物質科学特論 (2)
 計 算 化 学 特 論 (2)
 現 代 薬 学 特 論 (2)
 バイオマテリアル特論 (2)
 分子触媒化学特論 (2)
 発生生物学特論 (2)
 細胞生物学特論 (2)
 生体分子有機化学特論 (2)

数 理 科 学 要 論 D (2)
 数 理 科 学 要 論 E (2)
 数 理 科 学 要 論 F (2)
 物理学実践研究活動 A (2)
 物理学実践研究活動 B (2)
 物理学実践研究活動 C (2)
 物理情報工学実践研究活動 A (2)
 物理情報工学実践研究活動 B (2)
 物理情報工学実践研究活動 C (2)
 光 学 材 料 特 論 (2)
 統合数理科学特別講義第 1 (2)
 統合数理科学特別講義第 2 (2)
 学外特別研修(中期インターンシップ) (2)
 学外特別研修(長期インターンシップ) (4)

生物有機化学特論 (2)
 糖質生命化学特論 (2)
 生物化学特別講義 A (2)
 生物化学特別講義 B (2)
 高分子コロイド化学特論 (2)
 分子・生物化学特論 1 (2)
 分子・生物化学特論 2 (2)
 創発理化学輪講 1 (1)
 創発理化学輪講 2 (1)
 創発理化学実践研究活動 A (2)
 機 器 分 析 総 論 (2)
 電 気 化 学 特 論 (2)
 化学・バイオセンサーと
 センシングマテリアル (2)
 蛍光体材料特論 (2)
 無機材料設計特論 (2)
 固体電気化学特論 (2)
 物性有機化学特論 (2)
 創発理化学特論 (2)
 創発サイエンス特論 A (2)
 創発サイエンス特論 B (2)
 非線形化学動力学 (2)
 移 動 現 象 操 作 (2)

マテリアル合成の化学 (2)
 機能性ソフトマテリアル特論 (2)
 化学工学特論 (2)
 企業と環境 (2)
 環境科学ディスカッション (2)
 反応工学特論 (2)
 反応装置工学 (2)
 スピン・ナノ物性物理学特論 (2)
 分子シミュレーション特論 (2)
 計測物理特論 (2)
 燃焼工学特論 (2)
 ナノマテリアル特論 (2)
 分子結晶の物理化学 (2)
 環境機能材料工学特論 (2)
 混相流体力学 (2)
 熱流体・生命システムデザイン (2)
 生命システム情報輪講1 (2)
 生命システム情報輪講2 (2)

総合デザイン工学専攻

集積ナノエレクトロニクス (2)
 画像工学特論 (2)
 メディア信号処理 (2)
 デザイン科学 (2)
 機械系の動力学 (2)
 知能化機械システム (2)
 マテリアル合成の化学 (2)
 生体材料工学 (2)
 先端電気情報工学特別講義 (2)
 総合デザイン工学特別講義A (2)
 総合デザイン工学特別講義B (2)
 総合デザイン工学特別講義C (2)
 光ネットワークシステム (2)
 非線形化学動力学 (2)
 光ナノ量子制御 (2)
 数値モデリングと
 計算機シミュレーション (2)
 デジタル無線通信 (2)
 デザインプロジェクト (4)
 超精密加工計測 (2)

生命システム情報実践研究A (2)
 ポストゲノム生命科学方法論 (2)
 ニューロインフォマティクス (2)
 先端創薬科学 (2)
 進化生物学特論 (2)
 生命システム情報特別講義A (2)
 生命システム情報特別講義B (2)
 先端生命科学セミナーA (2)
 先端生命科学セミナーB (2)
 計算物理学特論 (2)
 光学材料特論 (2)
 学外特別研修(インターンシップ) (2)
 学外特別研修(中期インターンシップ) (2)
 学外特別研修(長期インターンシップ) (4)
 交換協定修士研究1A (2)
 交換協定修士研究1B (2)
 国外研究A (2)
 国外研究B (2)

MEMS特論—デザインおよび
 マイクロアプリケーション— (2)
 材料強度学 (2)
 電機統合システム (2)
 フォトニックナノ構造 (2)
 メカニカル・
 インタフェース・デザイン (2)
 宇宙探査工学 (2)
 システムエレクトロニクス特論 (2)
 信号処理工学特論 (2)
 バイオミメティック
 マイクロナノ工学 (2)
 光応用工学 (2)
 有機電子材料・デバイス (2)
 認知ロボティクス (2)
 しなやか材料の力学と
 構造デザイン (2)
 量子インターネットと
 量子情報理論 (2)
 機能性ソフトマテリアル特論 (2)
 理論流体力学 (2)

PHYSICS OF LIVING MATTER (2)
 学外特別研修(インターンシップ) (2)
 交換協定修士研究 1 A (2)
 交換協定修士研究 1 B (2)
 国 外 研 究 A (2)
 国 外 研 究 B (4)
 機 械 工 学 特 論 第 1 (2)
 機 械 工 学 特 論 第 2 (2)
 機械工学実践研究活動 A (2)
 機械工学実践研究活動 B (2)
 機械工学実践研究活動 C (2)
 アクチュエータ工学特論 (2)
 圧縮性流体力学 (2)
 混相流体力学 (2)
 先進材料の力学と
 数値シミュレーション (2)
 非線形ダイナミクス (2)
 分子シミュレーション特論 (2)
 有限要素モデリング・
 シミュレーション (2)
 乱流の基礎と数理 (2)
 燃 焼 工 学 特 論 (2)
 計 測 物 理 特 論 (2)
 分子結晶の物理化学 (2)
 ナノマテリアル特論 (2)
 環境機能材料工学特論 (2)
 電気情報工学実践研究活動 A (2)
 電気情報工学実践研究活動 B (2)
 電気情報工学実践研究活動 C (2)
 システムデザイン工学特別講義 (2)
 システムデザイン工学
 実践研究国内活動 A (2)
 システムデザイン工学
 実践研究国内活動 B (2)
 システムデザイン工学
 実践研究国内活動 C (2)
 システムデザイン工学
 実践研究国内活動 D (2)
 システムデザイン工学
 実践研究国際活動 A (2)
 システムデザイン工学
 実践研究国際活動 B (2)

システムデザイン工学
 実践研究国際活動 C (2)
 システムデザイン工学
 実践研究国際活動 D (2)
 システムデザイン工学
 研究型インターンシップ (2)
 システムデザイン工学
 アントレプレナーシップ (2)
 システムデザイン工学
 海外留学 A (2)
 システムデザイン工学
 海外留学 B (2)
 先進設計生産融合システム (2)
 熱流体・生命システムデザイン (2)
 実世界制御設計論 (2)
 建築構造デザイン学 (2)
 住まいと生活の
 システムデザイン (2)
 建築デザイン工学 (2)
 生活セントリックデザインと
 社会実装 (2)
 建築計画学 (2)
 建築安全工学 (2)
 建築設計スタジオ A (4)
 建築設計スタジオ B (4)
 建築設計学外研修 A (4)
 建築設計学外研修 B (4)
 建築設計学外研修 C (4)
 建築設計学外研修 D (4)
 創発サイエンス特論 B (2)
 移動現象操作 (2)
 化学工学特論 (2)
 企業と環境 (2)
 環境科学ディスカッション (2)
 反応工学特論 (2)
 反応装置工学 (2)
 情報処理システムアーキテクチャ (2)
 公共空間とコミュニケーション (2)
 学外特別研修(中期インターンシップ) (2)
 学外特別研修(長期インターンシップ) (4)

人間・社会システム情報科学専攻

- 計 算 モ デ ル (2)
- システムソフトウェア (2)
- コンピュータネットワーク (2)
- ヒューマンエージェント
インタラクション (2)
- 自然言語処理特論 (2)
- 分散システム (2)
- ネットワークセキュリティ (2)
- 実世界インタラクティブ
システム特論 (2)
- コンピュータビジョン (2)
- 情報通信サービス (2)
- オープンサイエンス特論A (2)
- 応用統計解析特論 (2)
- ビジネスエコノミクス特論第2
フィナンシャル・
エンジニアリング特論第1 (2)
- フィナンシャル・
エンジニアリング特論第2 (2)
- インダストリアル・
エンジニアリング特論 (2)
- ヒューマンファクターズ特論 (2)
- オペレーションズ・リサーチ特論 (2)
- 人工知能と複雑ネットワーク (2)
- 都市解析の
オペレーションズ・リサーチ (2)
- 人間-機械システムの人間工学 (2)
- 実世界指向
コミュニケーション特論 (2)
- マイクロプロセッサ
アーキテクチャ (2)
- インターネットバックボーン
アーキテクチャ (2)
- S o C 設 計 技 術 (2)
- アドホック・センサネットワーク (2)
- 年 金 数 理 (2)
- 公共空間とコミュニケーション (2)
- コンピュータ可視化 (2)
- ビジネスエコノミクス特論第1 (2)
- ネットワークサービス特論 (2)
- 複 合 現 実 感 (2)

- ソフトウェア工学 (2)
- 並行計算モデル (2)
- 応用実験計画法特論 (2)
- パターン認識と学習 (2)
- 総合的品質管理特論 (2)
- リアルオプション分析 (2)
- システム最適化 (2)
- 機 械 知 能 (2)
- システム分析・設計特論 (2)
- メディアコンピューティング (2)
- 先端 V L S I 設計演習 (2)
- コンピューターショナル
ファブリケーション (2)
- 音 声 音 響 工 学 (2)
- 学外特別研修(インターンシップ) (2)
- 交換協定修士研究1A (2)
- 交換協定修士研究1B (2)
- 国 外 研 究 A (2)
- 国 外 研 究 B (4)
- 情報処理システムアーキテクチャ
デジタル (2)
- トランスフォーメーション特論 (2)
- オープンエデュケーションA (2)
- オープンエデュケーションB (2)
- 演 劇 学 演 習 1 (2)
- 演 劇 学 演 習 2 (2)
- 科 学 技 術 社 会 論 (2)
- 芸 術 作 品 分 析 法 (2)
- 政 治 哲 学 セ ミ ナ ー (2)
- 科 学 論 I (2)
- 科 学 論 II (2)
- 言 語 科 学 特 論 (2)
- 芸 術 学 (2)
- 美 術 と 建 築 (2)
- バイオポリティクス特論 (2)
- ウェルビーイングの理論と応用 (2)
- ジェロントロジー特論 (2)
- 記 号 論 (2)
- 「あいだ」の感性学 (2)

半学半教プロジェクトⅠ (2)
 半学半教プロジェクトⅡ (2)
 半学半教プロジェクトⅢ (2)
 半学半教プロジェクトⅣ (2)
 人間交際プロジェクトⅠ (2)
 人間交際プロジェクトⅡ (2)
 人間交際プロジェクトⅢ (2)
 人間交際プロジェクトⅣ (2)
 社中協力プロジェクトⅠ (2)
 社中協力プロジェクトⅡ (2)
 社中協力プロジェクトⅢ (2)
 社中協力プロジェクトⅣ (2)
 自我作古プロジェクトⅠ (2)
 自我作古プロジェクトⅡ (2)
 自我作古プロジェクトⅢ (2)
 自我作古プロジェクトⅣ (2)
 在 外 国 際 活 動 Ⅰ (2)
 在 外 国 際 活 動 Ⅱ (2)

在 外 国 際 活 動 Ⅲ (2)
 在 外 国 際 活 動 Ⅳ (2)
 遠 隔 国 際 活 動 Ⅰ (2)
 遠 隔 国 際 活 動 Ⅱ (2)
 遠 隔 国 際 活 動 Ⅲ (2)
 遠 隔 国 際 活 動 Ⅳ (2)
 国 内 国 際 活 動 Ⅰ (2)
 国 内 国 際 活 動 Ⅱ (2)
 国 内 国 際 活 動 Ⅲ (2)
 国 内 国 際 活 動 Ⅳ (2)
 サイヤンス・
 ファンダメンタルズA (2)
 サイヤンス・
 ファンダメンタルズB (2)
 ワイヤレスコミュニケーション (2)
 学外特別研修(中期インターンシップ) (2)
 学外特別研修(長期インターンシップ) (4)

3 特別研究科目

先端数物科学専攻

先端数物科学修士研究Ⅰ (6)

先端数物科学修士研究Ⅱ (6)

化学・生命情報科学専攻

化学・生命情報科学修士研究Ⅰ (6)

化学・生命情報科学修士研究Ⅱ (6)

総合デザイン工学専攻

総合デザイン工学修士研究Ⅰ (6)

総合デザイン工学修士研究Ⅱ (6)

人間・社会システム情報科学専攻

人間・社会システム情報科学修士研究AⅠ (6)

人間・社会システム情報科学修士研究BⅡ (6)

人間・社会システム情報科学修士研究AⅡ (6)

人間・社会システム情報科学修士研究Ⅰ (6)

人間・社会システム情報科学修士研究BⅠ (6)

人間・社会システム情報科学修士研究Ⅱ (6)

② 前項に掲げる授業科目のほか、理工学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、理工学研究科委員会で定める。

第95条 削除

第96条 理工学研究科に入学または進学した学生は、その属する専攻の教員を指導教員としなければならない。

第97条 授業科目の選択履修にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第98条 指導教員が必要と認めた場合には、他の専攻、他の研究科または学部の授業科目を指定して履修させることがある。

第98条の2 理工学研究科委員会があらかじめ指定した理工学研究科の科目について、入学前

に指定した方法で修得し、入学後、指導教員が必要と認めた場合、8単位までを第100条の単位数に算入することができる。

第99条① 理工学研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学大学院の授業科目を履修させることがある。

② 前項で修得した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本大学大学院において修得したものとみなすことができる。

③ 第1項に準ずる場合については、別に定める。

第100条 修士課程の修了要件は、第94条に定める研究科目12単位を含む30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。なお修得すべき30単位の詳細は、各専攻が設置するカリキュラムごとに定めるものとする。ただし、理工学研究科委員会が認める教育プログラムに参加する学生においては、30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第101条 学位論文に着手しようとする者は、所属する専攻が設置するカリキュラムの定めた授業科目を修得し、理工学研究科委員会の承認を受けなければならない。

第102条① 学位論文は、指導教員を通じて理工学研究科委員会の定める期間内に理工学研究科委員会に提出しなければならない。

② 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第103条 理工学研究科で取得できる教員免許状および免許教科の種類は、次の通りとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
理工学研究科	先端数物科学専攻 化学・生命情報科学専攻 総合デザイン工学専攻 人間・社会システム情報科学専攻	数学・理科 理科 数学・理科 数学

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
理工学研究科	先端数物科学専攻 化学・生命情報科学専攻 総合デザイン工学専攻 人間・社会システム情報科学専攻	数学・理科・情報 理科・工業 数学・理科・工業・情報 数学・情報

後期博士課程

第104条① 理工学研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

第8 経営管理研究科

修士課程

第107条の2① 経営管理研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

MBAプログラム

1 基礎科目

会計管理	(2)
マーケティング	(2)
財務管理	(2)
総合経営	(2)

組織マネジメント	(2)
経済・社会・企業	(2)
生産政策	(2)
経営科学	(2)

2 専門科目

経済性分析	(2)
経営管理会計	(2)
マネジメント・コントロール	(2)
人的資源戦略	(2)
財務理論	(2)
市場戦略論	(2)
消費者行動	(2)
流通論	(2)
経営史	(2)
経営法学Ⅰ	(2)
経営法学Ⅱ	(2)
ヘルスエコノミクス	(2)
アントルプレナー戦略	(2)
マーケティング戦略	(2)
金融機関経営	(2)
生産システム設計論	(2)
マーケティング・コミュニケーション論	(2)
リーダーシップ論	(2)
グローバル・イノベーション	(2)
国際財務管理	(2)
多国籍組織・戦略	(2)
競争戦略論	(2)
経済理論Ⅰ	(2)
経済理論Ⅱ	(2)

企業倫理	(2)
戦略コンサルティング	(2)
経営プロジェクト	(2)
生産マネジメント	(2)
マネジリアル・エコノミクス	(2)
ヘルスケアマネジメント&ポリシー	(2)
財務報告分析	(2)
ベンチャーキャピタリスト養成Ⅰ	(2)
ベンチャーキャピタリスト養成Ⅱ	(2)
産業経済分析： ヘルスケア産業	(2)
日本の経営環境	(2)
日本における生産管理	(2)
経営科学と意思決定	(2)
経営戦略における アントルプレナーシップ	(2)
日本における組織マネジメントⅠ	(2)
日本におけるマーケティング	(2)
日本における財務管理	(2)
日本における会計管理	(2)
Individual Field Study	(2)
集中企業研究	(2)
新事業創造体験	(2)
タックス・プランニング	(2)

企業戦略における
 技術と社会的インパクト (2)
 サービス・マーケティング論 (2)
 ビジネス統計 (2)
 マクロ組織論 (2)
 不確実性と組織のマネジメント (2)
 リスクマネジメントと危機管理 (2)
 情報と意思決定 (2)
 行動ファイナンス (2)
 アジアビジネス・フィールドスタディ (2)
 経営実務講座
 ー同窓生から現役生へー (1)
 起業と法
 フォーラム・プログラム (2)
 組織と人間行動 (2)
 経営者の法と実務 (2)
 ビジネスプロデュース論
 ー成長・政策・CSRー (2)
 人材開発論 (2)
 起業体験 (2)
 ダイバーシティと
 インクルージョン (2)

3 特殊講義

会計管理特殊講義 (2)
 マネジメント・コントロール特殊講義 (2)
 経営情報システム特殊講義 (2)
 マネジリアル・エコミクス特殊講義 (2)
 組織・戦略特殊講義 (2)
 組織行動特殊講義 (2)
 人的資源管理特殊講義 (2)

4 演習

会計管理演習 (2)
 マネジメント・コントロール演習 (2)
 経営情報システム演習 (2)
 マネジリアル・エコミクス演習 (2)
 組織・戦略演習 (2)
 生産政策演習 (2)
 組織行動演習 (2)

国際人的資源管理 (2)
 病院経営Ⅰ (2)
 病院経営Ⅱ (2)
 グローバルフィールド研究Ⅰ (1)
 グローバルフィールド研究Ⅱ (1)
 デジタル時代の金融産業論：
 フィンテック概論 (2)
 情報技術 (2)
 持続可能性とビジネス・投資 (2)
 デジタルテクノロジーと経営 (2)
 データサイエンス (2)
 Global Intellectual
 Property Management (2)
 Law of the Internet (2)
 International Commercial
 Transactions (2)
 共存・共生のマネジメント (2)
 A.T. Kearney
 実践コンサルティングプロジェクト (2)
 ソーシャルイノベーション (2)
 応用実証経済学 (2)
 ビジネス・ゲーム (2)

生産政策特殊講義 (2)
 財務管理特殊講義 (2)
 マーケティング特殊講義 (2)
 経営環境特殊講義 (2)
 経営政策特殊講義 (2)
 経営管理特殊講義 (2)

マーケティング演習 (2)
 人的資源管理演習 (2)
 財務管理演習 (2)
 経営環境演習 (2)
 経営政策演習 (2)
 経営管理演習 (2)

EMBAプログラム

1 コア科目

会計管理(EMBA) (2)
マーケティング(EMBA) (2)
財務管理(EMBA) (2)
総合経営(EMBA) (2)

組織マネジメント(EMBA) (2)
経済・社会・企業(EMBA) (2)
生産政策(EMBA) (2)
経営科学(EMBA) (2)

2 総合演習科目

ビジネス・ゲーム(EMBA) (1)

(グローバル経営科目群)

グローバル経営A(EMBA) (2)

グローバル経営B(EMBA) (2)

(経営者討論科目群)

経営者討論A(EMBA) (2)

(フィールド科目群)

フィールドA(EMBA) (4)

グローバル経営C(EMBA) (2)

グローバル経営D(EMBA) (2)

経営者討論B(EMBA) (2)

フィールドB(EMBA) (4)

3 専門科目

会計管理特論(EMBA) (2)

マーケティング特論(EMBA) (2)

財務管理特論(EMBA) (2)

総合経営特論(EMBA) (2)

組織マネジメント特論(EMBA) (2)

経営環境特論(EMBA) (2)

生産政策特論(EMBA) (2)

経営科学特論(EMBA) (2)

4 個人研究科目

個人研究A(EMBA) (2)

個人研究B(EMBA) (2)

個人研究C(EMBA) (2)

5 ビジヨナリー科目

ビジヨナリーA(EMBA) (1)

ビジヨナリーB(EMBA) (2)

ビジヨナリーC(EMBA) (2)

② 経営管理研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、経営管理研究科委員会が適当と認める授業科目を経営管理研究科修士課程の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、経営管理研究科委員会が定める。

第107条の3 経営管理研究科の学生は、指導教授の指示により授業科目を選択履修し、研究指導を受けなければならない。

第107条の4① 指導教授が教育上必要と認め、かつ、受け入れ側の了承が得られた場合、本大学大学院他研究科および他大学大学院研究科の授業科目を履修することができる。これによって修得した単位数は、15単位を上限として修了の要件として修得すべき単位数に算入する。

② 経営管理研究科委員会は、履修すべき授業科目およびその履修方法について指示することがある。

第107条の5① 修士課程MBAプログラムの進級要件は、基礎科目16単位を履修したうえで12単位を修得することとする。

② 修士課程の修了要件は、MBAプログラムは42単位以上、EMBAプログラムは50単位以上の授業科目を修得し、次項および第109条に定める要件をみたすこととする。

③ MBAプログラム

- 1 基礎科目12単位以上
- 2 基礎科目および専門科目の合計で38単位以上
- 3 特殊講義2単位
- 4 演習2単位

EMBAプログラム

- 1 コア科目12単位以上
- 2 グローバル経営科目群4単位以上
- 3 経営者討論科目群2単位以上
- 4 コア科目、グローバル経営科目群、経営者討論科目群および専門科目の合計で30単位以上
- 5 フィールド科目群8単位
- 6 ビジネス・ゲーム1単位
- 7 個人研究科目6単位
- 8 ビジヨナリー科目5単位

第107条の6① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて経営管理研究科委員会に提出しなければならない。

② 修士論文の審査および最終試験の時期は、別に定める。

③ 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

④ 第109条第2項にかかわらず、修士学位の審査に関しては、経営管理研究科委員会が認めた時は、特定の課題についての成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

後期博士課程

第107条の7① 経営管理研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

1 専門科目

(総合経営政策科目群)

経営政策特論(2) ∷ 企業戦略特論(2)

(生産政策科目群)

生産経営特論(2) ∷ 生産管理特論(2)

(経営環境科目群)

経営環境特論(2) ∷ 産業経済分析特論(2)

(マネジリアル・エコノミクス科目群)

意思決定特論 (2)

経営科学特論 (2)

(組織行動科目群)

組織行動特論 (2)

組織心理学特論 (2)

人的資源特論 (2)

(マーケティング科目群)

マーケティング理論特論 (2)

消費者行動特論 (2)

(経営財務科目群)

財務管理特論 (2)

金融機関経営特論 (2)

(マネジメント・システム科目群)

経営情報特論 (2)

(会計科目群)

経営分析特論 (2)

経営管理会計特論 (2)

会計管理特論 (2)

(共通領域科目群)

ケースメソッド教授法特論 (2)

2 特別実習科目

総合経営政策特別実習 (2)

生産政策特別実習 (2)

経営環境特別実習 (2)

組織行動特別実習 (2)

マーケティング特別実習 (2)

3 特別演習

経営管理特別演習Ⅰ (2)

経営管理特別演習Ⅱ (2)

4 ケース学習前提科目

- ② 指導教授がケースによる学習のために必要と認めた場合、経営管理研究科修士課程の諸科目から選択履修させることがある。なお、経営管理研究科委員会は、前項に掲げる授業科目のほか、経営管理研究科委員会が適当と認める授業科目を経営管理研究科博士課程の定める授業科目として認定または設置することができる。その単位数は、経営管理研究科委員会が定める。

第107条の8 経営管理研究科の学生は、指導教授の指示により授業科目を選択履修し、研究指導を受けなければならない。

計量分析特論 (2)

組織戦略特論 (2)

多国籍組織戦略特論 (2)

国際人的資源管理特論 (2)

流通経営特論 (2)

市場戦略特論 (2)

行動ファイナンス特論 (2)

財務理論特論 (2)

経営システム特論 (2)

会計理論特論 (2)

実証会計特論 (2)

経営財務特別実習 (2)

マネジメント・システム特別実習 (2)

会計特別実習 (2)

マネジリアル・

エコノミクス特別実習 (2)

経営管理特別演習Ⅲ (2)

第107条の9 指導教授が必要と認め、かつ、受入側了承が得られた場合、本大学大学院他研究科および他大学大学院研究科において必要な研究指導を受けることができる。これによって修得した単位は、次条の専門科目の単位数に算入する。

第107条の10 授業科目は、専門科目6単位以上、特別実習科目2単位以上および特別演習科目6単位を含めて合計16単位以上を履修しなければならない。

第107条の11 後期博士課程の修了要件は、第107条の9に定める研究指導を受け、前条に定める授業科目16単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第107条の12① 学位論文は、3部作成し、指導教授を通じて経営管理研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験の時期は別に定める。ただし、その審査及び最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第107条の13 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第108条 削除

第9 政策・メディア研究科

修士課程

第108条の2① 政策・メディア研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

1 研究支援科目

(概念科目)

概念構築(GR) (2)	概念構築(CB) (2)
概念構築(フィールドワーク論) (2)	概念構築(EG1) (2)
概念構築(ヒューマンセキュリティ) (2)	概念構築(EG2) (2)
概念構築 (アカデミック・コミュニケーション手法) (2)	概念構築(CI) (2)
概念構築(リサーチデザイン) (2)	概念構築(BI) (2)
概念構築(戦略と制度設計) (2)	概念構築(コミュニケーション) (2)
その他概念科目として政策・メディア研究科委員会が必要と認める科目 (2)	

(先端研究科目)

先端研究(GR) (2)	先端研究(EG2) (2)
先端研究(社会理論と開発) (2)	先端研究ワークショップ(XD1) (2)
先端研究(語用論) (2)	先端研究ワークショップ(XD2) (2)
先端研究(パブリックポリシー) (2)	先端研究ワークショップ(XD3) (2)
先端研究(ケースメソッド) (2)	先端研究ワークショップ(XD4) (2)
先端研究(CB) (2)	先端研究(CI) (2)
先端研究(EG1) (2)	先端研究(BI) (2)
その他先端研究科目として政策・メディア研究科委員会が必要と認める科目 (2)	

2 プログラム科目

グローバル・ガバナンス研究(基礎) (2)	グローバルエコノメトリックス (2)
グローバル・ガバナンス研究 (グローバル・ガバナンスの視点) (2)	東南アジア現代史 ポリシーマネジメント (開発とヒューマンセキュリティ) (2)
グローバル・ガバナンス研究 (グローバリゼーションと地域変容) (2)	言語教育デザイン論 (2)
グローバル・イシュー・プラクティス (2)	ITと学習環境 (2)
グローバル・パートナーズ・ ネットワークング (2)	トランスカルチャー論 (2)
地域戦略研究(東アジア) (2)	ファイナンス理論 (2)
地域戦略研究(北東アジア) (2)	応用ファイナンス (2)
地域戦略研究(中華圏) (2)	リスクの統計分析 (2)
地域戦略研究(イスラーム圏) (2)	不動産市場分析 (2)
地域戦略研究(米州) (2)	組織評価論 (2)
地域戦略研究(欧州) (2)	日本のビジネス (2)
ワールドエコノミー (2)	ネットワークと情報経済 (2)

経営戦略特論 (2)
 ポリシーマネジメント
 (政策形成とソーシャルイノベーション) (2)
 ガバナンス論 (2)
 ソーシャルビジネスと評価 (2)
 意思決定モデル (2)
 地方政府のガバナンス (2)
 ITビジネスとグローバル経営 (2)
 ITビジネスと経営組織の革新 (2)
 行政組織の経営 (2)
 地域情報化論 (2)
 ソーシャルファイナンス (2)
 キャリア開発演習 (2)
 テクノロジーマネジメント論 (2)
 HCI設計論 (2)
 ソシオコンテンツ分析特論 (2)
 ソシオセマンティクス特論 (2)
 認知・脳科学論 (2)
 認知意味論 (2)
 スポーツ・スキルサイエンス論 (2)
 心理情報解析特論 (2)
 人間工学論 (2)
 宇宙法 (2)
 建設マネジメント論 (2)
 地域環境論 (2)
 都市政策 (2)
 デジタルアース論 (2)
 安全環境論 (2)
 応用環境デザイン
 (建築とランドスケープのデザイン) (4)
 応用環境デザイン
 (都市環境のデザイン) (4)
 環境の変遷 (2)
 環境デザイン・フィールド・
 ワークショップ (2)
 環境空間論 (2)
 建築環境制御論 (2)
 建築技術論 (2)
 建築構成論 (2)
 構造のデザイン (2)

都市デザイン論 (2)
 エネルギー政策分析 (2)
 ランドスケープデザイン (2)
 環境の力学 (2)
 都市空間の構成 (2)
 空間モデリング特論 (2)
 エンタテイメントセオリー (2)
 デザインセオリー (2)
 デジタルサウンドセオリー (2)
 エンタテイメントコンテンツ
 プロデュース論 (2)
 インターネットの進化と可能性 (2)
 システムソフトウェア (2)
 ソフトウェア開発方法論 (2)
 マルチメディア
 知識ベース構築論 (2)
 情報セキュリティ論 (2)
 ユビキタスコンピューティング
 システム論 (2)
 オブジェクト指向分析 (2)
 知識発見法 (2)
 自律分散協調システム論 (2)
 先端分子細胞生物学 (2)
 ゲノム工学実習 (2)
 バイオインフォマティクス
 アルゴリズム (2)
 ゲノムデザイン学 (2)
 ゲノム医科学 (2)
 数理生物学 (2)
 生命科学英語 (2)
 生命分子ネットワーク (2)
 フィールドワークA (2)
 フィールドワークB (2)
 フィールドワークC (2)
 フィールドワークD (2)
 インターンシップA (2)
 インターンシップB (2)
 運動生理学・バイオメカ (2)
 高齢社会デザイン論 (2)
 老年学 (2)

- ② 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のあるプロジェクト科目について行う。
- ③ 第109条第2項にかかわらず、修士学位の審査に関しては、政策・メディア研究科委員会が認めた時は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第108条の6の2 政策・メディア研究科で取得できる教員免許状および免許教科の種類は、次のとおりとする。

免許状の種類

中学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
政策・メディア研究科	政策・メディア専攻	社 会

高等学校教諭専修免許状

課程を置く研究科・専攻		免許教科の種類
政策・メディア研究科	政策・メディア専攻	公 民・情 報

後期博士課程

第108条の7 後期博士課程の学生は、入学後速やかに指導教授（主査）の指示に従って研究体制（副査2名以上）を整備し、政策・メディア研究科委員会に報告しなければならない。

第108条の7の2 政策・メディア研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

- 1 特 別 研 究 (2)
- 2 特 設 科 目

政策・メディア研究科委員会が必要と認める科目 (2)

(単位数については、政策・メディア研究科委員会の認めるところにより別に定めることがある。)

第108条の7の3 政策・メディア研究科委員会が教育研究上有益と認めたときは、他大学大学院等とあらかじめ協議のうえ、後期博士課程の学生に当該他大学大学院等において必要な研究上の指導を受けさせることがある。

第108条の8 政策・メディア研究科委員会が定めるところにより発表を行い、合格した者を博士候補とする。

第108条の9 後期博士課程の修了要件は、第108条の7の2に定める授業科目のうち、特別研究を4単位以上修得し、前条および第109条に定める要件をみたすこととする。

第108条の10 最終試験は、博士論文を中心として行う。

第108条の11 学位論文は、指導教授を通じて政策・メディア研究科委員会に提出しなければならない。

第108条の12 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

第10 健康マネジメント研究科

修士課程

第108条の13① 健康マネジメント研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

1 導入科目

臨床入門 (1)
社会保障論 (2)
ヘルスケア倫理学 (2)

健康マネジメント概論 (2)
高齢社会デザイン論 (2)
経営戦略論 (1)

2 分析手法科目

基礎疫学 (2)
サービスデータサイエンス (2)
クオリティマネジメント (2)
ヘルスアウトカム評価論 (2)
基礎生物統計学Ⅰ (2)
基礎生物統計学Ⅱ (2)

臨床試験方法論 (2)
ヘルス情報管理論 (2)
多変量因果解析 (2)
応用生物統計学 (2)
疫学研究の統計的方法 (2)
質的研究法 (2)

3 専門科目

看護学専攻

母性看護学 (2)
母性看護学方法論Ⅰ (2)
母性看護学方法論Ⅱ (2)
母性看護学演習Ⅰ (2)
母性看護学演習Ⅱ (2)
小児看護学 (2)
小児看護学方法論Ⅰ (2)
小児看護学方法論Ⅱ (2)
小児看護学演習Ⅰ (2)
小児看護学演習Ⅱ (2)
老年看護論 (2)
高齢者健康生活評価法 (2)
老年期疾患治療論 (2)
高齢者・家族援助論 (2)
老年サポートシステム・制度論 (2)
老年看護実践演習 (2)
認知症高齢者看護演習 (2)
老年専門看護実習 (10)
基礎看護学 (2)
基礎看護技術方法論Ⅰ (2)
基礎看護技術方法論Ⅱ (2)

基礎看護学演習Ⅰ (2)
基礎看護学演習Ⅱ (2)
がん病態生理学 (2)
がん看護論 (2)
がん看護援助論 (2)
がん治療看護論 (2)
がん遺伝看護論 (2)
がん薬物療法看護論 (2)
緩和ケア演習 (2)
がん専門看護実習 (10)
成人看護学 (2)
成人看護学方法論Ⅰ (2)
成人看護学方法論Ⅱ (2)
成人看護学演習Ⅰ (2)
成人看護学演習Ⅱ (2)
精神看護論 (2)
精神の健康生活評価法 (2)
治療的精神看護介入法 (2)
リエゾン精神看護論 (2)
精神保健医療福祉制度論 (2)
精神科治療技法 (2)

精神看護介入演習 (2)
 精神専門看護実習 (10)
 遺伝看護論 (2)
 遺伝リスク評価法 (2)
 臨床遺伝特論 (2)
 遺伝看護対象論 (2)
 遺伝医療・社会制度論 (2)
 遺伝看護援助論 (2)
 遺伝看護展開論 (2)
 遺伝専門看護実習 (10)
 先端看護学概論 (2)
 先端看護学方法論 I a (2)
 先端看護学方法論 I b (2)
 先端看護学方法論 II (2)
 先端看護学演習 I a (2)
 先端看護学演習 I b (2)
 先端看護学演習 II (2)
 在宅看護論 (2)
 在宅看護方法論 I (2)
 在宅看護方法論 II (2)
 在宅看護学演習 I (2)
 在宅看護学演習 II (2)
 公衆衛生看護学 (2)
 公衆衛生看護活動方法論 I (2)
 公衆衛生看護活動方法論 II (2)
 公衆衛生看護活動計画・評価論 I (2)
 公衆衛生看護活動計画・評価論 II (2)
 看護管理・政策学 (2)
 看護管理・政策学方法論 I (2)

公衆衛生・スポーツ健康科学専攻

医療政策・管理学 (2)
 ヘルスサービス財務管理論 (2)
 ヘルスサービス経営倫理学 (2)
 医事法学 (2)
 リスクマネジメント論 (2)
 医療経営戦略論 (2)
 パーソナルケアシステム論 (2)
 医療経済学 I (1)
 医療経済学 II (2)
 ヘルスビジネス知的財産論 (2)

看護管理・政策学方法論 II (2)
 看護管理・政策学演習 I (2)
 看護管理・政策学演習 II (2)
 看護学教育論 (2)
 看護学教育方法 I (2)
 看護学教育方法 II (2)
 看護学教育演習 I (2)
 看護学教育演習 II (2)
 国際保健看護論 (2)
 国際保健看護方法論 I (2)
 国際保健看護方法論 II (2)
 国際保健看護演習 I (2)
 国際保健看護演習 II (2)
 クリティカルケア看護論 (2)
 クリティカルケア看護学方法論 I (2)
 クリティカルケア看護学方法論 II (2)
 クリティカルケア看護学演習 I (2)
 クリティカルケア看護学演習 II (2)
 看護理論 (2)
 看護教育論 (2)
 コンサルテーション論 (2)
 看護研究 (2)
 看護情報学 (2)
 看護倫理 (2)
 看護政策論 (2)
 看護管理論 (2)
 フィジカルアセスメント (2)
 臨床病態学 (2)
 臨床薬理学 (2)

医薬経済学 (2)
 老年医学・高齢者スポーツ医学 (2)
 ヘルスプロモーション (2)
 運動生理学 (1)
 運動疫学 (1)
 バイオメカニクス・動作解析 (1)
 健康スポーツ栄養科学 (2)
 健康スポーツ経営論 (2)
 健康スポーツマーケティング論 (2)
 環境・産業保健学 (2)

公衆衛生マネジメント (2)
感染症疫学・サーベイランス (2)
生活習慣病疫学 (2)
地域保健学 (2)

国際保健学 (2)
精神保健学 (2)
ヘルスコミュニケーション (2)
健康行動科学 (2)

4 インターンシップ関連科目

病院経営論 (1)
居宅サービス経営論 (1)
民間保険経営論 (1)
製薬産業論 (1)
医療機能評価論 (1)

健康都市デザイン論 (1)
健康スポーツ地域デザイン論 (1)
健康スポーツ産業論 (1)
公衆衛生実践 (1)
健康ビジネス開発論 (1)

5 特別研究科目

特別研究 (2)

- ② 前項に掲げる授業科目のほか、健康マネジメント研究科委員会において適当と認める授業科目を、健康マネジメント研究科の定める授業科目として認定または設置することができる。この単位数は、健康マネジメント研究科委員会が定める。ただし、前項に掲げる授業科目の区分に該当しないものは自由科目とする。

第108条の14 看護学専攻には、専門看護師プログラムをおく。

第108条の15 健康マネジメント研究科の学生は、指導教員の指示により授業科目を選択履修し、指導教員による研究指導を受けなければならない。

第108条の16① 授業科目は、30単位以上履修し、次の授業科目の単位を含まなければならない。
専門科目およびインターンシップ関連科目 10単位以上
特別研究科目 4単位

② インターンシップ関連科目の履修については、別に定める。

③ 専門看護師プログラムについては、別に定める。

第108条の17① 指導教員が必要と認めた場合には、健康マネジメント研究科委員会の認める本大学の学部を設置された授業科目を履修することができる。

② 前項によって修得した授業科目の単位は、第108条の13に定める導入科目の単位とすることができる。

第108条の18① 指導教員が必要と認めた場合には、健康マネジメント研究科委員会の認める本大学大学院他研究科に設置された授業科目を履修することができる。

② 前項によって修得した授業科目の単位は、第108条の13に定める導入科目、分析手法科目および専門科目の単位とすることができる。

③ 健康マネジメント研究科委員会があらかじめ指定した学部を卒業、または研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、入学前に自由科目として修得した健康マネジメント研究科設置の授業科目の単位を、入学後、10単位まで第108条の16に定める単位数に含めることができる。

④ 健康マネジメント研究科委員会があらかじめ指定した研究科を修了した後に、指定された方法で入学した者については、当該研究科で修得した単位を、入学後、10単位まで第108条

の16に定める単位数に含めることができる。

- ⑤ 健康マネジメント研究科設置の授業科目について、指定した方法で入学前に単位を修得した場合、入学後、健康マネジメント研究科委員会が定めるところにより10単位まで第108条の16に定める単位数に含めることができる。
- ⑥ 前3項により第108条の16に定める単位数に含めることができるのは合わせて10単位を超えないものとする。
- ⑦ 本大学看護医療学部を卒業し、指定された方法で入学した者については、入学前に当該学部で自由科目として修得した健康マネジメント研究科設置の授業科目の単位を、入学後、健康マネジメント研究科が定めるところにより15単位まで第108条の16に定める単位数に含めることができる。なお、この方法により入学した者は、本条第3項、第4項および第5項は適用できないものとする。

第108条の19 修士課程の修了要件は、第108条の15に定める研究指導を受け、第108条の16および前条に定める授業科目30単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第108条の20① 学位論文は、3部作成し、健康マネジメント研究科委員会に提出する。

- ② 提出の時期、その審査および最終試験の日程は、健康マネジメント研究科委員会が定める。
- ③ 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。
- ④ 第109条第2項にかかわらず、修士学位の審査に関しては、健康マネジメント研究科委員会が認めた時は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

後期博士課程

第108条の21① 健康マネジメント研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次の通りとする。

看護学専攻

看護学特論Ⅰ(2)	看護学合同演習(1)
看護学特論Ⅱ(2)	

公衆衛生・スポーツ健康科学専攻

健康マネジメント特論Ⅰ(2)	健康マネジメント合同演習(1)
健康マネジメント特論Ⅱ(2)	

- ② 前項に掲げる授業科目のほか、健康マネジメント研究科委員会において適当と認める授業科目を、健康マネジメント研究科の定める授業科目として認定または設置することができる。この単位数は、健康マネジメント研究科委員会が定める。

第108条の22 健康マネジメント研究科の学生は、指導教員の指示により授業科目を選択履修し、指導教員による研究指導を受けなければならない。

第108条の23 授業科目は、10単位以上履修し、次の授業科目の単位を含まなければならない。

所属専攻に設置された特論Ⅰ、特論Ⅱ	計4単位
所属専攻に設置された合同演習	計6単位以上

第108条の24 指導教員が必要と認めた場合には、健康マネジメント研究科委員会の認める健康マネジメント研究科修士課程および本大学またはその他の研究教育機関に設置された授業科目を履修することができる。

第108条の25 後期博士課程の修了要件は、第108条の22に定める研究指導を受け、第108条の23に定める授業科目10単位以上を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第108条の26① 学位論文は、3部作成し、健康マネジメント研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に行う。

第108条の27 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある授業科目について行う。

第11 システムデザイン・マネジメント研究科

修士課程

第108条の28① システムデザイン・マネジメント研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

1 必修科目

ア コア科目

システムデザイン・マネジメント序論 (2)	システムの評価と検証 (2)
システムアーキテクティングと インテグレーション (2)	プロジェクトマネジメント (2)

イ 特別研究科目

システムデザイン・マネジメント研究 (2)	プロジェクトデザイン・マネジメント研究 (2)
-----------------------	-------------------------

ウ プロジェクト科目

デザインプロジェクト (4)

2 専門科目

コミュニケーション (2)	宇宙システム工学概論 (2)
システムデザインのための 統計とデータ処理 (2)	環境システム論 (2)
システムの科学と哲学 (2)	リスクマネジメント論 (2)
社会システムの システムズアプローチ (2)	電子システム安全論 (2)
ビジネスシステムの システムズアプローチ (2)	ヒューマンファクター論 (2)
システムのモデリングと シミュレーション (2)	ヒューマンリレーションズ論 (2)
システムデザイン・マネジメント 特別講義1 (2)	ヒューマンインタフェース論 (2)
システムデザイン・マネジメント 特別講義2 (2)	バーチャルデザイン論 (2)
チームワークと学習能力開発 (2)	創造的意思決定論 (2)
イノベティブ ワークショップデザイン論 (2)	創造性マネジメント (2)
システムデザイン・マネジメント実習 (2)	システムデザイン・ マネジメントの多文化理解 (2)
フロンティアプロジェクト マネジメント (2)	ビジネスシステムダイナミクス (2)
モデル駆動型システム開発の基礎 (2)	経営・財務戦略論 (2)
モデルに基づくシステムの予測と制御 (2)	金融通貨システム論 (2)
ネットワークとデータベース (2)	国際政治経済システム論 (2)
ソフトウェア工学 (2)	インテリジェンス・システム論 (2)
宇宙機システム設計論 (2)	コンペティティブ・インテリジェンス論 (2)
	サプライチェーンとビジネスゲーム (2)
	ビジネスシステム論 (2)
	アントレプレナーシップ (2)
	社会科学方法論 (2)
	マーケティングマネジメント (2)
	比較政治制度システム論 (2)

プロジェクトの予測と時間管理 (1)
政策デザイン論 (2)
起業デザイン論 (2)
社会科学における比較方法論 (2)

クオリティー・ジャーナリズムの上級英語 (2)
インターンシップ1 (1)
インターンシップ2 (2)

② 前項に掲げる授業科目のほか、システムデザイン・マネジメント研究科委員会において相当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、システムデザイン・マネジメント研究科委員会で定める。

第108条の29 授業科目の選択履修にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第108条の30① 指導教員が必要と認めた場合には、本大学大学院他研究科または学部の授業科目を指定して履修させることがある。

② システムデザイン・マネジメント研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他大学大学院の授業科目を履修させることがある。

③ 前項で修得した授業科目の単位および第124条第3項により修得した単位は、15単位を超えない範囲で本大学大学院において修得したものとみなすことができる。

第108条の31 システムデザイン・マネジメント研究科委員会が学生の教育上有益と認めるときは、システムデザイン・マネジメント研究科に入学する前に本大学大学院他研究科または他大学大学院において修得した授業科目の単位を、15単位を超えない範囲で入学後システムデザイン・マネジメント研究科において修得したものとみなすことができる。

第108条の31の2 システムデザイン・マネジメント研究科があらかじめ指定したシステムデザイン・マネジメント研究科の科目について、指定した方法で入学前に修得した場合、10単位を超えない範囲で入学後、本大学大学院において修得したものとみなすことができる。

第108条の32 前2条および第108条の30第3項により修得した単位数と合わせて20単位を超えない範囲で第108条の33の2および第108条の33の3の単位数に算入することができる。

第108条の33 修士課程にリサーチインテンシブコースおよびラーニングインテンシブコースを置く。

第108条の33の2① 修士課程リサーチインテンシブコースの修了要件は、次項の履修条件をみだし、36単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

② 次の各号の履修条件をみたさなければならない。

1 必修科目

ア コア科目：8単位

イ 特別研究科目（システムデザイン・マネジメント研究）：8単位

ウ プロジェクト科目：4単位

2 専門科目：16単位以上

③ 前項の定めによらず、早期学位取得に準ずる場合については、別に定める。

第108条の33の3① 修士課程ラーニングインテンシブコースの修了要件は、次項の履修条件をみだし、46単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

② 次の各号の履修条件をみたさなければならない。

1 必修科目

ア コア科目：8単位

イ 特別研究科目（プロジェクトデザイン・マネジメント研究）：2単位

ウ プロジェクト科目：4単位

2 専門科目：32単位以上

③ 前項の定めによらず、早期学位取得に準ずる場合については、別に定める。

第108条の34 学位論文に着手しようとする者は、16単位以上の授業科目を修得し、システムデザイン・マネジメント研究科委員会の承認を受けなければならない。

第108条の35① 学位論文は3部作成し、指導教員を通じてシステムデザイン・マネジメント研究科委員会の定める期間内にシステムデザイン・マネジメント研究科委員会に提出しなければならない。

② 最終試験は、学位論文を中心として行う。

後期博士課程

第108条の36① システムデザイン・マネジメント研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

システムデザイン・マネジメント特別研究 (2)

② 前項に掲げる授業科目のほか、システムデザイン・マネジメント研究科委員会において相当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、システムデザイン・マネジメント研究科委員会で定める。

③ 第1項の授業科目については、每学期履修しなければならない。

第108条の37 システムデザイン・マネジメント研究科に入学した学生は、入学時にその属する教員を指導教授としなければならない。

第108条の38 授業科目の選択履修にあたっては、指導教授の指示を受けなければならない。

第108条の39 指導教授が必要と認めた場合には、システムデザイン・マネジメント研究科修士課程および本大学大学院他研究科の授業科目を指定して履修させることがある。

第108条の40 システムデザイン・マネジメント研究科委員会が教育研究上有益と認めたときは、他大学大学院等とあらかじめ協議のうえ、後期博士課程の学生に当該他大学大学院等において必要な授業科目の履修および研究上の指導を受けさせることがある。

第108条の41① 博士課程の修了要件は、第108条の36第1項に定める授業科目中12単位以上を修得し、第109条に定める要件を満たすこととする。

② 最終試験は、学位論文を中心として行う。

③ 前2項の定めによらず、早期学位取得に準ずる場合については、別に定める。

第108条の42① 学位論文は3部作成し、指導教授を通じてシステムデザイン・マネジメント研究科委員会に提出しなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

第12 メディアデザイン研究科

修士課程

第108条の43① メディアデザイン研究科に設置する修士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1 共通基盤科目（必修科目） | |
| イノベーションパイプライン1A (2) | イノベーションパイプライン1C (2) |
| イノベーションパイプライン1B (2) | イノベーションパイプライン2 (4) |
| 2 理論・戦略科目（選択必修科目） | |
| (デザイン系列科目) | |
| 都市におけるマーケットデザイン (1) | オタク文化 (1) |
| 身体性インタラクション (1) | サービスデザイン概論 (1) |
| サーキュラーデザイン (1) | インテンスイブプロジェクト (2) |
| マテリアルインタラクション (1) | |
| (テクノロジー系列科目) | |
| ネットワークと運用 (1) | パーセプションアウェア |
| デジタルメディア・イノベーション (1) | コンピューティング (1) |
| コンピューティショナル・サービス・ | 量子技術と未来社会 (1) |
| アーキテクチャ (1) | |
| (ソサイエティ系列科目) | |
| ソーシャルクリエイション (1) | C E M S 理論戦略4 (1) |
| グローバルビジネス戦略と | 知的財産戦略 (1) |
| レスポンシブル・リーダーシップ (2) | 公共政策の現代的課題 (1) |
| ブランドコミュニケーションの未来 (1) | ビジネスとサステナビリティ (1) |
| オタク文化のコンテンツ創造力と | 責任ある研究・イノベーション (1) |
| 効率的な経済的効果の波及 (1) | データで紐解く |
| C E M S 理論戦略1 (2) | サステナビリティ (1) |
| C E M S 理論戦略2 (2) | イノベーションのための |
| C E M S 理論戦略3 (1) | メンタルモデル (1) |
| 3 プロジェクト科目 | |
| (必修科目) | |
| 基礎プロジェクト (2) | |
| (選択必修科目) | |
| リアルプロジェクト (2) | C E M S リサーチプロジェクト (1) |
| C E M S ビジネスプロジェクト (4) | |
| 4 特別研究科目（必修科目） | |
| メディアデザイン研究1 (2) | メディアデザイン研究3 (2) |
| メディアデザイン研究2 (2) | |

5 自由科目

K M D イングリッシュ 1 (1)	プレゼンテーションスキル 1 (1)
K M D イングリッシュ 2 (1)	プレゼンテーションスキル 2 (1)
異文化コミュニケーション入門 (1)	プレゼンテーションスキル 3 (1)
グローバルミーティング (1)	プレゼンテーションスキル 4 (1)

② 前項に掲げる授業科目のほか、メディアデザイン研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、メディアデザイン研究科委員会で定める。

第108条の44 授業科目の選択履修にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第108条の45① 指導教員が必要と認めた場合には、本大学大学院他研究科または学部の授業科目を指定して履修させることがある。

② メディアデザイン研究科委員会が教育研究上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議のうえ、当該他大学大学院の授業科目を履修させることがある。

③ 前2項で修得した授業科目の単位は、本大学大学院において修得したものとみなすことができる。

第108条の46 メディアデザイン研究科委員会が学生の教育上有益と認めるときは、メディアデザイン研究科に入学する前に本大学大学院他研究科または他大学大学院において修得した授業科目の単位を、入学後メディアデザイン研究科において修得したものとみなすことができる。

第108条の46の2 メディアデザイン研究科委員会があらかじめ指定したメディアデザイン研究科の科目について、指定した方法で入学前に修得した場合、入学後、4単位までを本大学大学院において修得したものとみなすことができる。

第108条の47 前2条および第108条の45第3項により修得した単位数についてメディアデザイン研究科委員会が認めた場合10単位を超えない範囲で第108条の49の単位数に算入することができる。

第108条の48① 授業科目は30単位以上履修し、次の授業科目を含まなければならない。

- 1 共通基盤科目 10単位
- 2 理論・戦略科目 3つの系列から合計6単位以上
- 3 プロジェクト科目
ア 基礎プロジェクト 2単位
イ リアルプロジェクト、CEMS ビジネスプロジェクトから合計6単位以上
- 4 特別研究科目 6単位

② 前項の定めによらず、早期学位取得に準ずる場合については、別に定める。

第108条の49 修士課程の修了要件は、30単位以上の授業科目を修得し、前条および第109条に定める要件をみたすこととする。

第108条の50 学位論文に着手しようとする者は、共通基盤科目を10単位、基礎プロジェクト2単位の授業科目を修得し、メディアデザイン研究科委員会の承認を受けなければならない。

第108条の51 最終試験は、学位論文を中心として行う。

後期博士課程

第108条の52① メディアデザイン研究科に設置する後期博士課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

先 端 研 究 (2)

② 前項に掲げる授業科目のほか、メディアデザイン研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は、メディアデザイン研究科委員会で定める。

第108条の53 メディアデザイン研究科に入学した学生は、入学時に本研究科の教員を指導教員としなければならない。

第108条の54 授業科目の選択履修にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第108条の55 指導教員が必要と認めた場合には、メディアデザイン研究科修士課程および他研究科の授業科目を指定して履修させることがある。

第108条の56 メディアデザイン研究科委員会が教育研究上有益と認めたときは、他大学大学院等とあらかじめ協議のうえ、後期博士課程の学生に当該他大学大学院等において必要な授業科目の履修および研究上の指導を受けさせることがある。

第108条の57① 博士課程の修了要件は、第108条の52第1項に定める授業科目中12単位以上を修得し、第109条に定める要件を満たすこととする。

② 最終試験は、学位論文を中心として行う。

③ 前2項の定めによらず、早期学位取得に準ずる場合については、別に定める。

第108条の58 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

第13 薬学研究科

修士課程

第108条の59① 薬学研究科に設置する修士課程の授業科目および配当単位数は、次のとおりとする。

薬科学専攻

1 講 義	
物質機能化学特論 (1)	薬剤情報科学特論 (1)
生理活性物質化学特論 (1)	生命・研究倫理 (1)
分子機能生物学特論 (1)	臨床薬物評価特論 (1)
免疫代謝学特論 (1)	大学院特別講義 (2)
分子腫瘍神経科学特論 (1)	Medical-Pharmacological Lecture in English (1)
病態薬物治療学特論 (1)	
薬物動態制御学特論 (1)	
2 演 習	
演 習 (4)	研究臨床体験プログラム (1)
高度研究機器特別演習 (1)	
3 課 題 研 究	
課 題 研 究 (16)	

② 前項に掲げる授業科目のほか、薬学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は薬学研究科委員会で定める。

第108条の60 授業科目の選択履修ならびに薬学課題研究の修得および論文作成にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第108条の61 履修授業科目の単位の認定は、筆記または口頭試験によるものとする。

第108条の62① 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学大学院の授業科目を履修させることができる。

② 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院他研究科または薬学研究科他専攻の授業科目を履修させることができる。

③ 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院入学前に他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位を本大学院において履修したものとして認定することができる。

④ 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院薬学研究科入学前に、本大学院薬学研究科に設置された授業科目をあらかじめ指定された方法で修得した場合、入学後、4単位を超えない範囲で、本大学院薬学研究科において履修したものとして認定することができる。

⑤ 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院の科目等履修生であった者が、本大学院に入学した場合は、本大学院で履修したものとして認定することができる。

⑥ 前4項により認定することができる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

第108条の63 指導教員が学生の特別な修学上の理由により適当と認めるときは、本大学薬学部の授業科目を指定して履修させることができる。

第108条の64 修士課程の修了要件は、30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

第108条の65 学位論文は、4部作成し、指導教員を通じて薬学研究科委員会に提出し、その審査および最終試験を受けなければならない。

第108条の66 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行う。

後期博士課程

第108条の67① 薬学研究科に設置する後期博士課程の授業科目および配当単位数は、次のとおりとする。

薬科学専攻

- 1 講 義
大 学 院 特 別 講 義 (2)
- 2 演 習
演 習 (4)
- 3 課 題 研 究
課 題 研 究 (12)

② 前項に掲げる授業科目のほか、薬学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は薬学研究科委員会で定める。

第108条の68 授業科目の選択履修ならびに薬学課題研究の修得および論文作成にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第108条の69 履修授業科目の単位の認定は、筆記または口頭試験によるものとする。

第108条の70① 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学大学院の授業科目を履修させることができる。

② 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院他研究科または薬学研究科他専攻の授業科目を履修させることができる。

第108条の71 指導教員が学生の特別な修学上の理由により適当と認めるときは、本大学薬学部の授業科目を指定して履修させることができる。

第108条の72① 後期博士課程の修了要件は、18単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

② 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行う。

第108条の73① 学位論文は、4部作成し、指導教員を通じて薬学研究科委員会に提出しなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

博士課程

第108条の74① 薬学研究科に設置する博士課程の授業科目および配当単位数は、次のとおりとする。

薬学専攻

1 講義

創薬科学特論 (1)	医薬品開発規制学特論 (1)
生命薬学特論 (1)	薬剤疫学・
病態薬学特論 (1)	データサイエンス特論 (1)
医療薬学特論 (1)	臨床研究導入講義 (1)
臨床薬学特論 (1)	大学院特別講義 (3)

2 演習

演習 (6)	海外臨床特別研修 (2)
--------	--------------

3 課題研究

課題研究 (16)

② 前項に掲げる授業科目のほか、薬学研究科委員会において適当と認める授業科目を設置することができる。この単位数は薬学研究科委員会で定める。

第108条の75 授業科目の選択履修ならびに薬学課題研究の修得および論文作成にあたっては、指導教員の指示を受けなければならない。

第108条の76 履修授業科目の単位の認定は、筆記または口頭試験によるものとする。

第108条の77① 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他大学大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学大学院の授業科目を履修させることができる。

② 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院他研究科または薬学研究科他専攻の授業科目を履修させることができる。

③ 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院入学前に他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位を本大学院において履修したものとして認定することができる。

④ 薬学研究科委員会が教育上有益と認めるときは、本大学院の科目等履修生であった者が、本大学院に入学した場合は、本大学院で履修したものとして認定することができる。

⑤ 前4項により認定することができる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

第108条の78① 博士課程の修了要件は、30単位以上の授業科目を修得し、第109条に定める要件をみたすこととする。

② 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について行う。

第108条の79① 学位論文は、4部作成し、指導教員を通じて薬学研究科委員会に提出しなければならない。

② 学位論文の審査および最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

第4節 課程修了の認定および成績評価

第109条① 課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

- ② 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、各研究科修士課程所定の単位を修得し、かつ、研究上必要な指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を挙げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- ③ 博士課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、研究科博士課程所定の単位を修得し、かつ、研究上必要な指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。
- ④ 医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程においては、大学院に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、研究上必要な指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。
- ⑤ 第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、次のように定める。

1 第3項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と読み替えて、第3項の規定を適用する。

2 第3項中「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、第3項の規定を適用する。

- ⑥ 第3項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文令第11号）の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を挙げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第110条 学位論文の審査および最終試験は、研究科委員会が指導教授ならびに関連科目担当教授等2名以上を選んでこれに当たらせるものとし、その可否は、当該研究科委員会が判定する。

第111条① 履修授業科目については、成績評価を行う。

- ② 学業成績の評語は、S・A・B・C・Dの5種とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。また、特定の授業科目については、P・Fの評語を設けることができる。その場合Pは合格、Fは不合格とし、その運用は当該研究科の定めによる。

なお、他大学等で履修した授業科目をS・A・B・CまたはPの評語を用いずにその単位を

認定する場合はGとする。

- ③ 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- ④ 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。
- ⑤ 病気その他やむを得ない事故のため試験を受けなかった者は、追加試験を受けることができる。

第112条 修学について正規の手續を怠っている者は、受験資格を失う。

第5節 学位及びその授与

第113条 修士の学位は、大学院修士課程を修了した者に与えられる。

第114条 修士の学位は、その修了した研究科に応じ、慶應義塾大学学位規程（昭和31年2月17日制定、以下「大学学位規程」という。）の定めるところにより授与する。

第115条 博士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に与えられる。

- 1 大学院博士課程を修了した者
- 2 研究科委員会の承認を得て学位論文を提出し、その論文の審査に合格し、かつ、前号と同等以上の学識を有することを確認された者

第116条 博士の学位は、その修了した研究科に応じ、大学学位規程の定めるところにより授与する。

第116条の2 専門職学位は、大学院専門職学位課程を修了した者に与えられる。

第116条の3 専門職学位は、その修了した研究科に応じ、大学学位規程の定めるところにより授与する。

第6節 入学、留学、休学、退学および再入学

第117条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、研究科委員会の定めにより、秋学期から入学を許可することができる。

第118条 修士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学を卒業した者
- 2 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 3 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 4 文部科学大臣の指定した者
- 5 大学に3年以上在学した者（またはこれに準ずる者）で、本大学大学院において、大学院が定める所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めたる者
- 6 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 7 その他本大学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる22歳以上の者

第119条 後期博士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 修士の学位または専門職学位を有する者
- 2 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 その他本大学大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者

第119条の2 医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学（医学、歯学、薬学（6年制課程）または獣医学の課程）を卒業した者
- 2 外国において、学校教育における18年の課程（医学、歯学、薬学または獣医学の課程）を修了した者
- 3 文部科学大臣の指定した者
- 4 その他本大学大学院において、大学（医学、歯学、薬学（6年制課程）または獣医学の課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者

第120条 修士課程、後期博士課程、医学研究科および薬学研究科の博士課程の入学志願者については、学力、人物および健康について考査する。

第121条 削除

第122条① 入学志願者は、所定の入学志願書を提出しなければならない。

- ② 入学志願書には、履歴書、成績証明書及び写真を添えなければならない。
- ③ 本大学大学院に編入学を志願する者については、選考の上これを許可することができる。
- ④ 編入学については、別に定める。

第123条① 入学を許可された者は、保証人を立てなければならない。

- ② 保証人は、父母若しくはその親族、又はこれに準ずる者でなければならない。
- ③ 保証人が氏名を改め、又は転居したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
- ④ 保証人が死亡その他の事由でその責務を果たし得ないときは、新たに保証人を選定し、届け出なければならない。

第124条① 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、休学することなく外国の大学の大学院に留学することを許可することができる。

- ② 留学の期間は、1年間に限り在学年数に算入する。ただし、医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程については2年間を上限として在学年数に算入することができる。
- ③ 留学中に修得した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位として認定することができる。
- ④ 留学に関する細則は、別に定める。

第125条① 病気その他やむを得ない理由により欠席が長期にわたる場合には、保証人同意の上願い出て、研究科委員会の許可を得て必要の期間休学することができる。

- ② 休学の期間は、当該学期または、当該年度とする。
- ③ 前項の期間中に休学の事由が消滅しない場合、その理由を付して、保証人同意の上再度願い出ることができる。
- ④ 休学の事由が消滅したならば、休学者は速やかに就学届を提出しなければならない。
- ⑤ 校医が健康上修学に不相当と認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。
- ⑥ 休学期間は、在学年数に算入しない。

- ⑦ 修士課程の休学期間は、通算して4年を超えることはできない。
- ⑧ 後期博士課程の休学期間は、通算して6年を超えることはできない。
- ⑨ 医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程の休学期間は、通算して8年を超えることはできない。
- ⑩ 休学の事由が母国における兵役義務による場合、本条第7項から前項までに定める休学期間の通算に含めないものとする。
- ⑪ 本条第7項から第9項までに定める休学期間の上限を経過してもなお就学できない場合、退学させる。

第126条 病気その他の事由により退学したい者は、保証人同意の上退学届を提出しなければならない。

第127条 退学した者が再入学しようとする場合には、事情を考慮した上で認めることがある。

第128条① 同一研究科に在学し得る最長年限は、修士課程においては4年、後期博士課程においては6年、医学研究科および薬学研究科薬学専攻の博士課程においては8年とする。

② 経営管理研究科修士課程 MBAプログラムの在学年限は、2年とする。

第129条 削除

第7節 入学検定料、授業料その他

第130条① 入学検定料は、別表1のとおりとする。

② 納入した検定料は、一切返却しない。

第131条① 入学を許可された者は、次に定める必要諸費用を納入しなければならない。それぞれの金額については、別表2のとおりとする。

1 2016年度以降の入学者（経営管理研究科修士課程 EMBA プログラムについては2017年度以降の入学者）

ア 在籍基本料（毎年）

イ 授業料（毎年）

2 2013年度から2015年度までの入学者（経営管理研究科修士課程 EMBA プログラムについては2015年度および2016年度の入学者）

ア 入学金

イ 在籍基本料（毎年）

ウ 授業料（毎年）

エ 施設設備費（毎年）

オ 実験実習費（毎年）

② 毎年納入する諸費用については、別途定めのない限り年額の2分の1を春学期（4月末まで）および秋学期（10月末まで）に納付しなければならない。ただし、春学期に全納することを妨げない。

第132条 前条のほか研修費その他は、別に定めるところにより徴収する。

第133条① 授業料その他必要な費用を所定の期日までに納入しないときは退学させることがある。

② 授業料その他必要な費用を納入しないで退学する場合、授業料その他必要な費用の納入年度（学期）までさかのぼって退学とすることがある。

第134条 追加試験料および再試験料は、別に定める。

第135条① 学年の途中で退学することがあっても授業料その他必要な費用で納入したものは、一切返却しない。

② 休学期間中の授業料その他必要な費用の取り扱いは別に定める。

第136条 在学中授業料その他必要な費用について変更があった場合には、新たに定められた金額を納入するものとする。

第137条 博士の学位論文の審査料および最終試験料は、別にこれを定める。

第8節 教員組織

第138条 本大学大学院の授業担当教員は、次の各号に掲げる資格を有する者とする。

- 1 修士課程を担当する教員にあつては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
 - ア 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
 - イ 研究上の業績がアの者に準ずると認められる者
 - ウ 特定の専門分野について、高度の技術・技能を有する者
 - エ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 博士課程を担当する教員にあつては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者
 - ア 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
 - イ 研究上の業績がアの者に準ずると認められる者
 - ウ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

第8節の2 事務組織

第138条の2 本大学大学院の事務は、慶應義塾塾監局において行う。

第9節 運営組織

第139条① 各研究科に研究科委員会を置く。

② 研究科委員会は、その研究科の指導教授をもって組織する。

第140条① 研究科委員会の委員長は、その研究科委員会において互選する。

② 前項にかかわらず、システムデザイン・マネジメント研究科委員会およびメディアデザイン研究科委員会の委員長は、第143条の2に定めるシステムデザイン・マネジメント研究科運営委員会およびメディアデザイン研究科運営委員会の推薦に基づき、塾長が任命する。

第141条 研究科委員会は、委員長が招集しその議長となる。

第142条① 研究科委員会は、定員の3分の2以上出席しなければこれを開くことができない。

② 議決の方法は、各研究科委員会の内規による。

第143条① 研究科委員会は、その研究科における次の事項を議決する。

- 1 入学、修了、留学、休学、退学、再入学等に関する件
- 2 試験に関する件
- 3 学位論文審査に関する件
- 4 学生の指導及び賞罰に関する件
- 5 教育課程に関する件
- 6 授業科目担当者に関する件
- 7 各種委員の互選に関する件
- 8 学長の諮問事項に関する件
- 9 その他学事に関する件

② 前項に定める各号の他、研究科委員会（ただし、システムデザイン・マネジメント研究科およびメディアデザイン研究科は除く）の定めるところにより教員の人事に関する件について議決することができる。

第143条の2① システムデザイン・マネジメント研究科およびメディアデザイン研究科には、システムデザイン・マネジメント研究科運営委員会およびメディアデザイン研究科運営委員会（以下「両運営委員会」という。）を置く。

② 両運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 1 研究科委員長
- 2 研究科委員長の推薦に基づき、塾長が任命する研究科委員または研究科教員若干人
- 3 研究科委員以外の慶應義塾に所属する教員であって、塾長が任命する者若干人
- 4 塾長が任命する塾外の有識者若干人

第143条の3 両運営委員会の委員長は、研究科委員長がこれにあたる。

第143条の4 両運営委員会は、委員長が招集しその議長となる。

第143条の5① 両運営委員会は、委員定数の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。

② 議決の方法は、両運営委員会の内規による。

第143条の6 両運営委員会は、次の研究科運営事項に関して、議決する。

- 1 研究科委員長を推薦することに関する件
- 2 人事に関する件
- 3 予算立案、管理に関する件
- 4 その他運営に関する件

第144条① 研究科委員会および両運営委員会に書記を置き議事録を作成させる。

② 議事録は、委員長がこれを保管する。

第145条 本大学大学院に大学院委員会を置き、大学院の重要事項を審議する。

第146条 大学院委員会は、学長、各研究科委員長及び各研究科委員1名をもって構成する。

第147条 大学院委員会の委員長は、学長がこれに当たる。

第148条 大学院委員会は、委員長が招集しその議長となる。

第10節 収 容 定 員

第149条 本大学大学院の定員は、次の通りとする。

研 究 科	専 攻	修 士 課 程		後 期 博 士 課 程			
		入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
文 学	哲 学 ・ 倫 理 学	10	20	6	18		
	美 学 美 術 史 学	25	50	6	18		
	史 学	20	40	10	30		
	国 文 学	20	40	6	18		
	中 国 文 学	5	10	2	6		
	英 米 文 学	15	30	5	15		
	独 文 学	10	20	3	9		
	仏 文 学	10	20	2	6		
	図 書 館 ・ 情 報 学	20	40	5	15		
計	135	270	45	135			
経 済 学	経 済 学	70	140	15	45		
法 学	民 事 法 学	50	100	10	30		
	公 法 学	50	100	10	30		
	政 治 学	50	100	10	30		
	計	150	300	30	90		
社 会 学	社 会 学	25	50	6	18		
	心 理 学	5	10	2	6		
	教 育 学	10	20	3	9		
	計	40	80	11	33		
商 学	商 学	80	160	20	60		
医 学	医 学 研 究 系	—	—	博 士 課 程	72	博 士 課 程	288
	医 療 科 学 系	—	—		8		32
	医 科 学	20	40	—	—	—	—
	計	20	40	80	320		
理 工 学	先 端 数 物 科 学	100	200	30	90		
	化 学 ・ 生 命 情 報 科 学	130	260	30	90		
	総 合 デ ザ イン 工 学	220	440	50	150		
	人 間 ・ 社 会 シ ス テ ム 情 報 科 学	150	300	40	120		
	計	600	1,200	150	450		
経 営 管 理	経 営 管 理	140	280	8	24		
政 策 ・ メ デ ィ ア	政 策 ・ メ デ ィ ア	200	400	50	150		
健 康 マ ネ ジ メ ン ト	看 護 学	10	20	5	15		
	公 衆 衛 生 ・ ス ポ ー ツ 健 康 科 学	30	60	5	15		
	計	40	80	10	30		

研究科	専攻	修士課程		後期博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
システムデザイン・マネジメント	システムデザイン・マネジメント	77	154	11	33
メディアデザイン	メディアデザイン	80	160	10	30
薬学	薬科学	40	80	3	9
	薬学	—	—	博士課程 5	博士課程 20
	計	40	80	8	29
合	計	1,672	3,344	448	1,429

第11節 研究指導施設

第150条① 本大学大学院に学生研究室及び実験実習室を置く。

② 学部及び研究所の施設は、必要に応じ学生の研究及び指導のために用いる。

第12節 科目等履修生，特別聴講生，特別短期留学生，研究生および委託研究生

第151条① 本大学大学院は、修士課程に限り正規学生の研究および指導に支障のない範囲において、選考の上科目等履修生の聴講を認めることがある。

② 科目等履修生は、登録料および聴講料を別表3のとおり納入するものとする。このほか、大学の求めに応じて、特に設備利用等により生じた費用相当額を納入するものとする。

③ 科目等履修生は、その聴講科目につき試験を受けることができる。

④ 本大学大学院は、当該研究科と他大学大学院との協議に基づき、他大学大学院の学生で本大学大学院の授業科目を履修する者を、特別聴講生として受け入れることができる。この特別聴講生については、別に定める。

⑤ 各研究科において交換留学生、国費外国人留学生またはこれに準ずる者を特別短期留学生として許可することがある。なお、特別短期留学生については、別に定める。

⑥ 特別短期留学生は、審査料、登録料および授業料等を別表6のとおり納入するものとする。

第152条 削除

第153条① 修士にして、なお本大学大学院において研究指導を受けたい者については、正規学生の研究および指導に支障のない範囲において、選考の上研究生として受け入れることがある。ただし、外国の大学学部卒業、またはこれに準ずる者についても受け入れる場合がある。

② 研究生は、登録料および研究指導料を別表4のとおり納入し、実験実習を受ける場合は、実費を納入するものとする。このほか、大学の求めに応じて、特に設備利用等により生じた費用相当額を納入するものとする。

第154条① 他大学の教職に籍を有する者又はこれに準ずる者が、その大学又はその機関の委託により特定の教授の研究指導を受けようとする場合、委託研究生として受け入れることができる。

- ② 委託研究生は、登録料及び指導料を別表5の通り納入し、実験実習を受ける場合は実費を納入するものとする。ただし、医学研究科の委託研究生については、実験実習費を納入するものとする。
- ③ 委託研究生が授業を聴講する場合は、科目等履修生に準じて聴講料を納入するものとする。
- ④ 授業の聴講は、指導教授の指示による。
- ⑤ 委託研究生は、図書館から図書の借り出しができる。

第155条 特別の規程のない限り、本学則は科目等履修生、特別聴講生、特別短期留学生、研究生および委託研究生にも準用する。

第13節 学年、学期および休校日

第156条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第157条① 学年を分けて2学期とする。

春学期 4月1日から9月21日まで

秋学期 9月22日から翌年3月31日まで

② 経営管理研究科修士課程の学期区分は、次の通りとする。

1学期 4月1日から8月31日まで

2学期 9月1日から12月31日まで

3学期 1月1日から3月31日まで

第158条① 授業を行わない日（以下「休校日」という。）は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、休校日を変更し、または臨時に休校することができる。

1 日曜日

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定められた休日

3 福澤先生誕生記念日（1月10日）

4 開校記念日（4月23日）

5 春季休校（3月中旬から3月下旬まで）

6 夏季休校（7月下旬から9月下旬まで）

7 冬季休校（12月下旬から翌年1月上旬まで）

② 経営管理研究科については、前項の第5号から第7号までにかかわらず次の通りとする。

1 春季休校（3月下旬から4月上旬まで）

2 夏季休校（7月下旬から9月上旬まで）

3 冬季休校（12月下旬から翌年1月上旬まで）

③ 前2項に定める春季、夏季および冬季の各休校期間の日の定めは、その都度公示する。

第14節 厚生保健施設及び寄宿舍

第159条 慶應義塾大学学部学則（大正9年5月5日制定）第18章及び第19章に掲げる厚生保健及び寄宿舍施設を本大学大学院学生にも使用させる。

第15節 賞 罰

第160条 人物及び学業の優秀な者には、授賞することがある。

第161条 この学則若しくはこれに基づいて定められた学内諸規則に違反し、又は学業を怠り気品を害ね、その他学生としての本分にもとる行為のあった者については、懲戒として情状により、譴責、減点、停学又は退学の処分をする。ただし、懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみこれを命ずるものとする。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第16節 奨学制度

第162条 本大学大学院に慶應義塾奨学規程に基づき奨学制度を置く。

第17節 改廃手続

第163条 本学則の変更は、各研究科委員会に諮り、大学院委員会の審議を経て学長が決定する。ただし、第3節教育課程に関する規定の変更は、当該研究科委員会の決議に基づき大学院委員会の審議を経て学長が決定する。

附 則

- ① この学則は、2026年4月1日から施行する。
- ② 各年度の入学金、在籍基本料、授業料、施設設備費および実験実習費の額は、別に定める方式によるスライド制を適用、毎年本学則第131条にこれを規定する。ただし、経営管理研究科、システムデザイン・マネジメント研究科およびメディアデザイン研究科については、2026年度以降の入学者に限り在籍基本料について本項を適用し、その他の必要諸費用および2025年度以前の入学者については、この限りではない。

別表1 (第130条関係) 入学検定料 (単位:円)

研 究 科	入 学 検 定 料
文 学 研 究 科	35,000
経 済 学 研 究 科	35,000
法 学 研 究 科	35,000
社 会 学 研 究 科	35,000
商 学 研 究 科	35,000
医 学 研 究 科	35,000
理 工 学 研 究 科	35,000
経 営 管 理 研 究 科	35,000
政策・メディア研究科	35,000
健康マネジメント研究科	35,000
システムデザイン・マネジメント研究科	35,000
メディアデザイン研究科	35,000
薬 学 研 究 科	35,000

別表2 (第131条関係) 授業料その他必要な費用

1 2026年度以降の修士課程および後期博士課程・博士課程入学者適用 (単位:円)

種 別 研究科	修 士 課 程		後期博士課程・博士課程	
	在籍基本料 (毎年)	授 業 料 (毎年)	在籍基本料 (毎年)	授 業 料 (毎年)
文 学 研 究 科	70,000	1,070,000	70,000	740,000
経 済 学 研 究 科	70,000	1,070,000	70,000	740,000
法 学 研 究 科	70,000	1,070,000	70,000	740,000
社 会 学 研 究 科	70,000	1,070,000	70,000	740,000
商 学 研 究 科	70,000	1,070,000	70,000	740,000
医 学 研 究 科	70,000	1,510,000	70,000	1,250,000
理 工 学 研 究 科	70,000	1,160,000	70,000	740,000
経 営 管 理 研 究 科 (修士EMBAプログラムを除く)	70,000	2,150,000		
経 営 管 理 研 究 科 (修士EMBAプログラム)	70,000	3,500,000		
経 営 管 理 研 究 科			70,000	820,000
政策・メディア研究科	70,000	1,570,000	70,000	740,000
健康マネジメント研究科	70,000	1,830,000	70,000	740,000
システムデザイン・マネジメント研究科	70,000	1,920,000	70,000	1,140,000
メディアデザイン研究科	70,000	1,920,000	70,000	1,140,000
薬 学 研 究 科	70,000	1,110,000	70,000	740,000

2 2019年度から2025年度までの修士課程入学者適用 (単位：円)

種別 研究科	修士課程	
	在籍基本料 (毎年)	授業料 (毎年)
文学研究科	70,000	1,070,000
経済学研究科	70,000	1,070,000
法学研究科	70,000	1,070,000
社会学研究科	70,000	1,070,000
商学研究科	70,000	1,070,000
医学研究科	70,000	1,510,000
理工学研究科	70,000	1,160,000
経営管理研究科 (修士EMBAプログラムを除く)	60,000	2,150,000
経営管理研究科 (修士EMBAプログラム)	60,000	3,500,000
政策・メディア研究科	70,000	1,570,000
健康マネジメント研究科	70,000	1,830,000
システムデザイン・マネジメント研究科	60,000	1,920,000
メディアデザイン研究科	60,000	1,920,000
薬学研究科	70,000	1,110,000

3 2016年度から2018年度までの修士課程および2016年度から2025年度までの後期博士課程・博士課程入学者適用 (単位：円)

種別 研究科	修士課程		後期博士課程・博士課程	
	在籍基本料 (毎年)	授業料 (毎年)	在籍基本料 (毎年)	授業料 (毎年)
文学研究科			70,000	740,000
経済学研究科			70,000	740,000
法学研究科			70,000	740,000
社会学研究科	70,000	1,060,000	70,000	740,000
商学研究科			70,000	740,000
医学研究科			70,000	1,250,000
理工学研究科			70,000	740,000
経営管理研究科			60,000	820,000
政策・メディア研究科	70,000	1,550,000	70,000	740,000
健康マネジメント研究科			70,000	740,000
システムデザイン・マネジメント研究科			60,000	1,140,000
メディアデザイン研究科	60,000	1,920,000	60,000	1,140,000
薬学研究科			70,000	740,000

4 2013年度から2015年度までの入学者適用

(単位：円)

研究科	種別	在籍基本料 (毎年)	授業料 (毎年)	施設設備費 (毎年)	実験実習費 (毎年)
政策・メディア研究科	博士	70,000	320,000	420,000	—
薬学研究科	博士	70,000	420,000	180,000	140,000

別表3 (第151条関係) 科目等履修生の登録料及び聴講料 (単位：円)

研究科	種別	登録料	聴講料 (1単位)
文学研究科		90,000	41,000
経済学研究科		90,000	41,000
法学研究科		90,000	41,000
社会学研究科		90,000	41,000
商学研究科		90,000	41,000
医学研究科		90,000	41,000
理工学研究科		90,000	41,000
経営管理研究科 (修士EMBAプログラムを除く)		90,000	80,000
経営管理研究科 (修士EMBAプログラム)		90,000	130,000
政策・メディア研究科		90,000	41,000
健康マネジメント研究科		90,000	41,000
システムデザイン・マネジメント研究科		90,000	100,000
メディアデザイン研究科		90,000	100,000
薬学研究科		90,000	41,000

別表4 (第153条関係) 研究生の登録料及び研究指導料

(単位:円)

研究科	種別	登録料	研究指導料 (1か年)	実験実習費
文学研究科 (図書館・情報学専攻を除く)		90,000	410,000	—
文学研究科 (図書館・情報学専攻)		90,000	410,000	実費
経済学研究科		90,000	410,000	—
法学研究科		90,000	410,000	—
社会学研究科		90,000	410,000	—
商学研究科		90,000	410,000	—
医学研究科		90,000	410,000	実費
理工学研究科		90,000	410,000	実費
経営管理研究科		90,000	410,000	—
政策・メディア研究科		90,000	410,000	—
健康マネジメント研究科		90,000	410,000	—
システムデザイン・マネジメント研究科		90,000	410,000	—
メディアデザイン研究科		90,000	410,000	—
薬学研究科		90,000	410,000	実費

別表5 (第154条関係) 委託研究生の登録料及び指導料

(単位:円)

研究科	種別	登録料	指導料 (1か年)	実験実習費
文学研究科 (図書館・情報学専攻を除く)		90,000	300,000	—
文学研究科 (図書館・情報学専攻)		90,000	300,000	実費
経済学研究科		90,000	300,000	—
法学研究科		90,000	300,000	—
社会学研究科		90,000	300,000	—
商学研究科		90,000	300,000	—
医学研究科		90,000	300,000	200,000
理工学研究科		90,000	300,000	実費
経営管理研究科		90,000	300,000	—
政策・メディア研究科		90,000	300,000	—
健康マネジメント研究科		90,000	300,000	—
システムデザイン・マネジメント研究科		90,000	300,000	—
メディアデザイン研究科		90,000	300,000	—
薬学研究科		90,000	300,000	実費

別表 6 (第151条関係) 特別短期留学生の審査料, 登録料および授業料 (単位: 円)

研究科	種 別	審 査 料	登 録 料	授 業 料
文 学 研 究 科		18,000	90,000	910,000
経 済 学 研 究 科		18,000	90,000	910,000
法 学 研 究 科		18,000	90,000	910,000
社 会 学 研 究 科		18,000	90,000	910,000
商 学 研 究 科		18,000	90,000	910,000
医 学 研 究 科		18,000	90,000	1,280,000
理 工 学 研 究 科		18,000	90,000	980,000
経 営 管 理 研 究 科		18,000	90,000	1,960,000
政 策 ・ メ デ ィ ア 研 究 科		18,000	90,000	1,150,000
健 康 マ ネ ジ ム エ ン ト 研 究 科		18,000	90,000	1,410,000
シ ス テ ム デ ザ イン ・ マ ネ ジ ム エ ン ト 研 究 科		18,000	90,000	1,560,000
メ デ ィ ア デ ザ イン 研 究 科		18,000	90,000	1,560,000
薬 学 研 究 科		18,000	90,000	900,000

別表7 (第3条関係) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

研究科	専攻	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
文学		<p>文学研究科は、本塾建学の精神に則り、哲学・倫理学、美学美術史学、史学、国文学、中国文学、英米文学、独文学、仏文学、図書館・情報学に関する高度で専門的な教育と研究を通じて、深い学識と卓越した専門的能力を培い、高い見識を持って第一線で活躍する研究者および高度の専門性を備えた職業人を育成することを目的とする。</p>
	哲学・倫理学	<p>哲学・倫理学専攻は、哲学、倫理学の分野の専門研究を通じて、高度な専門知識を身につけ、幅広い知見をもって研究・教育にあたる人材を育成することを目的とする。</p>
	美学美術史学	<p>美学美術史学専攻は、美学美術史学、アート・マネジメント、それぞれの分野において、美と芸術の原理、芸術の歴史、芸術の社会的機能などに関する専門的（理論的ならびに実践的）研究を通じて、高度な芸術研究者ならびに芸術運営の専門家として有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>特に、理論研究・歴史研究を行う美学美術史学分野では、修士・博士課程を通じて、美学・芸術学、日本・東洋美術史、西洋美術史、音楽史、舞台芸術史などの教育・研究が行われ、芸術一般ならびに各ジャンルにおいて高度な知識を有する専門研究者として内外で活躍する人材の養成をめざしている。</p> <p>また、アート・マネジメント分野では、大学卒業後3年以上で実務経験を有する社会人を対象とした修士課程を通じて、アート・マネジメント、アート・マーケティング、知的資産の管理、芸術・文化資源の活用などの教育・研究が行われ、芸術運営において必要な知識ならびにスキルを修得したプロフェSSIONALの養成をめざしている。</p>
史学	<p>史学専攻は、日本史学、東洋史学、西洋史学、民族学、考古学の各分野の専門的研究を通じて、歴史学に関する高度な知識を身につけ、過去の社会や出来事から現在の人類のあり方を考え、未来の可能性を提案することができる人材を育成することを目的とする。</p>	

文学	国文学	国文学専攻は、国文学分野と日本語教育学分野とから成る。国文学分野では、国文学および日本語学（国語学）の専門的研究を通じて日本文化を多角的に把握し、これに関する高度な専門知識を有する教育者・研究者、ならびに専門知識を広く社会活動に活かすことのできる人材を育成することを目的とする。日本語教育学分野では、日本語学ならびに日本語教育学の分野の専門的研究を通じ、非母語話者の視点を踏まえた分析方法を身につけ、日本語に関する幅広い専門知識を修得して、高等教育機関における日本語教育の範囲にとどまらず、日本語が必要な研究分野あるいは職種で活躍できるような人材の育成を目的とする。
	中国文学	中国文学専攻は、中国語学・中国文学分野の専門的・学際的研究を通じて、深い専門知識を身につけ、併せて中国文化の多様性を広範な視野をもって探求する柔軟かつ応用性ある研究能力を培い、文献による理論と研究者間の相互切磋による実践を、個性輝く研究成果として斯界の第一線に発信し得る人材を育成し、かかる人材の活躍を期して専門領域に於ける日中学術交流の大いなる発展に貢献することを目的とする。
	英米文学	英米文学専攻は、英語学、英文学、米文学の分野の専門的、学際的研究を通じて、英語、英米文学の専門的な知識と研究方法を身につけ、英語圏文化に関わる理解と知的創造に資する貢献を国内外においてなし得る人材を育成することを目的とする。
	独文学	独文学専攻は、ドイツ語圏の言語、文学、文化の分野の専門的および学際的研究を通じて、人文学の専門性を培い、社会で幅広く活躍しうる「世界市民」（ゲート）を育成することを目的とする。
	仏文学	仏文学専攻は、広義のフランス語、フランス文学分野の専門的および学際的研究を通じて、人文学的専門知識を身につけ、国際文化の創造と批判的省察に寄与する人材を育成することを目的とする。
	図書館・情報学	図書館・情報学専攻は、図書館・情報学分野の専門的研究を通じて、図書館・情報学の専門知識を教授し、図書館・情報学分野の卓越した研究者ならびに高度な専門性を備えた職業人を育成し、もって図書館・情報学分野の研究と実践の発展に寄与することを目的とする。

経済学	経済学	経済学研究科の教育目的は、慶應義塾の建学の精神を踏まえつつ、経済現象を適切に分析し深く考察できる高度な研究能力を持ち、学界のみならず実社会で活躍できる人材を養成することである。
法学		法学研究科は、本塾建学の精神に則り、法学と政治学の専門知識のうえに、現代社会の抱える諸課題を、学術的観点から論理的かつ実践的に分析できる人材の育成を図り、もって学理の創造的発展に寄与することを目的とする。
	民事法学	民事法学専攻および公法学専攻は、法学のすぐれた研究者の育成にとどまらず、社会において生起する諸問題を法的な視点から分析し、法的論理に基づき主体的に判断できる人材の育成を目的とする。
	公法学	
	政治学	政治学専攻は、政治学のすぐれた研究者の育成にとどまらず、社会科学全般についての基礎的素養を踏まえた、高度に理論的かつ実践的な能力を有する人材の育成を目的とする。
社会学		社会学研究科は、本塾建学の精神に則り、社会学、心理学、教育学分野に関する深い専門性と広い学際性を備えた学識を授け、高い見識を持って第一線で活躍する研究者および高度の専門性を備えた職業人を育成することを目的とする。修士課程は、社会学、心理学、教育学分野において研究活動を行ううえで必要な基礎的な研究能力および高度の専門性が求められる職業を担うために必要な能力を養うことを目的とする。後期博士課程は、社会学、心理学、教育学分野について、研究者として自立して研究活動を行い、その他の高度に専門的な業務に従事するために必要な卓越した研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
	社会学	社会学研究科社会学専攻は、人間行動・社会・文化に関する深い専門性と広い学際性を備えた学識を授け、高い見識を持って第一線で活躍する研究者および高度の専門性を備えた職業人を育成することを目的とする。

社会学	心理学	社会学研究科心理学専攻は、厳密な実証科学としての心理学を知識と技法の両側面から習得し、高い見識を持った自立した研究者を育成すること、および高度に専門的な業務に従事する職業人を育成することを目的とする。
	教育学	社会学研究科教育学専攻は、教育という関心と視座から広く人間形成に関わる営みを理論的、歴史のおよび実証的・実験的な方法によって探究する研究者・高度専門職業人を育成することを目的とする。
商学	商学	商学研究科は、福澤諭吉の実学の精神を「商学研究」において継承し、理論と実証を通じて現代のグローバルな産業社会を把握し、進歩と変革の方向を洞察することを教育と研究の基本とする。教育においては、この基本を踏まえ、経済社会の複雑な諸問題を適切に解決できる高度な知識と豊かな教養を備えた、社会のリーダーとして活躍しうる自立した研究者やプロフェッショナルの養成を目的とする。
医学	医学研究系	医学研究科博士課程では、基礎医学と臨床医学の関連分野において、気品と智徳を備え独立自尊の精神の下に医学研究・医療を実践できる、国際感覚と自立心にあふれる医学研究者や医療従事者を育成するための教育と、医学研究の実践により、幅広い視野と専門性を兼ね備え、独創性の高い基礎研究や疾患の病態メカニズム解明や診断・治療・予防法の開発などの先端医療につながる基礎研究・臨床研究を推進できる、将来の医学研究・医療を先導するリーダーとなれる人材を養成することを目的とする。
	医療科学系	
	医科学	医学研究科修士課程では、自然科学領域や人文・社会科学領域で学んできた人々を対象に、医学研究・教育と医療実践の場である本学大学院医学研究科と大学病院において、医学研究に対して広い視野と深い論理的思考を獲得させること、研究成果の社会的な重要性を自覚させて研究への強い動機と自律的に活動できる強い意欲をもたせることを教育方針として、医学研究に取り組むことにより、医療に深い造詣を有する高度の職業人の養成とともに、将来、多様な分野で活躍できる人材を養成することを目的とする。

理工学		<p>(修士課程)</p> <p>ア 多様性を重視しつつ、科学技術の専門性を活かして未知の領域に果敢に挑戦し、社会を先導できる人材を養成することを目的とする。</p> <p>イ 学生一人ひとりの固有の才能を引き出し、人間社会へ貢献する強い意志を持って主体的に問題を見出し、課題を要素化して学術と先端技術を駆使して取り組む能力を育てる教育を実施すると同時に、基礎から応用までのあらゆる科学技術分野において世界最先端で独創的な研究成果を生み出すことを教育研究上の目的とする。より具体的には、理工学の広範な領域に関する専門科目に加えて、外国語科目と総合教育科目および国際・多様・包摂的な視野を育成する科目を充実させ、理学および工学のいずれにも重要な科目を履修させると同時に、理学においては自然科学における知識と理論またその現象を深く理解しその諸法則を応用展開できる能力を、また工学においては「ものづくり」「コトづくり」を意識しつつも創造的・新規的な研究開発を自立的に推進できる能力を、それぞれ習得させることを目的とする。</p> <p>(後期博士課程)</p> <p>ア 修士課程において培った能力に加えて、理工学の広範な専門分野における明確な研究成果を示すと共にその基礎となる豊かな学識を有し、かつ将来的に研究者として自立して高度な研究活動を行うと同時に自身の知見を活かす場を自ら見出すことができる人材を養成することを目的とする。</p> <p>イ 修士課程において培った能力に加えて、理工学の広範な専門分野において高度な研究を自立的に推進できる能力と、多様な価値観を認め未知の領域を探索する姿勢と、自身の知見を活かす場を自ら見出す能力を、それぞれ習得させることを目的とする。</p>
	先端数物科学	<p>(修士課程)</p> <p>ア 数理科学と物理学に立脚した最先端の教育研究を通して、理工学のみならず社会全体を見渡すことのできる広い視野のもとで、今ある最先端ではなく次の最先端を拓くた</p>

めの基礎を学び、世界中の誰も真似することのできないほどの突き詰めた科学の真理に基づく専門性を身に着けた人材を養成することを目的とする。

イ 各自が有する数理学や物理学に関する高い基礎学力を基に、今ある最先端ではなく次の最先端を拓くことを追求する研究活動を通じて、緻密な論理に基づいて物事の本質に迫る能力に加えて、社会の多様性に目を向けながら研究の方法論や成果の発信法を学ぶことにより、自らの創造力を社会に対して最大限に発揮できる能力を習得させることを教育研究上の目的とする。

ウ 情報通信業や金融業・保険業および製造業の研究開発職や生産品質管理職および技術営業職等が主に予想されるが、専門性を活かしたコンサルティング業務や官民の研究機関の研究員、さらには官公庁の総合職等、幅広い進路を選択することと思われる。

(後期博士課程)

ア 修士課程において培った能力に加えて、数理学と物理学に立脚した最先端の研究活動に真摯に取り組み、専門分野における明確な成果を挙げ、世界中の誰も真似することのできないほどの突き詰めた科学の真理に基づく高度な専門性を身に着けた人材を養成することを目的とする。

イ 各自が有する数理学や物理学に関する高い基礎学力および研究能力を基に、今ある最先端ではなく次の最先端を拓くことを追求する真摯な研究活動を通じて、緻密な論理に基づいて物事の本質に迫る高度な能力に加えて、社会の多様性に目を向けながら研究の方法論や成果の発信法を学ぶことにより、自らの創造力を社会に対して最大限に発揮できる場を自ら見出す能力を習得させることを教育研究上の目的とする。

ウ 国公立の大学教員および官民の研究機関の上席研究員相当職に加え、情報通信業や金融業・保険業および製造業における研究開発を牽引する役職や専門性を活かしたコンサルティング業務等、自身の知見を活かす場を自ら見出して幅広い進路を選択することと思われる。

<p>理工学</p>	<p>化学・生命 情報科学</p>	<p>(修士課程)</p> <p>ア 化学，生命科学，それらと関連した情報科学分野における最先端の教育研究を通して，基盤となる科学的な専門知識を深化させると共に既存分野が融合した新しい学問領域を創出する能力を身につけ，さらに優れたコミュニケーション能力によって社会および世界を先導して研究成果を普及させることができる人材の養成を目指す。</p> <p>イ 各自が有する基礎学力を，化学，生命科学，それらと関連した情報科学分野における最先端の研究活動の中で実効的に活かし，新たな理論の構築から社会の発展に貢献できる科学技術への展開に貢献すると共に，自身の学びの成果を科学的根拠に基づいた言葉で専門分野内外を問わず正しく伝えることができる説明能力を習得させることを教育研究上の目的とする。</p> <p>ウ 化学系や製薬系等の製造業の研究開発職や生産品質管理職および技術営業職等が主に予想されるが，専門性を活かしたコンサルティング業務や官民の研究機関の研究員，さらには官公庁の総合職等，幅広い進路を選択することと思われる。</p> <p>(後期博士課程)</p> <p>ア 修士課程において培った能力に加えて，化学，生命科学，それらと関連した情報科学分野における最先端の真摯な研究活動を通して，基盤となる科学的な専門知識を深化させると共に既存分野が融合した新しい学問領域を創出する高度な能力を身につけ，さらに優れたコミュニケーション能力によって社会および世界を先導して研究成果を普及させることができる人材の養成を目指す。</p> <p>イ 各自が有する基礎学力および研究能力を，化学，生命科学，それらと関連した情報科学分野における最先端の研究活動の中で実効的に活かし，専門分野における明確な成果を示すことで，新たな理論の構築から社会の発展に貢献できる科学技術への展開に貢献すると共に，自身の学びの成果を科学的根拠に基づいた言葉で専門分野内外を問わず正しく伝えることで自身の知見を活かす場を自ら見出す能力を習得させることを教育研究上の目的とする。</p> <p>ウ 国公立の大学教員および官民の研究機関の上席研究員相当職に加え，化学系や製薬系等の製造業における研究開発を牽引する役職や専門性を活かしたコンサルティング業務等，自身の知見を活かす場を自ら見出して幅広い進路を選択することと思われる。</p>
------------	-----------------------	--

<p>理工学</p>	<p>総合デザイン工学</p>	<p>(修士課程)</p> <p>ア 現実の現象を解析しモデル化できる科学的能力を有することを前提として、基盤工学、および基盤工学とリベラルアーツを融合した学際工学に立脚した最先端の研究を通して、広く社会の発展に貢献できる人工物および工学システムを設計あるいは統合して、具体的な課題解決に結びつけることのできる人材の養成を目指す。</p> <p>イ 各自が有する学術分野における基礎学力を基盤として、先端的・萌芽的・創造的な活動を重視した教育研究を実践する中で要素技術をより広い工学的営為全般の中で改めて位置付けし直し、具体的な課題解決に結びつけることができる能力を習得させることを教育研究上の目的とする。</p> <p>ウ 製造業や情報通信業および建設業等の研究開発職や生産品質管理職および技術営業職等が主に予想されるが、専門性を活かしたコンサルティング業務や官公庁の総合職、さらには「ものづくり」や「コトづくり」に対する強みを活かしたベンチャー企業への参加から自ら起業する場合まで、幅広い進路を選択することと思われる。</p> <p>(後期博士課程)</p> <p>ア 修士課程において培った能力に加えて、現実の現象を解析しモデル化できる科学的能力を有することを前提として、基盤工学、および基盤工学とリベラルアーツを融合した学際工学に立脚した最先端の研究に真摯に従事することを通して、自ら具体的な課題を見出すと共に、広く社会の発展に確かな貢献ができる人工物および工学システムを高度に設計あるいは統合して、具体的な課題解決に結びつけることのできる人材の養成を目指す。</p> <p>イ 各自が有する学術分野における基礎学力および研究能力を基盤として、先端的・萌芽的・創造的な活動を重視した教育研究を実践する中で要素技術をより広い工学的営為全般の中で改めて位置付けし直し、専門分野における明確な成果を示し、具体的な課題解決に結びつけることができる能力に加えて、自身の知見を活かす場を自ら見出す能力を習得させることを教育研究上の目的とする。</p> <p>ウ 国公立の大学教員および官民の研究機関の上席研究員相当職に加え、製造業や情報通信業および建設業等の研究開発を牽引する役職や専門性を活かしたコンサルティング業務等が主に予想されるが、「ものづくり」や「コトづくり」に対する強みを活かしたベンチャー企業への参加から自ら起業する場合を含めて、自身の知見を活かす場を自ら見出して幅広い進路を選択することと思われる。</p>
------------	-----------------	---

理工学	人間・社会 システム情報 科学	<p>(修士課程)</p> <p>ア 人間や社会を取り巻く広範な科学技術について、自然・人間・文化・社会に関する諸活動と有機的に結び付け本質的理解を究め、未踏の自然理解や人間理解、文化理解、社会理解、技術理解に果敢に挑戦し、人間社会の未来を創造し発展させる能力を有した真の国際人の養成を目指す。</p> <p>イ 各自が有する学術分野における基礎学力を基盤として、他分野と交わりながら周辺領域に及ぶ学識と広い視野を体系的に身につけ、国際人としての素養を有し、高い倫理観と責任感をもって、未踏の課題を論理的判断に基づき解決する能力を習得させることを教育研究上の目的とする。</p> <p>ウ 情報通信業や金融業・保険業および製造業の研究開発職や生産品質管理職および技術営業職等が主に予想されるが、国内外また組織の大小を問わず幅広く社会のあらゆる分野で社会を先導し変革する役割を担う進路を選択する場合が多くなることと思われる。</p> <p>(後期博士課程)</p> <p>ア 修士課程において培った能力に加えて、人間や社会を取り巻く広範な科学技術について、自然・人間・文化・社会に関する諸活動と有機的に結び付け本質的理解を究め、未踏の自然理解や人間理解、文化理解、社会理解、技術理解に果敢に挑戦し、人間社会の未来を創造し発展させる多様かつ高度な能力を有した真の国際人の養成を目指す。</p> <p>イ 各自が有する学術分野における基礎学力および研究能力を基盤として、他分野と交わりながら周辺領域に及ぶ学識と広い視野を体系的に身につけ、専門分野における明確な成果を示し、かつ国際人としての素養を有し、高い倫理観と責任感をもって、未踏の課題を論理的判断に基づき解決する能力に加えて、自身の知見を活かす場を自ら見出す能力を習得させることを教育研究上の目的とする。</p> <p>ウ 国公立の大学教員および官民の研究機関の上席研究員相当職に加え、情報通信業や金融業・保険業および製造業の研究開発を牽引する役職や専門性を活かしたコンサルティング業務等が主に予想されるが、国内外また組織の大小を問わず幅広く社会のあらゆる分野で社会を先導し変革する役割を主体的に担う進路を選択する場合が多くなることと思われる。</p>
-----	-----------------------	---

経営管理	経営管理	<p>経営管理研究科は個としての自立心、他の尊厳を重んずる精神、明確な使命感、卓越した見識、果敢な実行力を合わせ持つ、優れた革新的リーダーを育成することにより、経済社会の発展と進歩に寄与することを目的とする。</p> <p>(修士課程 MBA プログラム)</p> <p>不確実な環境で将来を見通し、ビジョンを持って目標を定め、戦略的な意思決定を行うための経営全般に関する知識と、社会と組織を先導する使命感やマインドセットを持ったリーダーを育成することを目的とする。</p> <p>(修士課程 EMBA プログラム)</p> <p>職務経験15年以上の中核人材が、週末を中心としたカリキュラムで学ぶプログラムであり、異業種・異職種の人たちが切磋琢磨し合いながら、経営の知識だけでなく、経営者としてのマインドセット、国際感覚を備え、世界的な視点、長期的視野に立って社会を先導するリーダーに育つことを目的とする。</p> <p>(後期博士課程)</p> <p>経営に関する専門的な研究・教育機関において研究と教育活動に携わる研究者を養成すること、および研究・教育機関以外の専門機関において高度の専門家として活躍する人材を育成することを目的とする。</p>
政策・メディア	政策・メディア	<p>政策・メディア研究科は、社会のニーズに応えるための分野横断的な視点と専門知識を持ち、実践的な問題発見・解決能力を有するプロフェッショナルの養成を目指している。また、その養成においては、技術イノベーションや社会イノベーションの創出とその融合、社会への問いかけや社会実装の実践、異分野の研究者や学生とのコラボレーションを重視し、政策、ガバナンス、社会イノベーション、環境、ICT、メディア、身体スキル、生命科学などの分野を複合的に学び、次世代情報社会のリーダーとしてグローバルに活躍できる人材を育成することを目的とする。</p>
法務	<p>法曹養成 (法科大学院)</p> <p>グローバル法務</p>	<p>法務研究科は、本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法曹養成専攻においては、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うため、グローバル法務専攻においては、経済社会のグローバル化に伴って求められる法律関係の職業を担うため、それぞれに必要なとされる深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。</p>

健康マネジメント		本塾建学の精神に則り、学理および応用を研究教授し、人々の健康に資する保健・医療・福祉の在り方を構想し、科学的方法に基づく高度な実践・マネジメントを行うことに求められる深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。
	看護学	学際的で豊かな知識と高い倫理性、既存の枠組みにとどまらない構想力、複雑かつ先進的な健康課題を包括的に理解するための臨床判断能力、Evidence-based practice および理論や概念基盤に基づいた最善のアウトカムをもたらすケア実践能力を修得し、看護ケアの新しいあり方を開発・構築、実践できる人材を養成することを目的とする。
	公衆衛生・スポーツ健康科学	保健・医療・福祉やスポーツに関連した専門的知識の修得にとどまらず、個人や社会が抱える健康課題を見出す洞察力、課題の背後にある構造・因果関係を推定し仮説として構築するための論理的思考力、万人が納得できる方法で仮説を検証するための分析力、導出した結論を共有・実践するためのコミュニケーション力といったマネジメント力を修得させ、多様性・多文化への配慮と高い職業倫理観にもとづいて社会を先導するリーダーシップを醸成することを目的とする。
システムデザイン・マネジメント	システムデザイン・マネジメント	あらゆる問題が大規模・複雑化、解決困難化する現代社会において、新たな技術システム・社会システムをデザインするためには、問題全体を俯瞰的に捉えるとともに、対象とするシステムを詳細まで緻密にデザインする、「木を見て森も見る」力が不可欠である。このため、慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科では、既に何らかの専門性を有する学生に対し、システムズエンジニアリング、プロジェクトマネジメントおよびシステム×デザイン思考をベースとする分野横断的学問「SDM学」の教育を行うことにより、大規模・複雑システムのデザインとマネジメントを行う能力を養うことを目的とする。これらのSDM学の基本をコア科目で学び、関心分野の専門性を専門科目で深め、さらに実践的な能力をプロジェクト科目および特別研究科目で高める。

メディアデザイン	メディアデザイン	<p>The mission of the Graduate School of Media Design (KMD) is to develop creative leaders and innovators who have the ability to globally collaborate beyond disciplines and cultures to innovate create social value. The official language of KMD is both English and Japanese. The curriculum is structured to have practical projects with external partners at its core, to acquire practical skills and theories including research and development of advanced digital technology, project management under multi-location and cultural environment, product and service design, business model and policy recommendations.</p> <p>メディアデザイン研究科（KMD）は、専門分野や文化の枠を超えてグローバルに協働してイノベーションを起こし社会に向けて価値を創出する能力を持つ創造力豊かなリーダーやイノベータの育成を目的とする。そのために、KMDは英語と日本語を公用語とし、カリキュラムは外部と連携する実践的なプロジェクトを中心に構成している。プロジェクトを通して、デジタルメディアを中核とした先端技術の研究開発、複数拠点および多様な文化を連携するプロジェクトマネジメント、コンテンツやサービスデザイン、ビジネスモデルや政策提言など幅広い実務スキルと理論を獲得することを目指す。</p>
薬学		<p>本塾建学の精神に則り、薬学における学理およびその応用を教授研究し、医療・創薬に関わる分野で求められる卓越した学識と創造性豊かな研究能力を培うことを目的とする。</p>
	薬科学	<p>薬科学専攻では、創薬、臨床開発、環境・生命科学などの幅広い薬科学分野の発展に貢献し、将来同分野のリーダーとして国際的に活躍する、未来を先導する研究者・教育者の育成を目的とする。</p>
	薬学	<p>薬学専攻では、科学の基盤と医療人としての高い倫理観を持ち、高度な薬物療法および薬学研究の実施に貢献し、各界で活躍できる指導的な薬剤師・研究者・教育者の育成を目的とする。</p>

大学院法務研究科 学 則

第1章 総 則

第1条 慶應義塾大学大学院法務研究科（以下「本研究科」という。）は、本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法曹養成専攻においては、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うため、グローバル法務専攻においては、経済社会のグローバル化に伴って求められる法律関係の職業を担うため、それぞれに必要とされる深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

第2条① 本研究科は、教育研究水準の向上を図り、本研究科の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検および評価を行い、その結果を公表する。

② 本研究科は、本研究科の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価を受ける。

③ 前2項の手続については、別に定める。

第2章 課程および組織

第3条 本研究科に法曹養成専攻およびグローバル法務専攻を置く。

第4条① 法曹養成専攻およびグローバル法務専攻にそれぞれ専門職学位課程を置き、法曹養成専攻は法科大学院とする。

② 法曹養成専攻の標準修業年限は3年とし、グローバル法務専攻の標準修業年限は1年とする。ただし、法務研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）の定めるところにより、グローバル法務専攻の標準修業年限を2年とすることができる。

第5条 授業科目の単位は、毎週1時間から2時間、15週の授業をもって1単位とする。ただし、実習の単位については、別に定める。

第3章 教育課程

専門職学位課程

第6条① 本研究科法曹養成専攻に設置する専門職学位課程の授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

法律基本科目（必修）

＊は、法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識を涵養するための授業科目、その他は、専門的学識の応用能力を涵養するための授業科目である。

公 法 系

憲 法 I* (3)
憲 法 II* (2)
憲 法 総 合 (2)

民 事 系

民 法 I (総 論)* (2)
民 法 II (契 約 法)* (2)
民 法 III (財 産 法)* (2)
民 法 IV (民 事 責 任 法)* (1)
民 法 V (担 保 法)* (2)
民 法 VI (家 族 法)* (1)
民 法 総 合 I (2)
民 法 総 合 II (1)
商 法* (3)

刑 事 系

刑 法 I* (2)
刑 法 II* (3)
刑 法 総 合 (2)

法律基本科目 (選択)

基 礎 演 習 (1)
法 律 基 本 選 択 科 目 I (2)
法 律 基 本 選 択 科 目 II (1)

法律実務基礎科目 (必修)

法 曹 倫 理 (2)
民 事 実 務 基 礎 (3)

法律実務基礎科目 (選択)

Negotiation (2)
Arbitration (2)
Mediation (2)
法 律 文 書 作 成 (基 礎) (2)

基礎法学・隣接科目

基 礎 法 学

法 哲 学 (2)
法 史 学 (近 代 日 本 法 史) (2)
法 史 学 (西 洋 法 史) (2)
法 社 会 学 (2)

行 政 法* (2)
行 政 法 総 合 (2)
公 法 総 合 (1)

商 法 総 合 I (1)
商 法 総 合 II (2)
民 事 手 続 法 I* (2)
民 事 手 続 法 II* (2)
民 事 手 続 法 総 合 (2)
民 事 法 総 合 I (1)
民 事 法 総 合 II (1)
民 事 法 総 合 III (1)

刑 事 訴 訟 法* (3)
刑 事 訴 訟 法 総 合 (3)
刑 事 法 総 合 (2)

刑 事 法 総 合 演 習 (1)
法 律 基 本 科 目 テ ー マ 演 習 (2)
法 律 基 本 科 目 テ ー マ 研 究 (1)

要 件 事 実 論 (2)
刑 事 実 務 基 礎 (3)

エクスターンシップ(法律事務所) (1)
エクスターンシップ(官庁・企業等) (1)
エクスターンシップ(海外) (1)
リ ー ガ ル ク リ ニ ッ ク (1)

法 と 経 済 学 (2)
立 法 政 策 学 (2)
法 交 渉 学 (2)
開 発 法 学 (2)

学 際 系

環 境 法	I	(2)
環 境 法	II	(2)
情 報 法		(2)
ジ ェ ン ダ ー と 法		(2)
医 事 法	I	(2)
医 事 法	II	(2)

外国法基礎系

フ ラ ン ス 法 (公 法)	I	(2)
フ ラ ン ス 法 (私 法)	I	(2)
フ ラ ン ス 法 (公 法)	II	(2)
フ ラ ン ス 法 (私 法)	II	(2)
ド イ ツ 法	I	(2)
ド イ ツ 法	II	(2)

グローバル系

1 Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective

Law, Culture and Development in Asia	(2)
Introduction to Asian Law	(2)
Japanese Law (Public Law)	(2)
Japanese Law (Criminal Law)	(1)
Japanese Law (Economic Security Legislation)	(1)
Japanese Law (Economy and Social Structure)	(2)
Japanese Law (Legal History and Transformation)	(2)

2 Global Business and Law

International Commercial Transactions	(2)
Cross-border Litigation	(2)
Finance Transactions and Securities Regulations in Japan	(2)
Bankruptcy Laws	(2)
Law, Finance and Taxation of Corporate Acquisitions	(2)
Japan-EU Business and Sustainability Law	(2)
Corporate Governance and Risk Management	(2)
International Commercial Arbitration I	(2)
International Commercial Arbitration II	(2)

入 管 法	(2)
災 害 復 興 法 学	(2)
ス ポ ー ツ 法	(2)
ア ー ト と 法	(2)
数 理 法 務 入 門 I	(2)
数 理 法 務 入 門 II	(2)

イ ギ リ ス 法	(2)
中 国 法	(2)
E U 法 I (E U 憲 法)	(2)
E U 法 II (E U ビジネス法)	(2)
ア ジ ア 法	(2)

Japanese Law (Labor and Employment)	(1)
Japanese Law in Cross-border Matters	(1)
Japanese Law (Citizen, Consumer and Family Relation)	(1)
Japanese Law (Property Law)	(2)
Cross-Border Investment into Japanese Real Estate; Acquisition, Financing, and Ownership	(2)

International Investment Arbitration	(2)
International Arbitration Practice in Northeast Asia	(1)
Japanese Competition Law	(2)
Business Strategy and Contract Law of the Internet	(2)
Start-up Company and Venture Capital Law	(2)
Case Study in International Dispute Resolution and Regulatory Law	(1)
International Capital Markets	(2)
Introduction to the Law of Investment Funds	(1)

3	Global Security and Law		
	International Law	(2)	International Security Law (1)
	Law of International Organizations	(2)	Environmental Law and Disaster (2)
	Introduction to Global Law	(1)	Multinational Corporations and Law (2)
	Globalization and International Human Rights in Asia	(1)	History of International Law (2)
	Globalization and International Criminal Law	(1)	
4	Innovations and Intellectual Property Law		
	Intellectual Property from a Global Perspective	(2)	Innovation and Law I (1)
	Global Intellectual Property Management	(2)	Innovation and Law II (1)
	International IP Licensing Agreements	(2)	Comparative Japanese IP Case Law: Product Design Protection (1)
5	Area Studies		
	Area Studies of Law (South East Asia)	(1)	Area Studies of Law (Asia-Pacific) (1)
	Area Studies of Law (China)	(1)	Area Studies of Law (EU-Japan) (1)
	Area Studies of Law (Korea)	(1)	
	Area Studies of Law (Singapore)	(1)	
6	Comparative Law		
	Introduction to American Business Law	(1)	Comparative Contract Law (2)
	Advanced Topics in American Business Law	(1)	Comparative Corporate Law (2)
	American Law and Society	(2)	Comparative Corporate Finance and Law (2)
	Comparative Constitutional Law	(2)	English Contract Law (1)
7	Current Legal Issues		
	Art Business and Law	(1)	Seminar (Case Study in International Competition Law) (1)
	Sports Law and Dispute Resolution	(1)	Seminar (Global Tax Perspectives) (1)
	Legal English for Law Students Seminar (Investment and Doing Business in Asia)	(1)	Seminar (Current Legal Issues) (1)
8	Legal Research and Writing		
	Graduate Writing Seminar	(1)	
9	Practical Training		
	International Commercial Dispute Resolution	(2)	Drafting International Agreements (2)
	SIAC and Institutional Arbitration I	(1)	Drafting and Negotiation of M&A and JV Transactions (2)
	SIAC and Institutional Arbitration II	(2)	Moot Court (2)
	Legal Debate and Negotiation	(2)	

ベーシック・プログラム

企業法務ベーシック・プログラム (2)

金融法務ベーシック・プログラム (2)

ワークショップ・プログラム

企業法務ワークショップ・プログラム (2)

金融法務ワークショップ・プログラム (2)

知的財産法務ワークショップ・プログラム (2)

経済法ワークショップ・プログラム (2)

倒産法ワークショップ・プログラム (2)

労働法ワークショップ・プログラム (2)

フォーラム・プログラム

企業内法務フォーラム・プログラム (2)

起業と法フォーラム・プログラム (2)

テーマ演習 (2)

テーマ研究 (1)

リサーチペーパー (1)

上級リサーチペーパーⅠ (3)

上級リサーチペーパーⅡ (3)

経済法ベーシック・プログラム (2)

労働法ベーシック・プログラム (2)

消費者法ワークショップ・プログラム (2)

環境法務ワークショップ・プログラム (2)

EUグローバル法務

ワークショップ・プログラム (2)

国際刑事法ワークショップ・プログラム (2)

国際法務フォーラム・プログラム (2)

法整備支援フォーラム・プログラム (2)

- ② 前項に掲げる授業科目のほか、本研究科委員会が適当と認める授業科目を、本研究科法曹養成専攻の定める授業科目として認定または設置することができる。ただし、前項に掲げる授業科目の区分に該当しないものは、自由科目とする。認定または設置する単位数は、本研究科委員会が定める。

第7条① 本研究科法曹養成専攻の学生は、本研究科法曹養成専攻に設置された授業科目のうちから、次に掲げる単位を含む93単位以上を履修しなければならない。ただし、法律基本科目（選択）は、5単位を超えて上記の単位数に算入することはできない。

法律基本科目（必修）： 55単位

法律実務基礎科目（必修）： 10単位

基礎法学・隣接科目： 4単位以上

展開・先端科目： 12単位以上

- ② 設置された授業科目以外の授業科目を履修するときは、あらかじめその授業科目の担当者の承認を得なければならない。
- ③ 学年における履修単位数の上限は、第1学年36単位、第2学年36単位、第3学年44単位とする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科に入学した学生および履修科目の単位を優れた成績をもって修得することが見込まれる者として本研究科委員会が認める学生については、第2学年において、上記に加えて8単位まで履修を認める。

第8条① 入学に際し、本研究科法曹養成専攻において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）は、第4条第2項に定める標準修業年限の

うち1年間在学し、前条第1項に定める単位について30単位を修得したものとみなす。ただし、第21条第2項但書により法学既修者として入学が認められた者が修得したとみなすことができる単位は、20単位以上30単位未満とし、本研究科委員会がこれを定める。

- ② 認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科法曹養成専攻に入学した者またはこれらの者と同等の学識を有すると本研究科が認める者については、前項中「30単位」とあるのは「46単位」と読み替えるものとする。

第9条 本研究科法曹養成専攻の学生は、授業科目の選択履修に当たっては、あらかじめ学習指導教員の指示を受けなければならない。

第10条① 本研究科法曹養成専攻の学生について、学習指導教員が特に必要と認めた場合には、本研究科委員会の承認を得て、第7条の規定と異なる履修方法を個別的に指示することができる。

- ② 学習指導教員が特に必要と認めた場合には、本研究科以外の本大学大学院研究科等の授業科目を指定し、履修させることができる。

③ 学習指導教員は、学生の特別な修学上の理由により適当と認めるときは、本塾以外の国内高等教育研究機関の授業科目の履修を許可することができる。

④ 前項の許可を受けた授業科目で、本研究科委員会において本研究科の定める授業科目と認定されたものについては、30単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

⑤ 本研究科委員会は、学生の教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、30単位を超えない範囲で本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第11条① 第8条、前条第4項および第5項ならびに第24条第3項により修得したものとみなされる単位は、併せて30単位を超えないものとする。

② 認定連携法曹基礎課程を修了して本研究科法曹養成専攻に入学した者またはこれらの者と同等の学識を有すると本研究科が認める者については、本研究科以外の認定連携法科大学院で修得した単位につき、前項中「30単位」とあるのは「46単位」と読み替えるものとする。

第11条の2① 本研究科グローバル法務専攻に設置する専門職学位課程の科目群、授業科目およびその配当単位数は、次のとおりとする。

1 Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective

Law, Culture and
Development in Asia (2)

Introduction to Asian Law (2)

Japanese Law (Public Law) (2)

Japanese Law (Criminal Law) (1)

Japanese Law
(Economic Security Legislation) (1)

Japanese Law
(Economy and Social Structure) (2)

Japanese Law
(Legal History and Transformation) (2)

Japanese Law
(Labor and Employment) (1)

Japanese Law
in Cross-border Matters (1)

Japanese Law (Citizen, Consumer and Family Relation)	(1)	Cross-Border Investment into Japanese Real Estate; Acquisition, Financing, and Ownership	(2)
Japanese Law (Property Law)	(2)		
2 Global Business and Law		International Investment Arbitration	(2)
International Commercial Transactions	(2)	International Arbitration Practice in Northeast Asia	(1)
Cross-border Litigation	(2)	Japanese Competition Law	(2)
Finance Transactions and Securities Regulations in Japan	(2)	Business Strategy and Contract	(1)
Bankruptcy Laws	(2)	Law of the Internet	(2)
Law, Finance and Taxation of Corporate Acquisitions	(2)	Start-up Company and Venture Capital Law	(2)
Japan-EU Business and Sustainability Law	(2)	Case Study in International Dispute Resolution and Regulatory Law	(1)
Corporate Governance and Risk Management	(2)	International Capital Markets	(2)
International Commercial Arbitration I	(2)	Introduction to the Law of Investment Funds	(1)
International Commercial Arbitration II	(2)		
3 Global Security and Law		International Security Law	(1)
International Law	(2)	Environmental Law and Disaster	(2)
Law of International Organizations	(2)	Multinational Corporations and Law	(2)
Introduction to Global Law	(1)	History of International Law	(2)
Globalization and International Human Rights in Asia	(1)		
Globalization and International Criminal Law	(1)	Innovation and Law I	(1)
4 Innovations and Intellectual Property Law		Innovation and Law II	(1)
Intellectual Property from a Global Perspective	(2)	Intellectual Property Case Law and Enforcement	(2)
Global Intellectual Property Management	(2)	Comparative Japanese IP Case Law: Product Design Protection	(1)
International IP Licensing Agreements	(2)		
5 Area Studies		Area Studies of Law (Asia-Pacific)	(1)
Area Studies of Law (South East Asia)	(1)	Area Studies of Law (EU-Japan)	(1)
Area Studies of Law (China)	(1)		
Area Studies of Law (Korea)	(1)		
Area Studies of Law (Singapore)	(1)		

6 Comparative Law			
Introduction to American Business Law	(1)	Comparative Contract Law	(2)
Advanced Topics in American Business Law	(1)	Comparative Corporate Law	(2)
American Law and Society	(2)	Comparative Corporate Finance and Law	(2)
Comparative Constitutional Law	(2)	English Contract Law	(1)
7 Current Legal Issues			
Art Business and Law	(1)	Seminar (Case Study in International Competition Law)	(1)
Sports Law and Dispute Resolution	(1)	Seminar (Global Tax Perspectives)	(1)
Legal English for Law Students	(1)	Seminar (Current Legal Issues)	(1)
Seminar (Investment and Doing Business in Asia)	(1)		
8 Legal Research and Writing			
Graduate Writing Seminar	(1)	Research Paper II	(2)
Research Paper I	(2)		
9 Practical Training			
International Commercial Dispute Resolution	(2)	Drafting International Agreements	(2)
Negotiation	(2)	Drafting and Negotiation of M&A and JV Transactions	(2)
Mediation	(2)	Moot Court	(2)
Arbitration	(2)	Internship I	(1)
SIAC and Institutional Arbitration I	(1)	Internship II	(2)
SIAC and Institutional Arbitration II	(2)	Internship III	(3)
Legal Debate and Negotiation	(2)	Internship IV	(4)

② 前項に掲げる授業科目のほか、本研究科委員会が適当と認める授業科目を、本研究科グローバル法務専攻の定める授業科目として認定または設置することができる。ただし、前項に掲げる授業科目の区分に該当しないものは、自由科目とする。認定または設置する単位数は、本研究科委員会が定める。

第11条の3 ① 本研究科グローバル法務専攻の学生は、本研究科グローバル法務専攻に設置された授業科目のうちから、次に掲げる単位を含む30単位以上を履修しなければならない。

1 Global Business and Law または Global Security and Law のいずれかの科目群：4 単位以上

2 Practical Training 科目群：4 単位以上

② 法科大学院を修了した者および法科大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者以外の者は、前項に規定する単位に加えて、本研究科グローバル法務専攻に設置された授業科目のうちから、次に掲げる単位を含む6 単位を履修しなければならない。ただし、

第1号に掲げる科目については、法曹養成専攻に設置された授業科目のうち本研究科委員会が適当と認める授業科目を履修することをもって、同号に掲げる科目を履修したものとみなすことができる。

1 Japanese Law and Asian Law in Global Practical Perspective 科目群：4単位

2 Practical Training 科目群：2単位

- ③ 設置された授業科目以外の授業科目を履修するときは、あらかじめその授業科目の担当者の承認を得なければならない。
- ④ 各学年における履修単位数の上限は、それぞれ44単位とする。
- ⑤ 本研究科グローバル法務専攻の学生は、学習指導教員が、学生の特別な修学上の理由により適当と認めるときは、本研究科委員会の承認を得て、法曹養成専攻に設置された日本語で行われる授業科目を8単位を上限として履修し、本条第1項の定める修了に必要な単位に含めることができる。
- ⑥ 半期の間に20単位を超えて履修するときは、あらかじめ学習指導教員の承認を得なければならない。

第11条の4 本研究科グローバル法務専攻の学生は、授業科目の選択履修に当たっては、あらかじめ学習指導教員の指示を受けなければならない。

第11条の5① 本研究科グローバル法務専攻の学生について、学習指導教員が特に必要と認めた場合には、本研究科委員会の承認を得て、第11条の3の規定と異なる履修方法を個別的に指示することができる。

- ② 学習指導教員が特に必要と認めた場合には、本研究科以外の本大学大学院研究科等の授業科目を指定し、履修させることができる。
- ③ 学習指導教員は、学生の特別な修学上の理由により適当と認めるときは、本塾以外の国内高等教育研究機関の授業科目の履修を許可することができる。
- ④ 前項の許可を受けた授業科目で、本研究科委員会において本研究科の定める授業科目と認定されたものについては、15単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- ⑤ 本研究科委員会は、学生の教育上有益と認めるときは、本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第11条の6 前条第4項および第5項ならびに第24条第3項により修得したものとみなされる単位は、併せて15単位を超えないものとする。

第4章 成績評価ならびに進級および課程修了の認定

第12条① 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、その合格者に所定の単位を与える。

② 学業成績の評語は、S・A・B・C・Dの5種とし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格

とする。また、特定の授業科目については、P、Fのみの評語を設けることができる。その場合Pは合格、Fは不合格とし、その運用は本研究科の定めによる。なお、他大学等で履修した授業科目を本研究科の単位として認定する場合に、上記の評語を用いないときはGとする。

- ③ S・A・B・C・Dの評価基準は、次のとおりとする。
- S：90点以上
 - A：80点以上90点未満
 - B：70点以上80点未満
 - C：60点以上70点未満
 - D：60点未満
- ④ 前項に定める学業成績の評語S・A・B・Cの相対的割合は、専門職学位課程ごとに本研究科委員会が別に定める数値を目標とする。
- ⑤ 本研究科の正規学生には、履修した授業科目につき、学業成績の評語に応じ、本研究科委員会の定めるグレード・ポイントが与えられる。ただし、自由科目および学業成績の評語P、FならびにGを表示された授業科目について、グレード・ポイントは与えられない。学業成績の各々の評語に対応するグレード・ポイントは、本研究科委員会が別に定める。
- ⑥ 前項の定めに従って与えられたグレード・ポイントを基に履修科目1単位当たりの成績の平均点（以下「GPA」という。）を算出する。GPAの計算方式は、本研究科委員会が別に定める。

第13条 修学について正規の手続を怠っている者は、受験資格を失う。

第14条 本研究科法曹養成専攻における各学年の進級に要する条件は、次のとおりとする。

- 1 第1学年において、この学年に配当された全必修科目30単位を修得し、かつ本研究科委員会が別に定める成績に関する要件を満たした者は、第2学年に進級する。
- 2 第2学年において、この学年に配当された全必修科目22単位を修得し、第1学年および第2学年の合計修得単位が60単位以上（自由科目を除く。）であり、かつ本研究科委員会が別に定める成績に関する要件を満たした者は、第3学年に進級する。ただし、法学既修者については、第2学年に配当された全必修科目（第21条第2項但書により法学既修者として入学が認められた者が修得すべき必修科目の単位数については、23単位以上32単位以下とし、本研究科委員会がこれを定める。）を含めて合計30単位以上（自由科目を除く。）を修得し、かつ本研究科委員会が別に定める成績に関する要件を満たした場合は、第3学年に進級する。
- 3 進級の時期は年度末とし、当該学期に在学していることを要件とする。

第15条① 本研究科専門職学位課程修了の認定は、本研究科委員会が行う。

- ② 本研究科法曹養成専攻の専門職学位課程（法科大学院）の修了要件は、法科大学院に3年以上在学し、各科目（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目および展開・先端科目）について、第7条に定める所定の単位を修得し、本研究科委員会が別に定める成績に関する要件を満たすこととする。ただし、本研究科において法学既修者として入学が認

められた者の在学年数に関する要件は、2年以上の在学で足りるものとする。

- ③ 本研究科法曹養成専攻の専門職学位課程（法科大学院）の修了の時期は年度末とし、当該学期に在学していることを要件とする。
- ④ 本研究科グローバル法務専攻の専門職学位課程（専門職大学院）の修了要件は、専門職大学院に1年以上在学し、第11条の3に定める所定の単位を修得することとする。

第16条① 第14条により直近上級学年に進級することができなかった者および前条第2項により本研究科法曹養成専攻の専門職学位課程を修了することができなかった者は、原級にとどまる。

- ② 前項により原級にとどまった者が当該学年で取得した授業科目の単位およびグレード・ポイントは、無効とする。ただし、本研究科委員会が別に定める基準以上の評価を得た授業科目については、その限りではない。

第5章 学位およびその授与

第17条 専門職学位は、大学院専門職学位課程を修了した者に与えられる。

第18条 専門職学位は、大学学位規程の定めるところにより授与する。

第6章 入学、留学、休学、退学および再入学

第19条 入学の時期は毎年4月とする。ただし、本研究科委員会の定めるところにより、秋学期から入学を許可することができる。

第20条 本研究科専門職学位課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 大学を卒業した者
- 2 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 3 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 4 文部科学大臣の指定した者
- 5 大学に3年以上在学した者（またはこれに準ずる者）で、当該大学で履修した単位のうち、本研究科が定める所定の単位について、優れた成績をもって修得したものと本研究科が認めた者
- 6 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 7 その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた22歳以上の者

第21条① 本研究科専門職学位課程の入学志願者については、学力、人物、健康について考査する。

- ② 法学既修者としての入学を志願する者については、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法に関する基礎的な学識について考査する。ただし、本研究科委員会の定めるところにより、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の基礎的な学識を考査することなく、法学既修者として入学を認めることができる。

- ③ 前項但書により入学を認められた者が、本研究科委員会の定めるところにより実施される
 考查において、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法についての基礎的な学識を有すると認めら
 れたときは、前項本文の考查により入学を認められたものとみなす。

第22条 入学志願者は、第29条に定める入学検定料を納付し、必要書類を提出しなければならない。

第23条① 入学を許可された者は、保証人を立てなければならない。

- ② 保証人は、父母もしくはその親族、またはこれに準ずる者でなければならない。
 ③ 保証人が氏名を改め、または転居したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
 ④ 保証人が死亡その他の事由でその責務を果たし得ないときは、新たに保証人を選定し、届
 け出なければならない。

第24条① 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、休学することなく外国の大学院また
 はそれに準ずる高等教育研究機関に留学することを許可する。

- ② 留学の期間は、1年間に限り本研究科専門職学位課程の在学年数に算入する。
 ③ 留学中に修得した授業科目の単位は、法曹養成専攻は30単位、グローバル法務専攻は15単位
 を超えない範囲で本研究科専門職学位課程の修了に必要な単位として認定することができる。
 ④ 留学に関する細則は、別に定める。

第25条① 病気その他やむを得ない理由により欠席が長期にわたる場合には、保証人同意のう
 え願い出て、研究科委員会の許可を得て必要の期間休学することができる。

- ② 休学の期間は、当該学期または、当該年度とする。
 ③ 前項の期間中に休学の事由が消滅しない場合、その理由を付して、保証人同意の上再度願
 い出ることができる。
 ④ 休学の事由が消滅したならば、休学者は速やかに就学届を提出しなければならない。
 ⑤ 校医が健康上修学に不相当と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。
 ⑥ 休学期間は、在学年数に算入しない。
 ⑦ 本研究科法曹養成専攻の休学期間は、通算して6年を超えることはできない。ただし、本
 研究科において法学既修者として入学が認められた者の休学期間は、通算して4年を超える
 ことはできない。
 ⑧ 本研究科グローバル法務専攻の休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
 ⑨ 休学の事由が母国における兵役義務による場合、本条第7項から前項までに定める休学期
 間の通算に含めないものとする。
 ⑩ 本条第7項から第8項までに定める休学期間の上限を経過してもなお就学できない場合、
 退学させる。

第26条 病気その他の事由により退学したい者は、保証人同意のうえ退学届を提出しなければ
 ならない。

第27条 本研究科を退学した者が再入学を希望する場合、本研究科委員会は、特段の事情があ
 る場合、その再入学を認めることができる。この場合の手続は、別に定める。

第28条① 本研究科法曹養成専攻に在学し得る最長年限は、6年とする。ただし、毎学年末に

において、同一学年に2年在学し、なお進級または修了し得ない者は、退学させる。

- ② 本研究科グローバル法務専攻に在学し得る最長年限は、2年とする。ただし、第4条第2項により標準修業年限を2年とするときの最長年限は、4年とする。

第7章 入学検定料，入学金，授業料その他

第29条① 入学検定料は、別表1のとおりとする。

② 納入した検定料は、一切返却しない。

第30条① 入学を許可された者は、入学金，在籍料，在籍基本料，授業料その他必要な費用を納入しなければならない。

② 前項の費用については別表2のとおりとする。

第31条 納入方法およびその他必要な費用については別に定める。

第32条 在籍料，在籍基本料，授業料その他必要な費用を所定の期日までに納入しない者について、これを退学させることがある。

第33条 追加試験料および再試験料等は、別に定める。

第34条① 学年の途中で退学することがあっても、在籍料，在籍基本料，授業料その他必要な費用で納入したものは、返却しない。

② 休学期間中の授業料その他必要な費用の取り扱いとは別に定める。

第35条 在学中、在籍料，在籍基本料，授業料その他必要な費用について変更があった場合には、変更された後の金額を納入するものとする。

第8章 教員組織

第36条 本研究科の授業担当教員は、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専攻分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- 1 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
- 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

第9章 事務組織

第37条 本研究科の事務は、慶應義塾塾監局において行う。

第10章 運営組織

第38条① 本研究科に法務研究科委員会を置く。

② 本研究科委員会は、本研究科に所属する専任教員をもって組織する。

③ 法曹養成専攻およびグローバル法務専攻に、各専攻の専任教員をもって組織される専任者会議（以下「各専任者会議」という。）を置くことができる。

第39条① 法務研究科委員長は、第43条に定める法務研究科運営委員会の推薦に基づき、塾長が任命する。

- ② 法務研究科委員長は、各専任者会議につき、各専攻長を指名することができる。
- ③ 法務研究科委員長は、いずれかの専攻長を兼ねることができる。

第40条① 本研究科委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- ② 各専任者会議は、各専攻長が招集し、その議長となる。

第41条① 本研究科委員会は、委員定数の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

- ② 前項の規定は、各専任者会議に準用する。

第42条① 本研究科委員会は、次の事項に関して、議決する。

- 1 入学、修了、留学、休学、退学、再入学その他学生の地位の得喪または変更に関する件
- 2 試験に関する件
- 3 学位審査に関する件
- 4 学生の指導および賞罰に関する件
- 5 教育課程に関する件
- 6 授業科目の編成および担当に関する件
- 7 各種委員の選出に関する件
- 8 学長の諮問事項に関する件
- 9 その他学事に関する件

- ② 議決の方法は、本研究科委員会の内規による。

- ③ 各専任者会議は、本条第1項に掲げる事項について、研究科委員会に議案を提出することができる。

第43条① 本研究科に法務研究科運営委員会（以下「本運営委員会」という。）を置く。

- ② 本運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 1 法務研究科委員長
- 2 法務研究科委員長の推薦に基づき、塾長が任命する法務研究科委員若干人
- 3 法務研究科委員以外の本塾に所属する教員であって、塾長が任命する者若干人
- 4 塾長が任命する塾外の有識者若干人

第44条 本運営委員会の委員長は、法務研究科委員長がこれに当たる。

第45条 本運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第46条 本運営委員会は、委員定数の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。

第47条① 本運営委員会は、以下の本研究科運営事項に関して、議決する。

- 1 本研究科委員長を推薦することに関する件
- 2 人事に関する件
- 3 予算立案および管理に関する件

- ② 議決の方法は、本運営委員会の内規による。

第48条① 本研究科委員会および本運営委員会に書記を置き議事録を作成させる。

- ② 議事録は、各委員長がそれぞれ保管する。

第11章 収 容 定 員

第49条 本研究科の定員は、次のとおりとする。

専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員
法曹養成（法科大学院）	220	660
グローバル法務	30	30
計	250	690

第12章 教 育 施 設

第50条① 本研究科に学生の教育および演習に必要な施設を置く。

② 学部および研究所の施設は、必要に応じ学生の研究および教育のために用いる。

第13章 科目等履修生，特別聴講生，特別短期留学生，研修生，法曹リカレント教育 研修生および委託研修生

第51条① 本研究科委員会は、本研究科設置の科目につき、正規学生の学習および指導に支障のない範囲において、選考のうえ、本研究科の正規学生以外の者の聴講を認めることができる。

② 前項の定めにより聴講を許可された者を、科目等履修生という。

③ 科目等履修生は、別表3に定める登録料および聴講料を納入しなければならない。このほか、特に設備利用等により生じた費用相当額を納入するものとする。

④ 科目等履修生は、その聴講科目につき試験を受けることができる。

第52条① 本研究科は、他大学大学院との協議に基づき、他大学大学院の学生で本研究科の授業科目を履修する者を、特別聴講生として受け入れることができる。この特別聴講生については、別に定める。

② 本研究科において交換留学生、国費外国人留学生またはこれに準ずる者を特別短期留学生として許可することがある。なお、特別短期留学生については、別に定める。

③ 特別短期留学生は、審査料、登録料および授業料等を別表7のとおり納入するものとする。

第53条 削除

第54条① 本研究科は、正規学生の学習および指導に支障のない範囲において、本研究科における研修指導を希望する専門職学位を取得した者を選考のうえ、研修生として受け入れることができる。

② 研修生は、別表4に定める登録料および研修指導料を納入しなければならない。実習を受ける場合は、実費を納入するものとする。このほか、特に設備利用等により生じた費用相当額を納入するものとする。

③ 第1項に定める研修生のうち、研修指導を受けず専ら自主学习のみを行う者を選考のうえ、特別研修生として受け入れることができる。

④ 特別研修生の受入期間、費用、取扱い等に関しては別に定める。

第54条の2 ① 本研究科は、正規学生の学習および指導に支障のない範囲において、本研究科における研修指導を希望する職業法曹（これに準じる者を含む。）を選考のうえ、法曹リカレント教育研修生として受け入れることができる。

② 法曹リカレント教育研修生は、別表5に定める登録料および研修指導料を納入しなければならない。実習を受ける場合は、実費を納入するものとする。このほか、特に設備利用等により生じた費用相当額を納入するものとする。

第55条 ① 本研究科は、他大学もしくは他大学院の教職に籍を有する者またはこれに準ずる者が、その大学もしくは大学院またはそれらに準ずる機関の委託により、本研究科に所属する特定の教授の研修指導を受けようとする場合、委託研修生としてこれを受け入れることができる。

② 委託研修生は、別表6に定める登録料および指導料を納入しなければならない。実習を受ける場合は、実費を納入するものとする。

③ 委託研修生が授業を聴講する場合は、科目等履修生に準じて、別表3に定める聴講料を納入するものとする。

④ 授業の聴講は、研修指導教授の指示による。

⑤ 委託研修生は、図書館から図書の前借り出しができる。

第56条 別段の定めのない限り、本学則は、科目等履修生、特別聴講生、特別短期留学生、研修生、法曹リカレント教育研修生および委託研修生にも準用する。

第14章 学年、学期および休校日

第57条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第58条 学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月21日まで

秋学期 9月22日から翌年3月31日まで

第59条 ① 授業を行わない日（以下「休校日」という。）は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、休校日を変更し、または臨時に休校することができる。

1 日曜日

2 「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」で定められた休日

3 福澤先生誕生記念日（1月10日）

4 開校記念日（4月23日）

5 春季休校（3月中旬から3月下旬まで）

6 夏季休校（7月下旬から9月下旬まで）

7 冬季休校（12月下旬から翌年1月上旬まで）

② 前項に定める春季・夏季・冬季の各休校期間の日の定めは、その都度公示する。

第15章 厚生保健施設および寄宿舎

第60条 慶應義塾大学学部学則（大正9年5月5日制定）第18章および第19章に掲げる厚生保健および寄宿舎施設を本研究科学生にも使用させる。

第16章 賞 罰

第61条 人物および学業の優秀な者には授賞することがある。

第62条 この学則もしくはこれに基づいて定められた学内諸規則に違反し、または学業を怠り気品を害ね、その他学生としての本分にもとる行為のあった者については、懲戒として情状により、譴責、減点、停学または退学の処分をする。ただし、懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみこれを命ずるものとする。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第17章 奨学制度

第63条 本研究科に慶應義塾奨学規程に基づき奨学制度を置く。

第18章 改廃手続

第64条 本学則の変更は、法務研究科委員会に諮り、大学院委員会の審議を経て学長が決定する。ただし、第3章教育課程に関する規定の変更は、当該研究科委員会の決議に基づき大学院委員会の審議を経て学長が決定する。

附 則

- ① この学則は、2026年4月1日から施行する。
- ② 各年度の在籍料、在籍基本料、授業料および施設設備費の額は、別に定める方式によるスライド制を適用、毎年本学則第30条および第31条にこれを規定する。

別表1 (第29条関係) 入学検定料 (単位:円)

研 究 科	入 学 検 定 料
法 務 研 究 科	35,000

別表2 (第30条関係) 授業料その他必要な費用 (単位:円)

1 2019年度以降の入学者適用

種別 研究科	入 学 金	在 籍 料 (毎年)	授 業 料 (毎年)	施設設備費 (毎年)
法 務 研 究 科 法 曹 養 成 専 攻 (法科大学院)	100,000	330,000	1,220,000	210,000

種別 研究科	在籍基本料 (毎年)	授 業 料 (毎年)
法 務 研 究 科 グ ローバル法務専攻 (標準修業年限2年 の第2学年)	70,000 (70,000)	1,790,000 (1,070,000)

2 2016年度から2018年度までの入学者適用

種別 研究科	在 籍 料 (毎年)	授 業 料 (毎年)	施設設備費 (毎年)
法 務 研 究 科 法 曹 養 成 専 攻 (法科大学院)	330,000	1,210,000	210,000

3 2013年度から2015年度までの入学者適用

種別 研究科	在 籍 料 (毎年)	授 業 料 (毎年)	施設設備費 (毎年)
法 務 研 究 科	330,000		210,000
第 2 学 年		1,670,000	
第 3 学 年		1,670,000	

別表 3（第51条関係）科目等履修生の登録料および聴講料（単位：円）

研究科	種 別	登 録 料	聴 講 料 (1単位)
法 務 研 究 科		90,000	41,000

別表 4（第54条関係）研修生の登録料および研修指導料（単位：円）

研究科	種 別	登 録 料	研 修 指 導 料 (1か年)
法 務 研 究 科		90,000	1,560,000

別表 5（第54条の2関係）法曹リカレント教育研修生の登録料および研修指導料（単位：円）

研究科	種 別	登 録 料	研 修 指 導 料 (1か年)
法 務 研 究 科		90,000	205,000

別表 6（第55条関係）委託研修生の登録料および指導料（単位：円）

研究科	種 別	登 録 料	指 導 料 (1か年)
法 務 研 究 科		90,000	1,040,000

別表 7（第52条関係）特別短期留学生の審査料、登録料および授業料（単位：円）

研究科	種 別	審 査 料	登 録 料	授 業 料
法 務 研 究 科		18,000	90,000	1,220,000

